

(仮称) いわき市子ども計画

(第三次いわき市子どもみらいプラン)

令和7（2025）年度 ▶▶ 令和11（2029）年度

— 案 —

令和7（2025）年3月



いわき市

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画の背景と趣旨.....	3
2 計画の位置付け.....	4
3 計画の対象.....	5
4 計画の期間.....	5
5 計画の策定経過.....	5
第2章 現状と課題	7
1 こども・子育てをめぐる現状.....	9
2 こども・子育てをめぐる課題.....	19
第3章 基本方針	23
1 基本理念.....	25
2 基本目標.....	26
3 施策の体系.....	27
第4章 こども・子育て支援施策	29
基本目標Ⅰ こども・若者が権利の主体として生きられるために.....	31
基本目標Ⅱ 安心してこどもを産み育てるために.....	37
基本目標Ⅲ こども・若者が健康で自分らしく成長するために.....	45
基本目標Ⅳ 支援を必要とするこども・若者とその家庭のために.....	61
第5章 需給計画	69
第6章 計画の推進	73
資料編	77
1 ニーズ調査の結果からみる子育て家庭等に関する現状.....	79
2 こどもまんなか調査の結果からみるこどもに関する現状.....	98
3 子どもの生活実態調査の結果からみる子育て家庭等に関する現状.....	104
4 計画策定の経過・体制.....	121
5 用語解説.....	127

第 1 章

計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画の背景と趣旨

わが国では、出生数や出生率の低下に伴う少子化が長きにわたって続いています。人口動態統計（厚生労働省）によると、令和5（2023）年のわが国の出生数は72万7,288人と過去最少、合計特殊出生率（1人の女性が生涯に生む平均のこどもの数）は1.20で過去最低となるなど、経済的・精神的負担感や、出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさなど、個々人の結婚、妊娠・出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っている状況が見られ、今後においても、少子化や人口減少の進行がさらに加速していくことが見込まれています。

また、家庭の核家族化や共働き家庭の一般化、地域のつながりの希薄化も進んでおり、子どもや子育て家庭を支える環境が変化していることなどから、子育てに不安や負担を感じる保護者も少なくない状況にあります。

加えて、不登校、ひきこもり、児童虐待、ヤングケアラー、貧困など、近年の子ども・若者と保護者を取り巻く課題についても深刻化・多様化しています。

このような中、国では、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができるとして、社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的として、「子ども基本法」を令和4（2022）年6月に公布、令和5（2023）年4月に施行し、本法に掲げられた子ども施策の立案、実施を担う行政機関として子ども家庭庁が発足しました。さらに、令和5（2023）年12月には、子ども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めたものである「子ども大綱」が閣議決定されました。

子ども基本法では、市町村は子ども大綱及び都道府県子ども計画を勘案して、市町村における子ども施策についての計画（「市町村子ども計画」）を定めるよう努めるものとされています。

本市においては、平成27（2015）年の子ども・子育て支援新制度の施行に合わせ、同年に「いわき市子ども・子育て支援事業計画（いわき市子どもみらいプラン）」を、令和2（2020）年に「第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画（第二次いわき市子どもみらいプラン）」を策定し、「子どもまんなか 笑顔と夢が広がるまち いわき」を基本理念として各種取組を進めてきました。

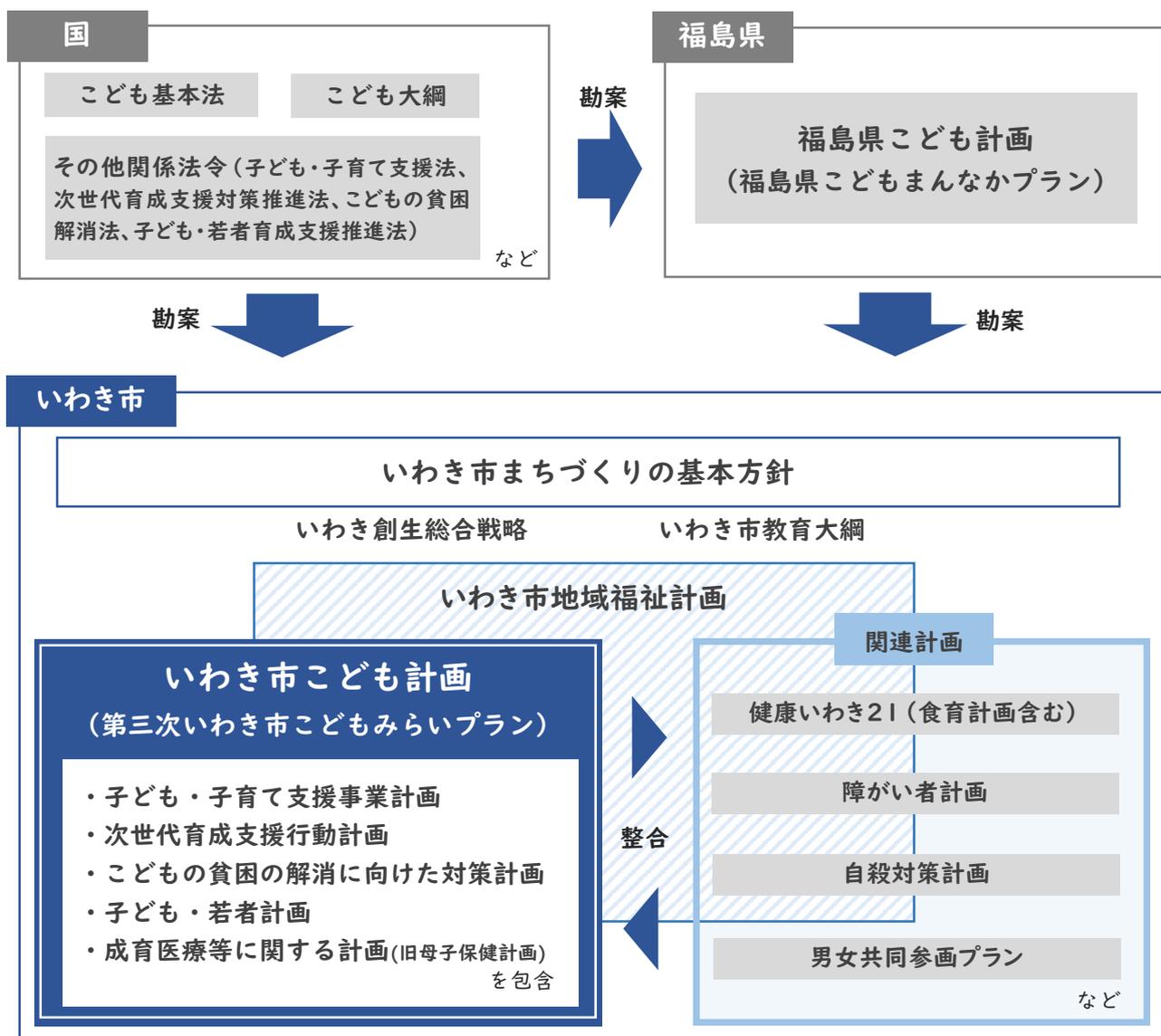
この度、「第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画」が令和6（2025）年度末に終期を迎えることから、社会情勢や子ども・子育て環境の現在を踏まえるとともに、子ども・子育て支援施策を総合的に推進するため、子ども基本法の考え方にに基づき、子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策行動計画、こどもの貧困対策計画、子ども・若者計画、成育医療等基本計画を一体化した「いわき市子ども計画（第三次いわき市子どもみらいプラン）」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置付け

こども基本法第10条第2項において、市町村はこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を定めるよう努めること、また同条第5項において、「市町村こども計画」は既存の各法令に基づくこども・子育て支援施策に関する事項を定めた関連計画と一体のものとして作成することができるとされています。

本計画は、「いわき市まちづくりの基本方針」、「いわき創生総合戦略」、「いわき市教育大綱」をはじめ、保健、医療、福祉、教育分野等の関連計画との整合を図った上で、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」、さらには「成育医療等基本計画」として策定したものです。

計画の位置付け



3 計画の対象

本計画は、「こども[※]」、「若者[※]」、「子育て当事者[※]」を対象としています。

※こども基本法では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、心と身体の発達の過程にある者を「こども」と規定しています。「若者」は法律上の定義はありませんが、思春期（中学生～18歳まで）及び青年期（18歳～30歳未満。施策によってはそれ以上の年齢も含む）とします。「子育て当事者」は、「こども」を養育する者としてします。

「こども」の表記について

本計画では、原則としてひらがなの「こども」で統一しています。

ただし、法令等に基づき「子ども」等と定義しているもののほか、本市における事業名称などの固有名詞については、漢字を用いて表記しています。

また、本計画の策定にあたって実施したアンケート調査結果（資料編）は、調査票の表記に準じて「子ども」と表記しています。

4 計画の期間

本計画は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5か年間を計画期間とします。なお、計画期間内における社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

5 計画の策定経過

- (1) 市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（市子ども・子育て会議）における審議
令和5年度に4回、令和6年度に7回の会議を開催し、各分野の専門家から、本計画に関する様々な意見を頂きました。
- (2) こどもや子育て世帯を対象としたアンケート調査の実施
保護者から子育て支援ニーズを聴取する「ニーズ調査(P79参照)」、こどもの意識・意見を聴取する「こどもまんなか調査(P98参照)」、家庭でのこどもの生活実態や家計の状況等を調査する「生活実態調査(P104参照)」を実施しました。
- (3) こども・若者から意見を聴取する「こどもまんなかトーク」等の実施
こども・若者から幅広く意見を聴取するため、対面による「こどもまんなかトーク」や「オンライン意見箱」を実施しました。
- (4) パブリックコメントの実施
令和6年12月16日から令和7年1月10日まで、本計画の骨子案についてパブリックコメントを実施しました。

第 2 章

現状と課題

第2章 現状と課題

1 こども・子育てをめぐる現状

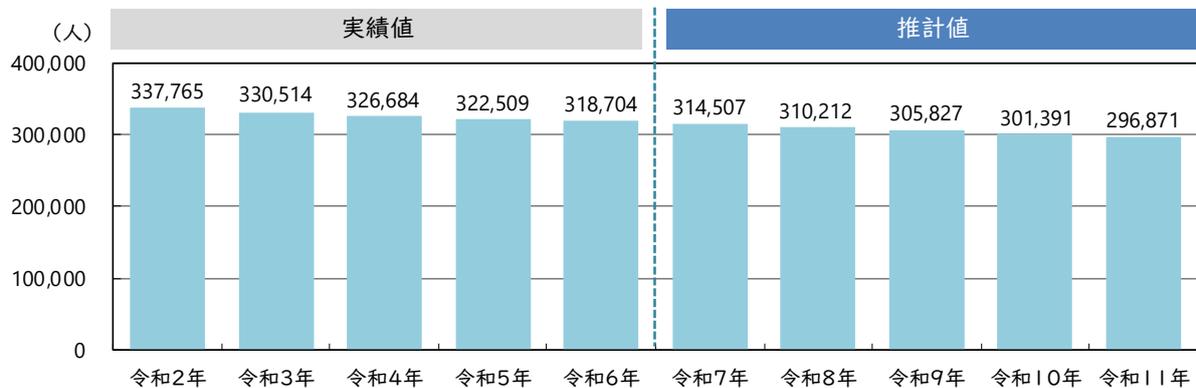
(1) 人口の現状 ～人口減少と少子高齢化、核家族化の進行～

① 総人口の推移と推計

本市の総人口は減少傾向にあり、推計（現住人口※を基にしたコーホート変化率法による各年4月1日現在の推計人口）では、令和11（2029）年が296,871人となり、令和6（2024）年の318,704人から約22,000人（約6.9%）の減少が見込まれます。

※現住人口：直近の国勢調査結果確定値に、毎月の住民基本台帳による届出（出生・死亡・転入・転出）を加減して算出した人口

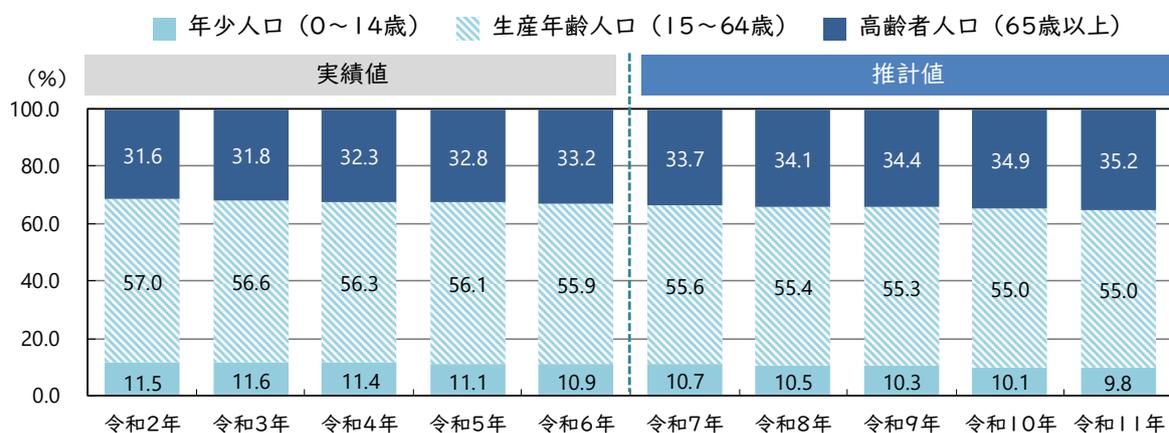
■総人口の推移と推計



資料：いわき市の人口（各年4月1日現在）

さらに、年齢3区分別人口の推計では、0～14歳の年少人口や15～64歳の生産年齢人口の割合が今後も下降していく一方で、65歳以上の高齢者人口割合は今後も上昇が見込まれます。

■年齢3区分別人口の推移と推計

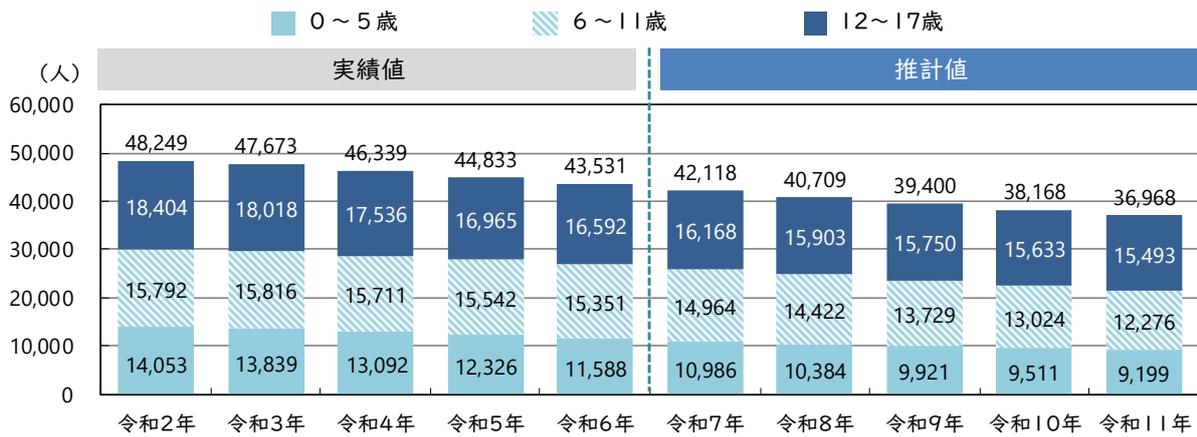


資料：いわき市の人口（各年4月1日現在）

② 児童人口の推移と推計

本市の児童人口（17歳以下）は減少傾向にあり、推計では、令和11（2029）年が36,968人で、令和6（2024）年の43,531人から約6,500人（約15.1%）の減少が見込まれます。

■児童人口（0～17歳）の推移と推計

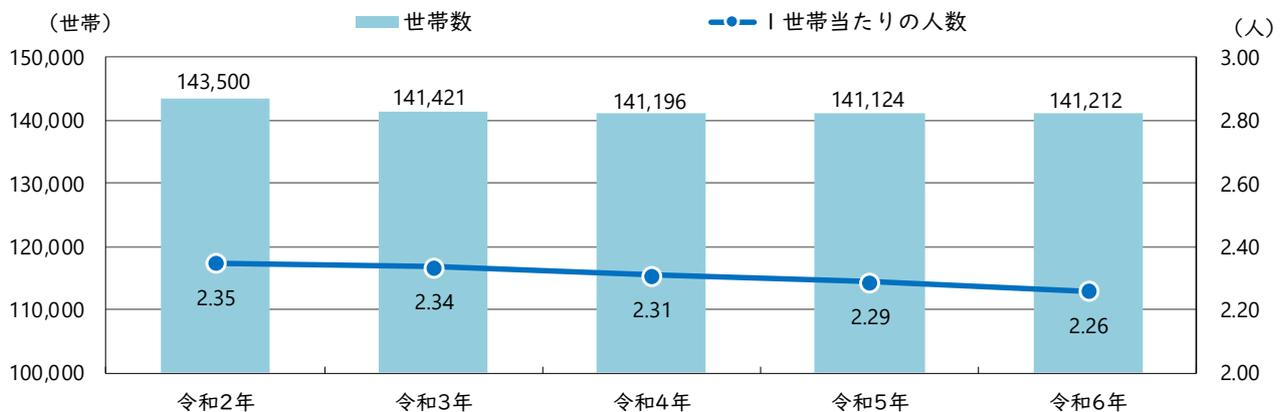


資料：いわき市の人口（各年4月1日現在）

③ 世帯数及び1世帯当たりの人数の推移

本市の世帯数は、令和3（2021）年から令和6（2024）年まで概ね横ばいで推移しており、令和6（2024）年の世帯数は141,212世帯となっています。一方、1世帯当たりの人数は減少傾向にあり、令和6（2024）年には2.26人で、令和2（2020）年と比較すると、0.09人の減少となっています。

■世帯数及び1世帯当たりの人数の推移



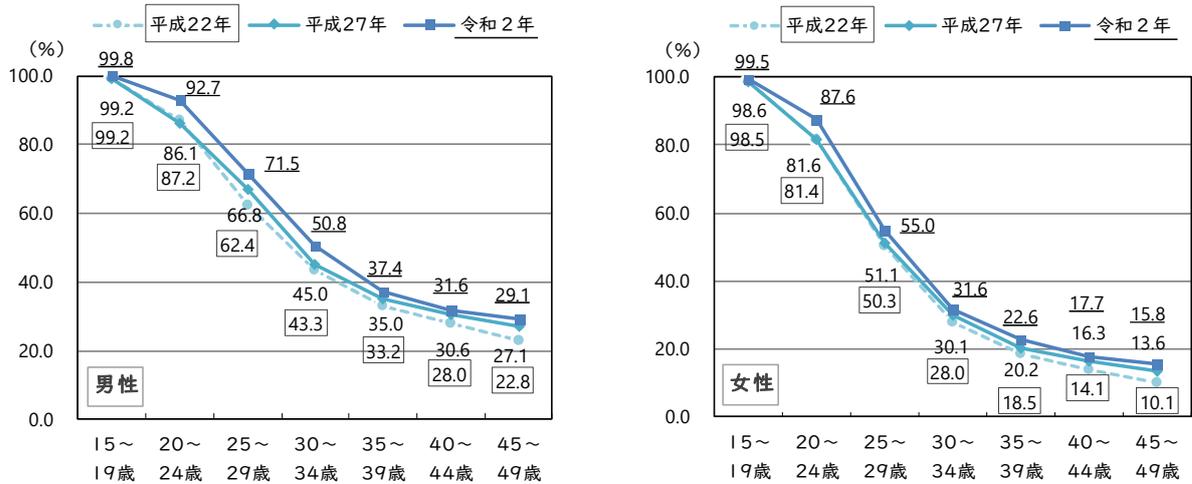
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 婚姻の現状 ～未婚化・晩婚化の進行～

① 未婚率の推移

平成22(2010)年から令和2(2020)年までの本市の15～49歳の各年代の未婚率をみると、男女ともにすべての年代で上昇しており、特に、男性では25～29歳で約9ポイント、30～34歳で約8ポイントの上昇、女性では20～24歳及び45～49歳で約6ポイントの上昇と、上昇幅が大きくなっています。

■未婚率の推移（※数値は上段が令和2（2020）年、中段が平成27（2015）年、下段が平成22（2010）年）

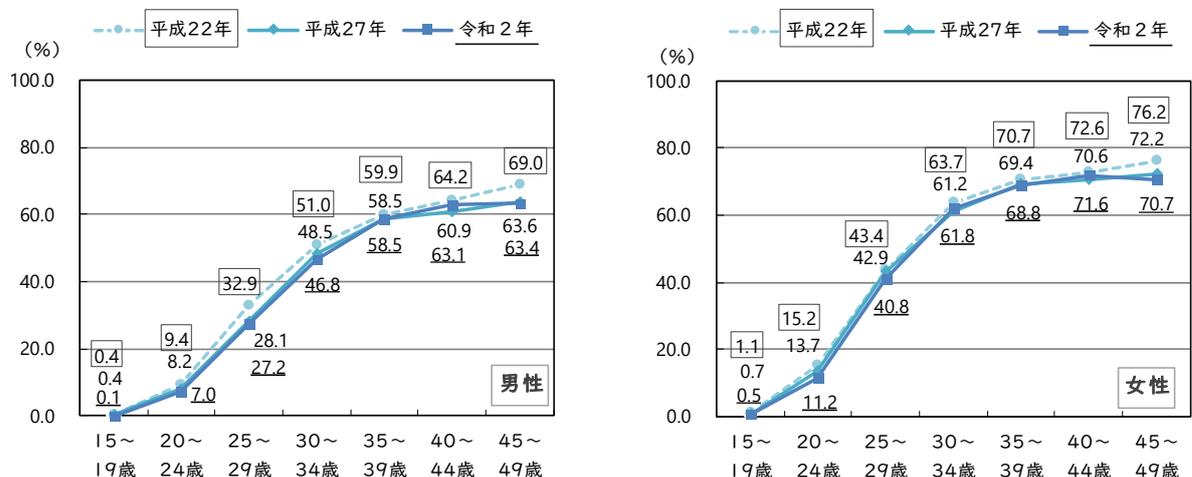


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

② 有配偶率の推移

平成22(2010)年から令和2(2020)年までの本市の15～49歳の各年代の有配偶率をみると、男女ともにすべての年代で下降しており、特に、男性では25～29歳及び45～49歳で5ポイント以上の下降、女性では45～49歳で5ポイント以上の下降と、下降幅が大きくなっています。

■有配偶率の推移（※数値は上段が平成22（2010）年、中段が平成27（2015）年、下段が令和2（2020）年）

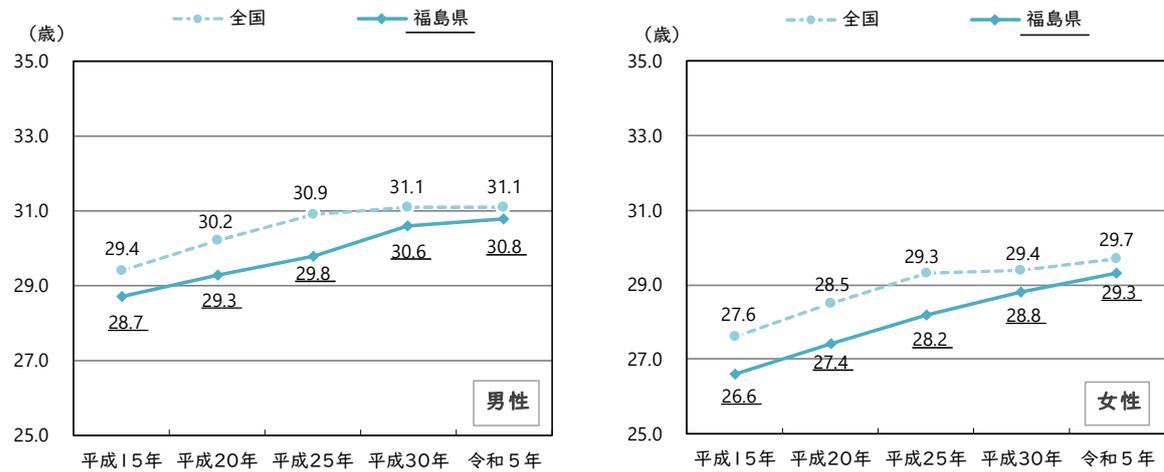


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

③ 平均初婚年齢の推移

福島県の平均初婚年齢は全国より低い値で推移していますが、平成15（2003）年から令和5（2023）年までの20年間で、男性は2.1歳、女性は2.7歳上昇しています。

■平均初婚年齢の推移



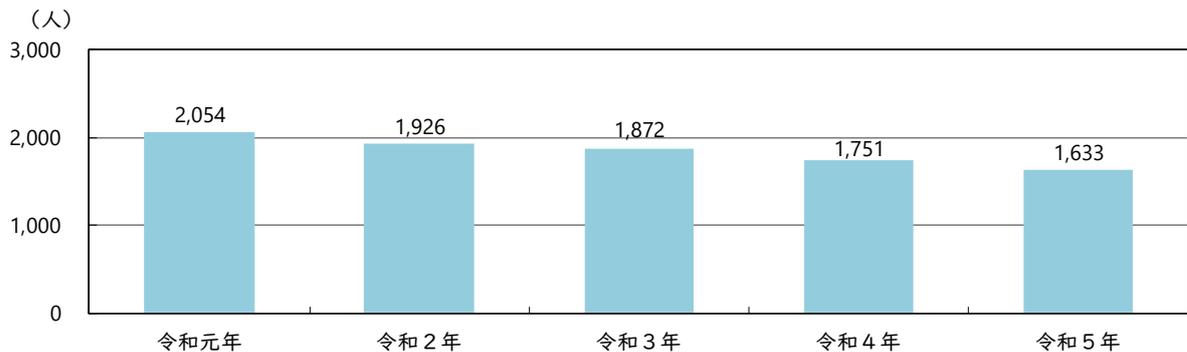
資料：人口動態統計

(3) 出生の現状 ～出生数の減少と晩産化の進行～

① 出生数の推移

本市の出生数は減少傾向にあり、令和元（2019）年と令和5（2023）年と比較すると、421人（20.5%）減少しています。

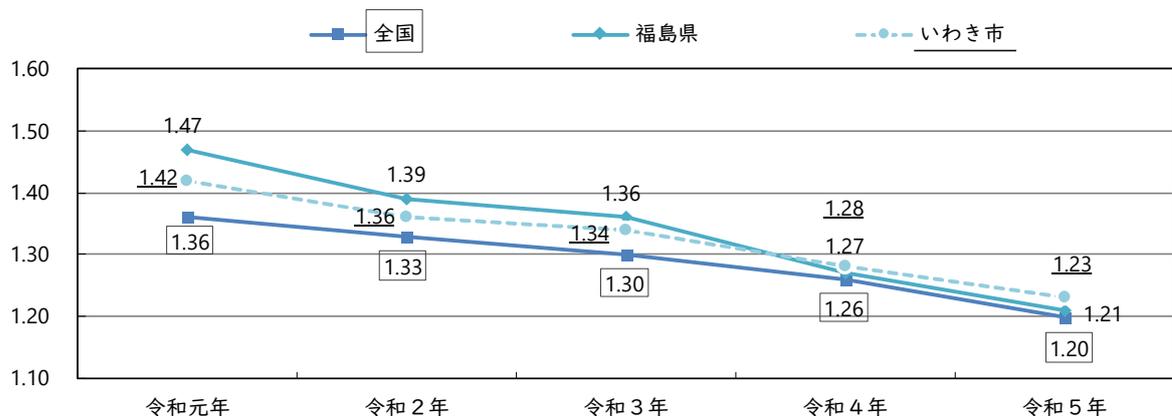
■出生数の推移



資料：いわき市の人口（各年度実績）

本市の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に生む平均のこどもの数）は下降傾向にあり、令和元（2019）年では1.42でしたが令和5（2023）年では1.23まで下降しています。令和3（2021）年までは全国値より高く福島県の値より低い数値で推移していましたが、令和4（2022）年以降はその差が縮まり、国や県と近い値で推移しています。

■合計特殊出生率の推移

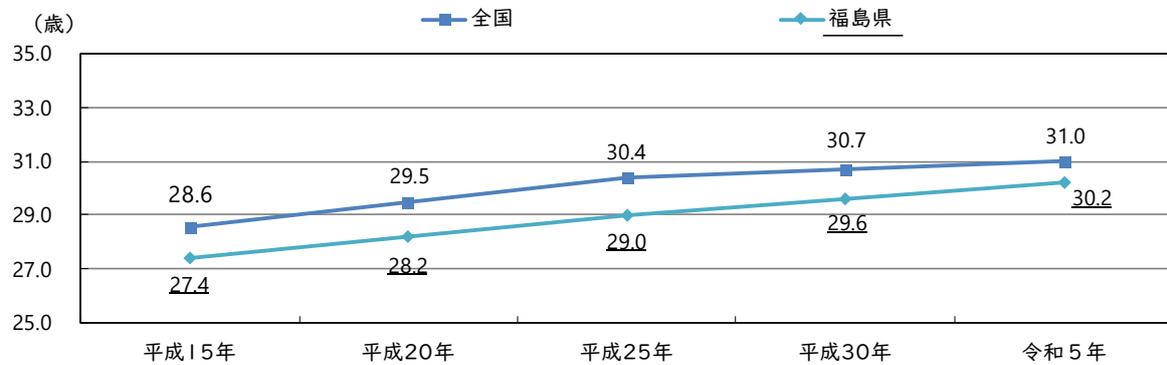


資料：人口動態統計

② 第1子出生時の母の平均年齢の推移

福島県の第1子出生時の母の平均年齢は全国より低い値で推移していますが、平成15（2003）年から令和5（2023）年までの20年間で2.8歳上昇しています。

■第1子出生時の母の平均年齢の推移

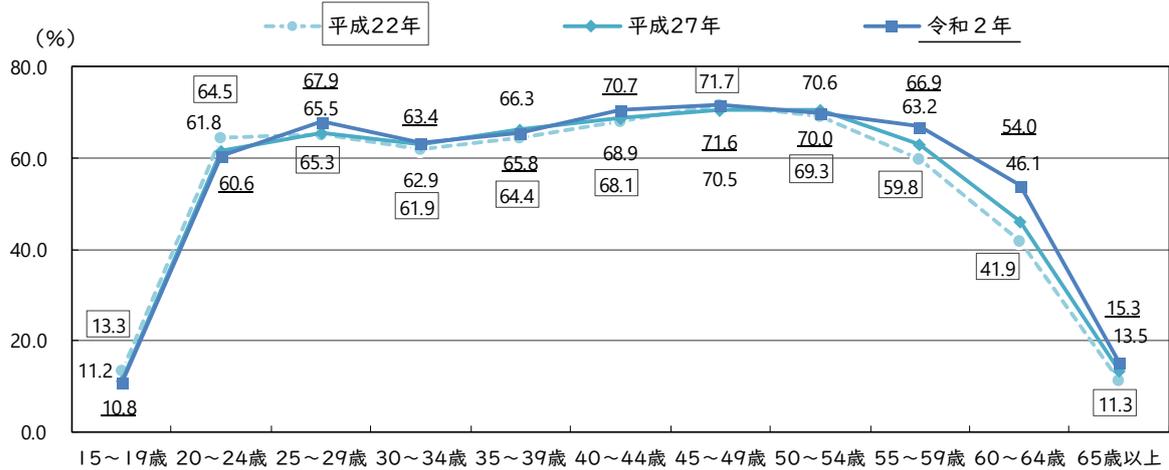


資料：人口動態統計

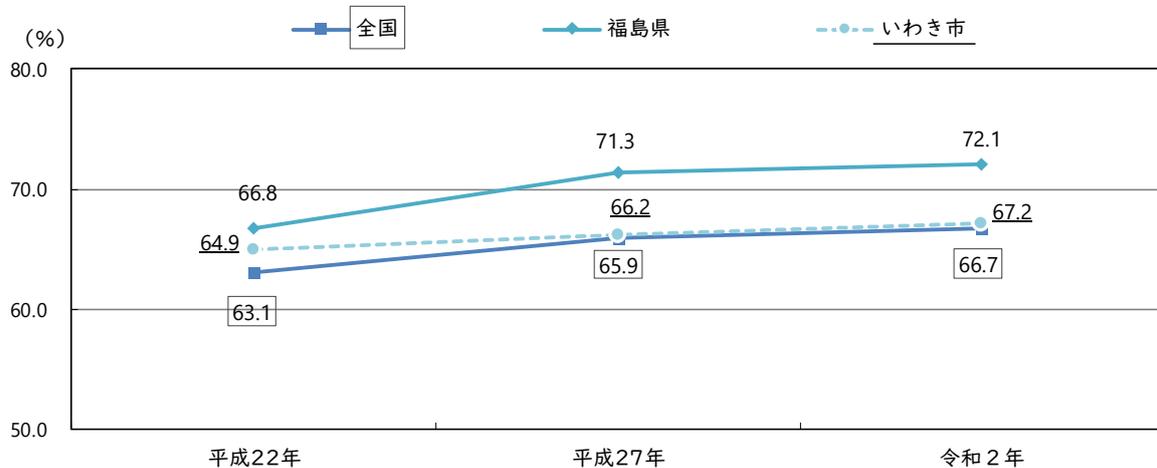
(4) 女性の就業率の推移 ～女性就業率の増加～

本市の女性就業率（25～44歳）は、令和2（2020）年が67.2%で、平成22（2010）年と比較すると2.3ポイント上昇しており、年代別では、平成22（2010）年から令和2（2020）年までに、25～29歳及び40～44歳で約3ポイントの上昇となっています。

■女性就業率の推移（年代別）



■女性就業率の推移（25～44歳）



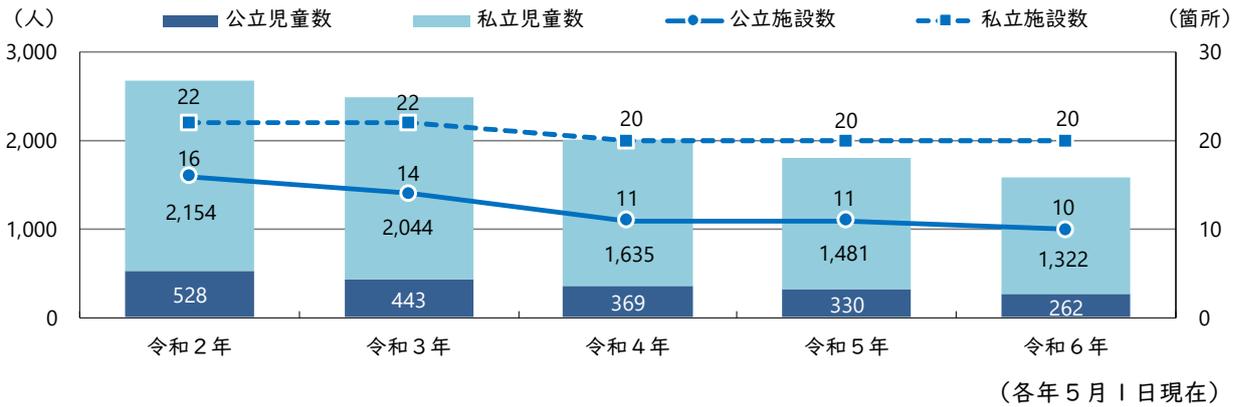
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(5) 教育・保育施設等の現状

① 幼稚園数及び幼稚園就園児童数の推移

幼稚園の数は、公立・私立共に減少しており、就園児童数についても同様の傾向がみられます。令和2（2020）年から令和6年（2024）年にかけて、公立の就園児童数はほぼ半減、私立の就園児童数は約39%の減となっています。

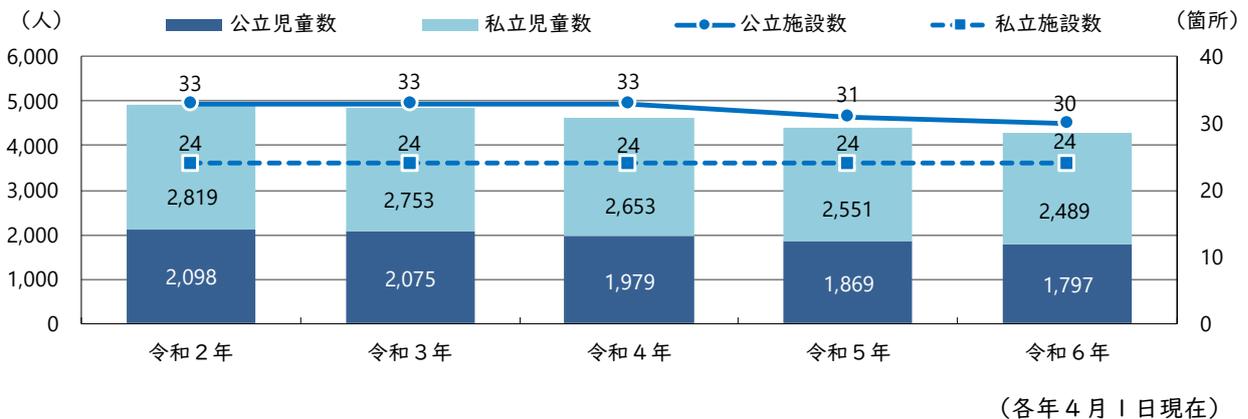
■幼稚園数及び幼稚園就園児童数の推移



② 保育所数及び保育所入所児童数の推移

保育所の数は、私立では横ばい、公立では令和5（2023）年以降に減少しています。入所児童数については令和2（2020）年から令和6年（2024）年にかけて、公立・私立共に約300人減少しています。

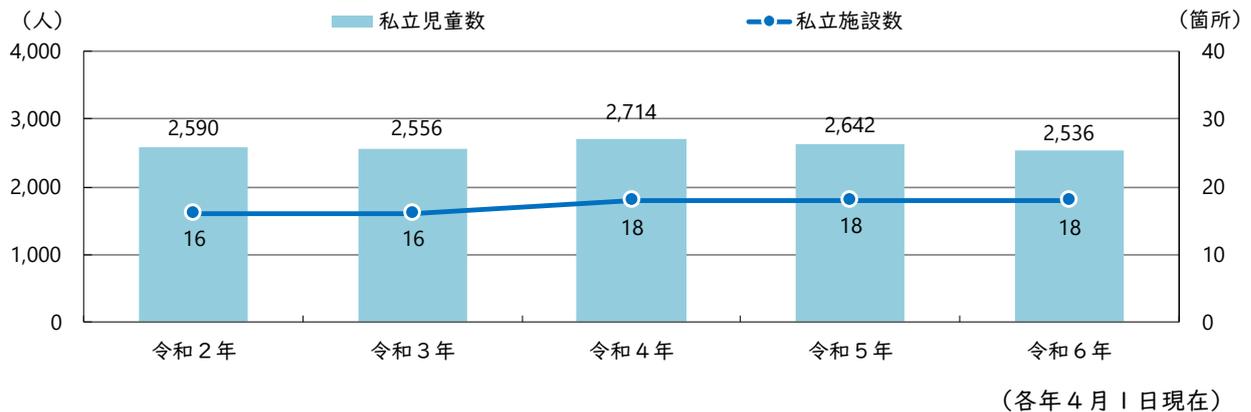
■保育所数及び保育所入所児童数の推移



③ 認定こども園数及び認定こども園就園児童数の推移

認定こども園の数は、私立幼稚園等から認定こども園への移行が進んだことにより、令和4（2022）年以降増加しています。就園児童数は、多少の増減はあるものの概ね横ばいで推移しています。

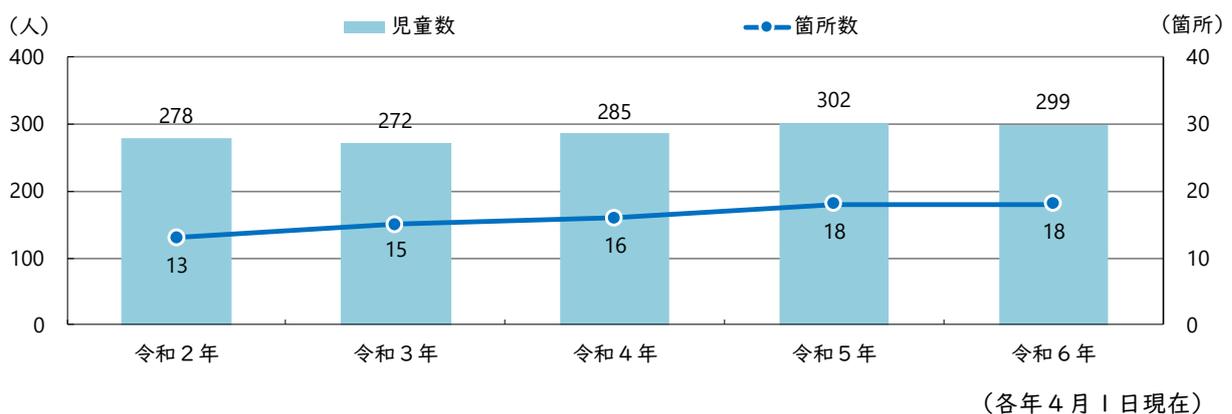
■認定こども園数及び認定こども園就園児童数の推移



④ 地域型保育事業所数及び児童数の推移

地域型保育事業所の数及び児童数は、年々増加傾向にあります。令和6（2024）年4月には、小規模保育事業所が13か所、事業所内保育事業所が3か所、家庭的保育事業所が2か所となっています。

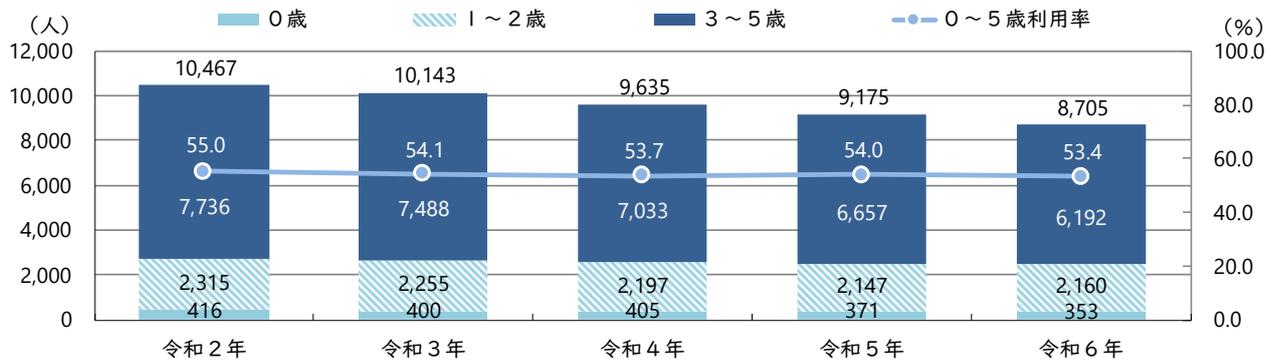
■地域型保育事業所数及び児童数の推移



(6) 教育・保育施設等利用率の推移

児童数の減少に伴い、0～5歳児の教育・保育施設等の利用数も減少傾向にありますが、利用率は概ね横ばいで推移しており、令和2（2020）年から令和6（2024）年のいずれの年も約53%～55%の利用率となっています。

■ 0～5歳児の教育・保育施設等利用率の推移



※利用率 = 0～5歳の現住人口に占める0～5歳の利用児童数の割合

(幼稚園／各年5月1日現在、その他保育所等／各年4月1日現在)

2 こども・子育てをめぐる課題

(1) 前計画の総括について

前計画においては、4つの基本目標、11の基本施策を掲げ、こども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に進めてきました。

施策分野ごとの取組み状況は以下のとおりです。

基本目標 I

安心して子どもを産み育てるために

基本 施策 1

安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備

市内7地区の保健福祉センターにおける「母子保健コンシェルジュ」や「子育てコンシェルジュ」の配備体制の拡充や、専門医・不妊カウンセラー等による「不妊・不育症専門相談」をスタートするなど、相談体制を強化しました。

また、子育て情報をわかりやすく発信するため、子ども・子育て支援サイトをリニューアルしました。

基本 施策 2

就労と子育ての両立支援

多様な教育・保育ニーズに対応するため、0～2歳児の保育の受皿の確保に努めるとともに、延長保育や一時預かりなどの充実を図りました。

放課後児童クラブを5年間で68か所から87か所に増加させるなど、受入れ体制の強化に加えて、児童クラブ支援員等の処遇改善や人材確保を進め、質の向上を図りました。

【課題】

- ニーズ調査の結果では、「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっていると思うか」という質問に対して、「向かっている」という回答割合は、未就学児童の保護者では17.0%、小学生の保護者では19.8%という結果でした。引き続き、安心して子育てができる環境整備を図る必要があります。
- 必要とする情報を確実に届けられるよう情報発信の更なる強化を図る必要があります。ニーズ調査の結果では、就学前児童の保護者が子育てに関する情報源として挙げるものはSNSが最も多く、ニーズに合わせた情報発信も求められています。
- 保育所等の待機児童が生じており、保育士不足の解消や医療的ケア児も含めた統合保育の受皿確保が必要です。
- 放課後児童クラブについては、利用希望者の増加に伴って待機児童が生じており、引き続き、受け入れ体制の強化を図る必要があります。

基本目標Ⅱ

子どもが健やかに育まれるために

基本
施策
1

健やかな心が育まれるための支援

令和2年度にこどもの権利相談室を設置するほか、リーフレットの作成・配付や、「オレンジ&パープルライトアップ」の実施を通じて、こどもの権利の啓発活動を実施しました。

基本
施策
2

子どもが健康に育つための支援

こどもがインフルエンザに感染した際の重症化・合併症の予防を図るため、予防接種費用の一部助成を新たに実施しました。

また、若年からの生活習慣病予防対策として、中学2年生の貧血検査に合わせ、脂質や血糖の検査を行い、検査結果を踏まえ、健康授業等を実施する「いわきっ子生活習慣病予防健診事業」を開始しました。

基本
施策
3

切れ目のない療育支援

障がいの早期発見・相談・支援に繋げるため、「乳幼児健康診査」等で発達に遅れが見られたこどもとその家族等に対して、「発音とことばの相談会」や「おやこ教室」の開催などを通じた支援を実施しました。

基本
施策
4

確かな人間力を育む教育の推進

小中学校において、児童生徒一人一台タブレット端末や教室への大型提示装置などを整備し、ICT環境を充実させるとともに、研修等による教員のICT活用指導力を高めながら、ICT教育の実践を図りました。

【課題】

- こどもが健やかに育まれるためには、こどもが自らの権利を正しく理解し、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を適切に行使できる力を身につける必要があることから、こどもの権利の普及啓発の強化が必要です。
- こどもの発達に係る支援の状況等を保護者や保育所等から小学校に伝えるための「いわきっ子入学支援シート」について、支援を必要とする子のシートが提出されないケースがあることから、その意義について理解啓発を図る必要があります。
- 「子どもインフルエンザ予防接種費助成」の認知度が不十分であることから、接種率向上のために更なる周知の徹底が必要です。

基本目標Ⅲ

支援を必要とする子どもとその家庭のために

基本
施策
1

児童虐待防止対策の推進

「児童福祉機能」と「母子保健機能」の相談支援を一体的に行う「こども家庭センター」を各地区保健福祉センターに設置し、児童虐待ケースの早期発見・予防的な支援を提供できる体制を強化しました。

また、ヤングケアラーコーディネーターを配置するとともに、訪問家事支援等を実施し、支援体制を強化しました。

基本
施策
2

子どもの貧困対策の推進

経済的理由により就学が困難と認められる世帯に対して、学用品費や給食費などの就学に係る費用の一部を援助するための「就学援助金」について、対象経費を拡充し、保護者の経済的負担の更なる軽減を図りました。

また、中間支援団体を通じてこども食堂の開設や運営を支援することにより、こども食堂の開設数の増加を図りました。

基本
施策
3

ひとり親家庭等への支援

父子母子福祉手当、入学児童祝金及び父子母子等奨学資金の支給や母子父子寡婦福祉資金の貸付により、ひとり親家庭への支援を実施しました。

また、ひとり親世帯の経済的負担の軽減を図るため、放課後児童クラブの利用料助成の対象として新たに児童扶養手当受給世帯を追加しました。

【課題】

- ヤングケアラーの支援を強化していますが、相談件数が少なく、支援が届いていない潜在的なケアラーもいると想定されるため、更なる啓発活動が必要です。
- こども食堂の開設数の増加に加えて、既存運営団体が自走できる仕組みづくりに重点をおいた支援が必要です。
- ひとり親家庭への高等職業訓練等を受けるための支援件数などが減少傾向にあることから、周知強化で申請に繋げ、自立を促進する必要があります。

基本目標Ⅳ

子育てを地域全体で支えるために

共創による子育て支援

子育て支援に関わる人材の育成

基本
施策
1・2

将来にわたり保育等を担う人材を育成するため、中学生・高校生を対象に「夏休み保育等現場体験」を実施するとともに、保育所の魅力や業務内容等を伝える「職業出前講座」を新たに実施しました。

また、学生や潜在保育士等の市内保育施設等への就職促進を目的とした、「合同就職説明会」や「保育所等見学バスツアー」の実施や、保育士等の就業継続及び離職防止を図るための「保育所等宿舍借り上げ支援事業費補助金」を開始しました。

「子育て支援員研修」について、教育・保育従事者などより多くの方が受講できるよう、受講対象者を拡大するとともに、受講時間や場所に縛られずに受講できるようにオンライン視聴を可能にしました。

【課題】

- 「ファミリー・サポート・センター事業」について、核家族化や共働き世帯の増加により児童の預かりのニーズがあるものの、コロナ禍から実施件数が減少しており、児童の預かりを実施する協力会員の確保が必要です
- 保育所等の利用者数は減少傾向にあるものの、保育士の加配が必要な児童数の増加に伴う保育士不足が生じており、待機児童も発生していることから、引き続き保育士の人材確保を図る必要があります。
- 不適切保育の防止やこどもに寄添った支援のため、保育者の知識や技能のアップデートを図る取組みの推進が引き続き必要です。

第 3 章

基本方針

第3章 基本方針

1 基本理念

いわきっ子が輝く 笑顔と夢が広がるまち

こども・若者は、地域の未来を築くかけがえのない存在です。その健やかな育ちと活躍を支えることは、本人の幸せにつながることはもとより、家庭や地域の幸せとなります。ひいては社会全体の幸福を高めることとなります。

こども基本法やこども大綱を貫く「こどもまんなか社会」の考え方などを踏まえ、次の通り「いわき市こども計画（第三次いわき市こどもみらいプラン）」の基本理念を設定します。

いわきっ子が輝く 笑顔と夢が広がるまち

本市はこの基本理念に基づき、こども・若者一人ひとりが、権利の主体として尊重され、「いわき」に愛着と誇りを持ちながら、みんなが笑顔で繋がり、夢を叶えることができるまちづくりを推進します。

<こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」>（こども大綱より抜粋）

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」
～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。

2 基本目標

(1) 本計画全体の成果指標

成果指標		区分	現状値	目標値
I	「こどもまんなか社会の実現に向かって いる」と思う人の割合	中学2年生	40.5% (R6年度)	70.0% (R11年度)
		就学前児童の 保護者	13.3% (R6年度)	
		小学生の 保護者	14.8% (R6年度)	

(2) 本計画全体の基本目標

基本目標Ⅰ

こども・若者が権利の主体として生きられるために

基本目標Ⅱ

安心してこどもを産み育てるために

基本目標Ⅲ

こども・若者が健康で自分らしく成長するために

基本目標Ⅳ

支援を必要とするこども・若者とその家庭のために

3 施策の体系

基本理念	基本目標	基本施策
いわきっ子が輝く 笑顔と夢が広がるまち	I こども・若者が 権利の主体として 生きられるために	I-1 こども・若者の権利が尊重される社会の推進 (1)こども・若者の権利の啓発 (2)こども・若者の社会参画・意見反映の推進 (3)こども・若者の居場所づくりと学習機会・体験機会の確保
	II 安心してこどもを 産み育てるために	II-1 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備 (1)相談体制・情報提供の充実 (2)妊娠・出産・産後への支援 (3)安心して子育てできる生活環境の整備
	III こども・若者が 健康で自分らしく 成長するために	II-2 就労と子育ての両立支援 (1)多様な教育・保育環境の整備 (2)子育てしやすい雇用環境の整備
	IV 支援を必要とする こども・若者と その家庭のために	III-1 こども・若者が健康に育つための支援 (1)生活習慣の基礎づくり (2)疾病予防の充実 (3)医療体制の充実
		III-2 切れ目のない療育支援 (1)障がいの早期発見、相談体制・サービスの充実 (2)障がいのあるこども・若者とその家庭への支援
		III-3 確かな人間力を育む教育の推進 (1)家庭教育の充実 (2)学校教育の充実
		III-4 若者の生活基盤の安定化 (1)安定した社会生活の支援
		IV-1 困難に直面するこども・若者への支援 (1)児童虐待等防止対策の推進 (2)悩みや不安を抱えるこども・若者への支援
		IV-2 こども・若者の貧困対策の推進 (1)こども・若者の貧困対策の推進
		IV-3 ひとり親家庭等への支援 (1)ひとり親家庭への支援

第4章

こども・子育て支援施策

第4章 子ども・子育て支援施策

基本目標

I

子ども・若者が権利の主体として生きられるために

基本目標達成のための成果指標

	成果指標	区分	現状値	目標値
1	「子どもに関する政策において自分の意見がきいてもらえている」と思う人の割合	中学2年生	35.8% (R6年度)	70.0% (R11年度)
2	「どこかに助けてくれる人がいる」と思う人の割合	中学2年生	97.8% (R6年度)	現状維持 (R11年度)

I-1 子ども・若者の権利が尊重される社会の推進

- ◆ 子ども・若者は、意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体として、乳幼児期から生まれながらに権利の主体であることから、子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る必要があります。
- ◆ 子ども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながることから、大人は、子ども・若者の最善の利益を実現する観点で子どもや若者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていくことが必要です。
- ◆ 子ども・若者が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で成長し、子どもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう居場所づくりを進めることが必要です。

<児童の権利に関する条約 4つの原則>

原則①：差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

原則②：子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

原則③：生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

原則④：子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

具体的施策の展開

(1) 子ども・若者の権利の啓発

子ども・若者が自らの権利について学び、自らを守ることができるよう、また子ども・若者を一人の人間として尊重し、健やかに育つことができる社会をつくるため、子ども・若者の権利に関する啓発等を積極的に推進します。

<主な取組み>

取組名称（担当課）		取組内容
1	子どもの権利普及啓発事業 （子ども政策課）	子どもの権利について、市民の理解を深めるとともに、子どもが自らの権利を正しく解し、自らを守る方法や回復する方法を適切に行使できる力を身につけることができるようにするため、啓発活動を推進します。
2	子どもの権利啓発活動 （子ども家庭課）	地区保健福祉センターと子ども家庭課に「子どもの権利相談室」を設置し、行政や市民が一丸となって子どもの権利を擁護する観点から、市内公共施設及び民間施設において、オレンジ・パープルライトアップの実施や、市内の小・中・高校生に対し、児童虐待防止やヤングケアラー啓発リーフレットの配布を行います。さらに、体罰防止の理解促進等について、市民向け出前講座をおこなうなど、関係機関とも連携し、子どもの権利に関する啓発活動を推進します。
3	いのちを育む教育の推進 （子ども家庭課） （学校教育課）	市『いのちを育む教育』の指針に基づき、思春期保健の課題を明らかにしながら関係者が協働で対策を検討し、発達段階に応じた活動を推進します。 市内の学校に助産師を派遣し、子ども自身がいのちを大切にできる気持ちや相手を大切にすることを育てることができるよう健康講話を実施します。
4	おやこいのちの教育教室 （子ども家庭課）	乳幼児期の親子を対象に、早期から性や命の誕生等に関する正しい情報に触れる機会や、親子が向き合って話し合えるきっかけづくりの場を提供します。
5	性・生教育セミナー （子ども家庭課）	思春期の子どもたちが自分の性や生について、生命の尊さを基本として仲間とともに考える機会を提供します。
6	多様性に対する理解の促進 （男女共同・多文化共生センター）	性別や年齢、人種、国籍、障がいの有無等にかかわらず、全ての人々が互いに様々な違いを認め合い、尊重し、思いやりを持って協力し合うことで多様な人材が活躍し、共存できる社会（多様性社会）の実現に向け、幅広い年代への理解浸透に努めます。

(2) 子ども・若者の社会参画・意見反映の推進

あらゆる子ども・若者が、家庭や学校、地域などにおいて、意見を形成し、日常的に意見を言い合える機会や、権利の主体として尊重され、意見が聴かれ、その意見が尊重される機会を、乳幼児期から学童期・思春期・青年期に至るまで持つことができるよう、子どもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組みます。

<主な取組み>

取組名称（担当課）		取組内容
1	子ども・若者の意見聴取事業 （子ども政策課）	子ども・子育て支援施策に子ども・若者などの意見を反映するため様々な手法・場面で、子ども・若者などから意見を聴く取組を実施します。
2	いわきアカデミア （政策企画課）	産業界、NPO、行政など地域が一体となり、次代を担う人財育成プログラムである「いわきアカデミア」の取組みを進めており、地域・企業の魅力を理解するとともに市内企業への就職を促進するため、高校生や大学生が地域課題に取り組みます。
3	県立磐城桜が丘高等学校教育 コースとの連携 （教育政策課）	県立磐城桜が丘高校では教員志望の生徒を対象としたプログラムを提供しており、この取組みに市教育委員会及び小中学校が連携し、“実践の場”を充実させることで、教職への志を明確にし、将来の進路選択に向けて有意義な経験を得てもらうことを目指します。
4	議会報告会及び意見交換会 （総務議事課）	4つの常任委員会が議会での審議内容などの報告を行う「議会報告会」と、議員の協議により、テーマ及び相手方を設定して自由な意見交換を行う「意見交換会」を行います。
5	デジタルプラットフォームを 活用した意見募集 （政策企画課）	既存の会議体等では聴取できていない、若者や多種多様な職種・立場の市民意見を政策に反映することを目的としたトライアル事業。市が特定のテーマを選定し、デジタルプラットフォーム（PoliPoli Gov）を活用して、デジタル対話を通じて意見募集を行います。
6	市附属機関等への子ども・若 者委員の登用 （担当課なし）	市附属機関等において、子ども・若者委員を登用することにより、子ども・若者の市政への参画の場を設けます。
7	自治体計画策定に係る意見聴 取 （担当課なし）	いわき市子ども計画等の自治体計画の策定について、子ども・若者を対象としたアンケート調査を実施するなど、意見聴取を実施します。
8	まちの未来を「わたし」目線で 考えるトークシェアミーティ ング （政策企画課） （施設マネジメント課）	「わたし」の体験や経験をベースとした対話を通じて、まちに真に必要な役割・機能・サービスを洗い出し、その受け皿のあり方を市民と共に考える機会を設けることで、本市の施策や公共施設等の方向性を具体的に検討します。

(3) 子ども・若者の居場所づくりと学習機会・体験機会の確保

屋内・屋外の遊び場や子ども食堂、放課後児童クラブなど安全で安心して過ごすことができる居場所づくりを推進するとともに、子ども・若者の健やかな成長を育むため、地域に根差す様々な団体等とも連携しながら多様な遊びや体験の提供を行います。

<主な取組み>

取組名称（担当課）		取組内容
1	屋内施設の充実 （子ども政策課） （いわき芸術文化交流館）	子ども・若者や保護者が天候に左右されず、のびのびと安心して過ごせる環境整備のため、「いわきっずもりもり」、「子ども元気センター」、「アリオスキッズルーム」等の屋内施設の充実を図ります。
2	屋外施設の充実 （再掲） （公園緑地課） （子ども政策課）	子ども・若者や保護者が自然環境の中で、自由に生き生きと過ごせる環境整備のため、都市公園やちびっこ広場等の屋外施設の充実を図ります。
3	図書館の充実 （総合図書館）	子ども・若者が家庭や地域、学校等において、日常的に本と出会い、読書や学習ができる機会の提供と環境の整備のため、図書館の充実を図ります。
4	放課後児童クラブの充実 （子ども政策課）	保護者の就労等により、昼間保護者のいない家庭の小学生に対して、安心して過ごせる場の提供及び健全育成を図るため、施設的环境整備や人材育成等を通じて放課後児童クラブの充実を図ります。
5	子ども食堂等の運営支援 （子ども政策課）	子ども食堂等の開設や運営にかかるサポート体制の整備、寄附やボランティアを提供してくれる支援者への対応、及び専用ホームページによる情報発信により、子ども食堂等の箇所数の増加・安定運営及び利用促進を図ります。
6	公立幼稚園の園庭開放 （保育・幼稚園課）	地域の子育て家庭に身近な遊び場を提供するため、公立幼稚園の園庭開放を推進します。
7	青少年育成関係団体への支援 （生涯学習課）	青少年の健全育成、地域教育力の活性化を図るため、継続的な活動を必要とする青少年育成関係団体が実施する事業に対して補助金を交付します。
8	スポーツ少年団への支援 （スポーツ振興課）	スポーツ活動を通じた青少年の健全育成を図るため、スポーツ少年団の活動を支援します。
9	総合型地域スポーツクラブの育成 （スポーツ振興課）	地域の学校施設等を利用し、地域の指導者・組織によって運営される子どもから高齢者までの生涯スポーツクラブの育成に努めます。
10	「アリオス子どもプロジェクト」の実施 （いわき芸術文化交流館）	市民ボランティアがあそびのプログラムを提供する「あそび工房」、アートを感じながら遊んだり、親子で触れあったり、保護者間で情報交換したりする場を提供する「アリオスキッズルーム・プログラム」、表現遊びの機会を提供する「あそびしょくどう」など、子どもたちが楽しめる機会を提供します。

取組名称（担当課）		取組内容
11	外国にルーツを持つ子ども・若者への支援 （男女共同・多文化共生センター）	日本語教室や日本語学習支援ボランティア養成講座などを通じて、外国にルーツを持つ子ども・若者が安心した生活を過ごせるための機会を提供します。
12	青少年ボランティア事業 （生涯学習課）	市内の青少年にボランティアや体験活動の場を提供し、その意識向上や、思いやり・奉仕の心などの精神面の充実を図ります。
13	海の魅力！いわき浜っ子総合学園事業 （水産振興課）	本市の水産業や「常磐もの」への理解、関心を深め、魚食普及及び担い手の確保を推進するため、魚離れが加速化している子どもや学生等の若い世代を対象に、子ども向けの体験学習など各年代層に応じた事業を実施します。
14	学校・家庭・地域パートナーシップ推進事業 （生涯学習課）	学校・家庭・地域と公民館が連携し、子どもたちの「生きる力」を育む様々な体験・交流活動を行うとともに、地域ぐるみで子どもを守り育てる協力体制の強化を図ります。
15	土曜学習推進事業 （生涯学習課）	子どもたちの健やかな成長を図るため、学校や家庭、地域（公民館等）が連携し、役割分担しながら、土曜学習を実施します。

<こどもの居場所とは>（「こどもの居場所づくりに関する指針」より抜粋）

子ども・若者が過ごす場所、時間、人との関係性全てが、子ども・若者にとっての居場所になり得る。すなわち居場所とは、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである。

こうした多様な場がこどもの居場所になるかどうかは、一義的には、子ども・若者本人がそこを居場所と感じるかどうかによっている。その意味で、居場所とは主観的側面を含んだ概念である。

したがって、その場や対象を居場所と感じるかどうかは、子ども・若者本人が決めることであり、そこに行くかどうか、どう過ごすか、その場をどのようにしていきたいかなど、子ども・若者が自ら決め、行動する姿勢など、子ども・若者の主体性を大切にすることが求められる。

基本目標

Ⅱ

安心して子どもを産み育てるために

基本目標達成のための成果指標

成果指標		区分	現状値	目標値
1	「今の社会は結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会に向かっている」と思う人の割合	中学2年生	43.5% (R6年度)	70.0% (R11年度)
		就学前児童の保護者	17.0% (R6年度)	
		小学生の保護者	19.8% (R6年度)	
2	妊娠11週以内での妊娠届出率	-	91.8% (R5年度)	94.4% (R11年度)
3	産後1か月時点での産後うつのハイリスク者の割合 ※	-	8.7% (R5年度)	現状維持 (R11年度)
4	保育所等待機児童数	-	1名 (R6年度)	0名 (R11年度)

※産後1か月の健診時にEPDS（エジンバラ産後うつ病質問票）を受けた人のうち、合計点数が9点以上の人の割合。

Ⅱ-1 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備

- ◆ 少子化、核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会の変化に伴い生じる様々なニーズに対応し、妊娠・出産・子育てに関する不安感や負担感を軽減させるため、子どものライフステージや保護者のニーズに応じたきめ細かな相談支援や情報提供の充実を図るなど、引き続き、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援が求められています。
- ◆ 希望する妊娠・出産を実現し、地域の中で安心して育児ができるよう、正しい知識の普及・啓発や相談支援等の一層の充実、健診の受診率向上、関係機関との連携強化等が必要となっています。
- ◆ ニーズ調査の結果では、「安心して子育てのできる環境をつくるために市が注力すべきこと」という質問に対して、「子どもが安心して遊べる場所」や「交通事故・犯罪のない生活環境」を求める回答が上位となっております。これらのニーズを受け止め、子どもや子育て当事者の目線に立ち、安全で安心して子育てできる環境整備が必要です。

具体的施策の展開

(1) 相談体制・情報提供の充実

妊娠や出産、子育てに関する不安や悩みを早期に解消するため、相談窓口の充実を図るとともに、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない相談体制の確立に努めます。

また、子育てに関する情報を一元管理し、紙媒体やホームページ、アプリ、SNSなど受け取る側のニーズに合わせた多様な媒体による情報発信に努めるとともに、保護者同士による仲間づくりや交流の場・機会を提供します。

<主な取組み>

取組名称(担当課)		取組内容
1	母子保健コンシェルジュ・子育てコンシェルジュサービス事業 (こども政策課) (こども家庭課)	ワンストップ拠点として各地区保健福祉センターに「母子保健コンシェルジュ」及び「子育てコンシェルジュ」を配置し、妊婦や子育て世帯の様々なニーズに応じた情報提供や相談・助言等の支援を行います。
2	家庭相談員等の配置 (こども家庭課)	地区保健福祉センターに家庭相談員、こども家庭課に女性相談支援員を配置し、家庭における児童の養育問題や、ドメスティック・バイオレンスなどに対する相談・助言等の支援を行います。
3	地域子育て支援拠点事業 (こども政策課)	「こども元気センター」や「内郷子育て支援センター」等において、子育て中の親子の交流の場を提供し、交流を促進するとともに、子育て等に関する相談・情報提供を行います。
4	多文化共生相談員の設置 (男女共同・多文化共生センター)	日本人と外国人との間の“言葉の壁”や、日本人の外国出身者に対する偏見差別等“心の壁”を取り除くことを目的に、多文化共生相談員を設置し、本市に居住する外国人のコミュニケーション及び生活相談等の支援を行います。
5	幼保施設における相談機能等の充実 (保育・幼稚園課)	幼保施設において、地域の子育て家庭から相談等を受けられるような体制整備を推進します。
6	子育て情報の発信 (こども政策課)	妊産婦や子育て世代の方が、必要な時に必要な情報を入手できるよう、「子育て支援アプリ(いわきおやCoCoアプリ)」や「子ども・子育て支援ポータル(いわきっこナビ)」、「子育て支援冊子(こどもみらいBOOK)」などを通して発信します。

(2) 妊娠・出産・産後への支援

妊娠・出産、さらには、出産後の不安やストレスを軽減するとともに、こどもの健やかな成長が図られるよう、各種健康診査や相談事業などを通じた切れ目のない継続的な支援を推進します。

また、妊娠・出産やそれに備えた日々の健康管理に関する正しい知識の普及・相談体制の強化など、プレコンセプションケアの取組を推進します。

<主な取組み>

取組名称(担当課)		取組内容
1	母子(親子)健康手帳の交付 (こども家庭課)	妊娠届出をした妊婦に対し、母子(親子)健康手帳を交付し、妊娠・出産・育児期において母と子の一貫した健康管理を推進します。 また、妊娠確定後は、早期から健康管理や支援につながるよう、医療機関と連携し、速やかな届出を勧奨します。
2	妊婦にやさしい遠方出産支援事業 (こども家庭課)	妊婦の経済的負担の軽減を図るとともに、安心安全に妊娠出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を整備するため、遠方での出産に関連する交通費や宿泊費に対する助成します。
3	妊産婦健康診査事業 (こども家庭課)	母体及び胎児の異常の早期発見・早期治療を図るため、妊婦健康診査費用及び産後2週間・1か月健康診査費用を補助します。
4	プレママ・プレパパクラス (こども家庭課)	初めての出産を迎える妊婦とその夫を対象に、妊娠・出産・育児に関する正しい知識を学び、前向きに子育てができるよう支援を行います。
5	産前・産後サポート事業 (こども家庭課)	地域子育て支援拠点等において、助産師による妊産婦への個別相談や、ミニ講話を受講しながら妊産婦の交流が図れる相談会を開催します。
6	妊産婦・新生児訪問指導 (こども家庭課)	妊婦、産婦、新生児(生後28日以内)を対象に、保健師が家庭訪問し、相談や妊娠・産後の経過に応じた保健指導を行います。
7	いわきっ子健やか訪問事業 (乳児家庭全戸訪問事業) (こども家庭課)	乳児の健全な養育環境を確保するとともに、虐待等の早期発見に努めるため、生後4か月までの乳児の全戸訪問を行います。
8	養育支援訪問事業 (こども家庭課)	産前・産後に様々な原因で養育が困難になるなど、養育支援が特に必要であると判断される家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。
9	ホームスタート事業 (こども家庭課)	育児不安の緩和及び虐待等の未然防止など、子育て家庭の孤立化を防ぐことを目的とし、妊産婦や未就学児のいる家庭に、研修を受けた地域子育て経験者(ボランティア)が訪問し、家庭訪問型の子育て支援を行います。
10	産前・産後ヘルパー派遣事業 (こども家庭課)	家事・子育て等に対して、不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦等がいる家庭に、保健師等が家庭を訪問した際、特に支援が必要と認められた家庭に対し、家事支援等の援助を行うヘルパーを派遣します。

取組名称（担当課）		取組内容
11	乳幼児健康診査 （こども家庭課）	乳幼児の発達の節目である時期に、疾病・異常の早期発見、成長発達の評価に基づく保健指導を行うことで、疾病予防、早期対応、育児不安の軽減及び健康の保持増進を図ります。
12	産後ケア事業 （こども家庭課）	産後の母子に対し、産科医療機関・助産所において、「日帰り」や「宿泊」による心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保します。
13	育児不安対策事業 （こども家庭課）	子育て中の保護者を対象に、「育児不安の解消」、「子育てに関する理解の促進」、「育児の孤立を防ぐ」等を目的とした教室を開催します。
14	授乳支援（おっぱい相談）事業 （こども家庭課）	こどもの健やかな発育の促進と母乳育児の確立、さらに育児不安の軽減を図るため、助産師の専門性を活用した授乳相談を行います。
15	妊娠期から出産期までの経済的支援 （こども家庭課）	妊婦や子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産期まで一貫した経済的支援を実施します。
16	児童手当の支給 （こども家庭課）	高校生年代までの児童を養育している方に対して児童手当を支給します。
17	赤ちゃん絵本プレゼント事業 （こども家庭課）	出産を祝福するとともに、乳幼児期における絵本の読み聞かせを通じ、親子のふれあいの大切さを伝え、安心して子育てができるよう支援するため、絵本をプレゼントします。
18	不妊・不育症専門相談 （こども家庭課）	不妊及び不育症に関し、検査や治療のこと、身体や精神的な悩みなどについて、気軽に相談できるよう相談体制を充実します。
19	不育症検査事業助成 （こども家庭課）	研究段階にある不育症検査のうち、先進医療として実施されている不育症検査に要する費用の一部を助成し、不育症の方の経済的負担の軽減を図ります。
20	いのちを育む教育の推進 （再掲） （こども家庭課） （学校教育課）	市『いのちを育む教育』の指針に基づき、思春期保健の課題を明らかにしながら関係者が協働で対策を検討し、発達段階に応じた活動を推進します。 市内の学校に助産師を派遣し、子ども自身がいのちを大切にできる気持ちや相手を大切にすることを育てることができるよう健康講話を実施します。

(3) 安心して子育てできる生活環境の整備

保護者が子どもと安心して過ごせる環境の整備に加えて、交通安全、防犯対策及び非行防止などを図るなど、地域社会と連携した安全・安心のまちづくりに努めます。

<主な取組み>

取組名称 (担当課)		取組内容
1	屋内施設の充実 (子ども政策課) (いわき芸術文化交流館)	子ども・若者や保護者が天候に左右されず、のびのびと安心して過ごせる環境整備のため、「いわきっずもりもり」、「子ども元気センター」、「アリオスキッズルーム」等の屋内施設の充実を図ります。
2	屋外施設の充実 (再掲) (公園緑地課) (子ども政策課)	子ども・若者や保護者が自然環境の中で、自由に生き生きと過ごせる環境整備のため、都市公園やちびっ広場等の屋外施設の充実を図ります。
3	赤ちゃんの駅事業 (子ども政策課)	乳幼児連れの保護者が授乳やおむつ替え等のために気軽に立ち寄ることができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、広く周知に努めます。
4	交通教室 (生活安全課)	保育所や幼稚園、学校等に交通指導員を派遣し交通教室を開催するなど、交通安全思想の普及に努めます。
5	交通教育専門員による立哨指導 (生活安全課)	登校時、通学路に交通教育専門員を配置し、保護誘導活動を行う立哨指導を推進します。
6	子ども避難の家 (学校教育課)	児童生徒が登下校中などに危険にさらされることのないよう、いざというときに逃げ込むことのできる場所等の設置を推進します。
7	子ども見守り隊 (学校教育課)	児童生徒が、登下校中などに危険にさらされることのないよう、地域ぐるみでの見守り活動を推進します。
8	防犯灯整備事業 (生活安全課)	子どもが犯罪等の被害に遭わないように、通学路等における防犯灯の整備を支援します。
9	青少年の健全育成 (生涯学習課)	青少年の非行防止・早期発見を目的とした、少年補導員等による街頭補導や、声かけ・見守り活動及び青パト車による広域巡回補導などの地域活動を推進します。
10	薬物乱用防止教室 (保健所総務課)	小・中学生及び高校生・大学生等を対象とした薬物乱用防止教室に講師を派遣し、薬物の危険性について、普及・啓発を図ります。

II-2 就労と子育ての両立支援

- ◆ 保護者の就労状況にかかわらず、全てのこどもの健やかな成長が保障され、また子育て当事者が地域の中で孤立することがないように、延長保育や一時預かり、病児・病後児保育等をはじめとする多様な教育・保育環境の充実が求められています。
- ◆ 保育士の加配が必要な児童数の増加に伴う保育士不足を背景とした待機児童の解消に加えて、不適切保育の防止やこどもに寄添った支援のための保育者の知識・技能のアップデートなど、人材確保・人材育成を強化する必要があります。

※市内幼保施設の見学数に占める障がい児の割合は令和2年の2.8%から令和6年の4.2%に増加

- ◆ 妊娠・出産・子育てについて自らの意思が尊重され、仕事と家庭、地域生活との両立を図ることができるよう、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの確保に向けた意識の醸成や環境の整備が必要となっています。

具体的施策の展開

(1) 多様な教育・保育環境の整備

共働き世帯の増加や就労形態等の多様化に伴う、保育ニーズの高まりに対応するため一時預かり、病児・病後児保育、放課後児童クラブ等の多様なニーズに対応する環境の整備に努めるとともに、子育て支援に関わる人材の確保、育成に向け、人的資源の発掘や若年層への働きかけ、各種研修の実施など、様々な取組みを推進します。

<主な取組み>

取組名称（担当課）		取組内容
1	延長保育事業 （保育・幼稚園課）	保護者の就労等により、通常の保育時間にこどもの送迎ができない場合に、保育時間を延長して保育を実施します。
2	一時預かり事業（保育所等） （保育・幼稚園課）	保護者の就労等により、家庭において保育することが一時的に困難になったこどもを、保育所等において一時的に預かります。
3	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） （保育・幼稚園課）	月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業を実施します。
4	休日保育事業 （保育・幼稚園課）	保護者の就労等により、日曜日や祝日において保育が必要なこどもの保育を実施します。
5	乳児保育事業の充実 （保育・幼稚園課）	保護者の就労と子育ての両立を支援するため、看護師の巡回等を行っている0歳児の保育の充実化を図ります。
6	障がい児保育・統合保育の充実 （保育・幼稚園課）	障がいの程度に応じて保育士、幼稚園教諭の配置を適切に行うとともに、民間施設に対して人件費を補助することで、保育所、幼稚園における障がい児の受入れの充実に努めます。

取組名称 (担当課)		取組内容
7	保育サポート事業 (保育・幼稚園課)	児童精神科医等が保育所を訪問し、心理的に不安定となっている児童について、経過観察し、必要に応じて専門機関への橋渡し等を行います。
8	保育施設巡回支援指導事業 (保育・幼稚園課)	保育施設に対する保育の質を確保するため、当該施設を巡回し、保育に関する専門的な助言・指導を行います。
9	未来の保育人材の育成 (保育・幼稚園課)	保育人材を将来的に確保していくことを目的に、市内の中学生や高校生が、現役保育士から職業としての保育士の魅力、やりがいや業務内容等について知る・学ぶための機会として、保育士の魅力がわかる職業出前講座や夏休み保育等現場体験を実施します。
10	保育人材の確保 (保育・幼稚園課)	保育人材確保ため、指定養成施設の学生や潜在保育士等を対象に合同説明会や保育所等見学バスツアーを実施することに加え、潜在保育士等や資格を有していないが保育所等での仕事に興味がある方などを対象に復職・就職を支援するための研修会を開催するなど幅広い活動を実施します。
11	保育士の負担軽減・離職防止 (保育・幼稚園課)	保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育補助者を雇用している保育所等に対し、「保育補助者雇上強化事業費補助金」を交付します。 また、地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材を保育に係る周辺業務に活用している保育所等に対し、「保育体制強化事業費補助金」を交付します。 加えて、保育士等が働きやすい環境を整備することを目的として、保育士等の宿舍を借り上げる保育所等の事業者に対し、「保育士等宿舍借り上げ支援事業費補助金」を交付します。
12	公立保育所・幼稚園のDX化 (保育・幼稚園課)	公立保育所・幼稚園において保育業務支援システムを導入し、保育現場の業務省略化・効率化を図り、「保育の質の確保・向上」により、保護者の利便性を向上させます。
13	公立保育所・幼稚園の施設及び環境整備 (保育・幼稚園課)	公立保育所・幼稚園における施設の安全性及び保育環境の向上を図るため、施設の状況に応じてエアコンの整備、トイレの洋式化、遊具の整備などの環境改善を実施するとともに、施設の維持補修、耐震化工事及び改築等を実施します。
14	就業前・保育施設整備事業費補助金 (保育・幼稚園課)	認定子ども園への移行に向けた施設整備を行う私立幼稚園等や、施設の改修等を行う認定子ども園への支援を行います。
15	一時預かり事業 (幼稚園) (保育・幼稚園課)	保護者の就労等により、幼稚園 (認定子ども園) に在籍している園児を当該施設の教育時間を超えて預かります。
16	放課後児童クラブの充実 (再掲) (子ども政策課)	保護者の就労等により、昼間保護者のいない家庭の小学生に対して、安心して過ごせる場の提供及び健全育成を図るため、施設的环境整備や人材育成等を通じて放課後児童クラブの充実を図ります。
17	ファミリー・サポート・センター事業 (子ども政策課)	児童の預かりなどの援助を受けることを希望する方 (依頼会員) と援助を行うことを希望する方 (協力会員) の相互援助活動を支援します。

取組名称（担当課）		取組内容
18	病児・緊急対応強化事業（緊急サポート事業） （こども政策課）	病気等によりこどもの通園・通学が困難な場合の預かりや、早朝・夜間等の緊急時の預かりなど、会員同士で子育てを助け合う相互援助を支援します。
19	病児・病後児保育事業 （こども政策課）	病気の回復期にあり、普段通っている保育所等での集団生活が困難な児童を病児・病後児保育室等で一時的に預かります。
20	子育て短期支援事業 （こども政策課）	保護者の疾病等により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、夜間や短期間の宿泊を伴う児童の預かりを行います。
21	子育て支援員現任研修の実施 （こども政策課）	子育て支援員として従事する方を主な対象として、資質の向上を図るために必要となる、知識・技術を習得するための研修を実施します。

(2) 子育てしやすい雇用環境の整備

男女ともに仕事と子育てを両立し、子育てしやすい環境を整備するため、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識の浸透を図ります。

また、企業に対し、育児休業制度を含む子育てに関わる各種制度の普及・啓発を行うなど、多様な働き方についての理解促進に努め、「共働き・子育て」を推進します。

<主な取組み>

取組名称 (担当課)		取組内容
1	育児休業制度の普及推進 (産業ひとづくり課)	仕事と家庭環境の両立を目的に、国が定める育児休業制度の概要等について、市ホームページに掲載することにより、事業者への周知を図ります。
2	女性活躍推進企業の認証 (産業ひとづくり課)	女性の活躍推進及び男女共同参画の普及を図るため、男女ともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業等を認証・公表します。
3	子育て女性等の就労支援 (産業ひとづくり課)	子育て中の女性等が安心して相談ができるよう、ハローワーク内に設置する「マザーズハローワーク」等の利用促進を図るため、市ホームページ等を通じて周知を行います。
4	ワーク・ライフ・バランスの意識の浸透 (男女共同・多文化共生センター)	男女共に、誰もが働きやすい職場環境の整備促進や仕事と生活のバランスの取れた働き方の重要性と有用性について、企業や市民への浸透を図ります。
5	男女共同参画に関する普及・啓発 (男女共同・多文化共生センター)	「いわき市男女共同参画条例」及び「第四次いわき市男女共同参画プラン」を基に、各種講座の開催や情報発信等、男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成を図ります。

基本目標

Ⅲ

こども・若者が健康で自分らしく成長するために

基本目標達成のための成果指標

成果指標		区分	現状値	目標値
1	乳幼児健康診査の受診率	1か月児	-	100.0% (R11年度)
		4か月児	97.9% (R5年度)	
		10か月児	93.5% (R5年度)	
		1歳6か月児	97.1% (R5年度)	
		3歳児	96.1% (R5年度)	
2	全国学力・学習状況調査結果に基づく正答率 (国の平均正答率を100としたときの本市の平均正答率)	小学校 国語	99.0 (R6年度)	100 (R11年度)
		小学校 算数	96.2 (R6年度)	
		中学校 国語	99.8 (R6年度)	
		中学校 数学	93.3 (R6年度)	
3	「いわきっ子生活習慣病予防健診」の血液検査において「予防指標範囲外」となった中学2年生が、1年後の再検査で「予防指標範囲内」となった改善割合※	-	33.6% (R3~5年度平均)	38.0% (R11年度)

※中学2年生の貧血検査に合わせ、脂質や血糖の検査を行い、検査結果で「予防指標範囲外」となった生徒に対し、1年後の3年生時に再検査を案内。

Ⅲ-1 こども・若者が健康に育つための支援

- ◆ こどもが健康で安全・安心に暮らしていくことができるよう、家庭や保育所・幼稚園等と連携した乳幼児期からの生活習慣の基礎づくりや、若者が健康な生活を営むための環境整備が必要です。
- ◆ こども・若者の疾病予防を図るため、乳幼児期からの健診や予防接種の充実に加えて、知識の啓発を図ることが必要です。
- ◆ こども・若者が地域において、休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、医療体制の整備や医療費負担の軽減が必要です。

具体的施策の展開

(1) 生活習慣の基礎づくり

乳幼児期から正しい生活習慣を身に付けるため、妊婦及び保護者に対する健康教育の充実を図り、生活習慣の確立に向けた支援を推進します。

また、こども・若者の健やかな心身の成長のため、家庭・学校・地域など多様な主体と連携を図りながら、生活習慣病の予防や食育の推進を図ります。

<主な取組み>

取組名称（担当課）		取組内容
1	離乳食教室 （こども家庭課）	正しい食習慣の基礎づくりの第一歩として、初期の離乳食の進め方等について学習する機会を提供します。
2	地域歯科保健推進事業 （保健所地域保健課）	歯科衛生士による、10 か月から 11 か月の児とその保護者を対象とした、むし歯予防の講話と仕上げ磨きの実技について助言・指導を行う「歯ピカリ教室」や、小学校等で、歯と口腔の健康づくりを推進する健康教育を行います。
3	歯の衛生週間におけるみがき残しチェック （学校教育課）	小学生を対象として、口腔衛生意識や技術の向上を図るため、みがき残しのチェックや歯みがき指導を実施します。
4	いわきっ子生活習慣病予防健診事業 （健康づくり推進課）	若年からの生活習慣病予防対策として、中学 2 年生を対象に「脂質・血糖検査」を行い、検査結果を踏まえ、学校カリキュラムと連携した「健康授業」、保護者及び生徒との「個別健康相談」等の取組みを一体的に実施します。
5	食育の推進 （健康づくり推進課）	「食育基本法」及び「第 4 次いわき市食育推進計画」に基づき、食育・健康応援店の普及等による食環境の整備、食育講演会や関連団体等と連携・協力した食育の普及啓発など、本市の地域特性を活かした「食育」を総合的かつ計画的に推進します。
6	減塩食普及プロジェクト「いわきひとしお」推進事業 （健康づくり推進課）	市民の健康長寿社会の実現を目指し、減塩食普及プロジェクトや動画等を活用した健康情報の発信などの取組みを通じて、健康づくりを地域社会全体で推進します。

取組名称（担当課）		取組内容
7	「スポーツの力」健康的な人・まちづくり推進事業 （健康づくり推進課）	本市の健康課題の解消に向け、いわき FC と連携し、スポーツと IoT 機器等を活用した運動習慣プログラムや、ホームゲーム開催時に、健康づくりの意識を高める取組みを実施することで、運動習慣づくりによる生活習慣病の予防・改善等につなげます。
8	オンラインヘルスケア推進事業 （健康づくり推進課）	市民の健康増進等を図るため、スマートフォンなどから医師や薬剤師等に 24 時間 365 日いつでも相談できる健康相談サービス（HELPO）を提供します。
9	健康経営推進ヘルスケアサポート事業 （健康づくり推進課）	官民連携による壮年期等の生活習慣病の予防・改善や、企業の健康経営の推進を図るため、民間企業等が提供する ICT 等を活用したヘルスケアプログラムを実施します。
10	健康づくりサポートセンター事業 （健康づくり推進課）	健康づくりの動機づけ（きっかけづくり）を図るため、一人ひとりの健康状態に合わせた運動・栄養・健康の実践的な相談や助言を一体的に行い、健康意識の向上と健康づくりの取組みの習慣化を促し、運動により健康を増進します。
11	いわき健康チャレンジ事業 （健康づくり推進課）	生活習慣病の予防に向けた取組みとして、運動や食事、健診受診等の日々の取組みをポイント化し、市民が自主的に、気軽に、楽しく継続できる健康づくりを通して、健康意識の醸成を図ります。
12	ヘルスケアプロジェクト「いわきの極意」 （健康づくり推進課）	ヘルスケアをテーマとした YouTube での動画配信や健康ポータルサイト、SNS 等を活用した情報発信を強化し、市民の健康意識の機運を高め、行動変容を促すことにより、市民の健康長寿の実現につなげます。
13	若い世代向け料理教室 ～がんばらない Kitchen～ （健康づくり推進課）	若い世代（19 歳～39 歳）を対象に食に関する講話や体験学習の機会を提供し、食生活の自立に向け、健康づくりの基本である正しい食の知識の普及啓発を図るとともに、心身にわたる健康の増進を図ることを目的に料理教室を実施します。

(2) 疾病予防の充実

生涯にわたる健康づくりの基盤となる乳幼児期から若者まで、発達段階に応じた健診や予防接種の推進に加えて、喫煙習慣や性感染症の危険性について啓発することで、疾病予防の充実に努めます。

<主な取組み>

取組名称 (担当課)		取組内容
1	乳幼児健康診査 (再掲) (子ども家庭課)	乳幼児の発達の節目である時期に、疾病・異常の早期発見、成長発達の評価に基づく保健指導を行うことで、疾病予防、早期対応、育児不安の軽減及び健康の保持増進を図ります。
2	幼児むし歯予防対策事業 (保健所地域保健課)	むし歯予防に有効なフッ化物歯面塗布(希望者)及び歯科保健指導を実施することにより、保護者の歯科保健に対する意識の向上につなげ、継続したむし歯予防行動がとれるよう支援し、幼児の口腔の健康の保持増進を図ります。
3	健康相談・健康教育 (子ども家庭課)	各種健康相談や健康教育において、こどもの発育や発達・子育ての悩みや不安についての相談や健康増進・疾病予防に関する保健指導を実施します。
4	新生児聴覚検査支援事業 (子ども家庭課)	新生児聴覚検査に係る費用の一部助成を行うとともに、検査により把握された要支援児に対する療育が遅滞なく実施されるよう、適切な指導援助を行います。
5	保育所等定期健康診断 (保育・幼稚園課)	保育所や幼稚園等の入所児童に対し、年2回の定期健康診断、年1回の歯科健康診査を実施します。
6	こどもの予防接種 (保健所感染症対策課) (子ども家庭課)	予防接種法に基づく、麻しん・風しんや子宮頸がんの予防接種を公費で実施するとともに、おたふくかぜや子どもインフルエンザの予防接種に係る費用一部を助成します。
7	フッ化物洗口事業 (保健所地域保健課) (保育・幼稚園課) (学校教育課)	保育所や幼稚園等の4歳以上の幼児、また、公立・私立小学校の児童を対象に、集団で低濃度のフッ化物洗口液でうがいをすることで、むし歯の予防を図り、生涯を通じた歯と口腔の保持増進を図ります。
8	たばこ対策事業 (保健所地域保健課)	たばこは、肺がんをはじめ多くの疾患の危険因子であることから、喫煙が及ぼす健康影響についての普及啓発や、改正健康増進法に基づき、市内の事業者等に対する受動喫煙対策の周知や助言、指導等を行い、望まない受動喫煙の防止を図ります。
9	エイズ・性感染症予防教育 (保健所感染症対策課)	学校・企業等へ講師を派遣し、エイズや性感染症についての正しい知識の普及を図ります。
10	19歳～39歳の方の健康診査 (健康づくり推進課)	県の県民健康調査の一環として、健診の受診機会のない19歳～39歳の方を対象に、健康診査を実施します。
11	子宮頸がん検診 (健康づくり推進課)	健康増進法、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針、市健康診査実施要綱に基づき、20歳以上の女性で前年度子宮頸がん検診を受診していない方を対象に、子宮頸がん検診を実施します。

(3) 医療体制の充実

地域において、子ども・若者が安全で良質な医療サービスをいつでも安心して受けられるよう、周産期医療の充実、休日・夜間を含めた医療体制の整備及び医療費負担の軽減を図ります。

<主な取組み>

取組名称（担当課）		取組内容
1	周産期医療 （医療センター）	医療センターにおいて、地域周産期母子医療センターとして、妊娠母体の早産や異常分娩の危険性が想定される場合や、新生児に異常が見られる場合など、ハイリスク妊娠及び新生児に対応した周産期医療を行います。
2	休日夜間急病診療所 （医療対策課）	休日及び夜間における一次救急医療を確保するため、軽症の急病患者に対し内科・小児科の診療を行います。
3	休日救急歯科診療所 （保健所総務課）	休日の救急患者に対して応急的な歯科診療を行うとともに、一定の技術を要する障がい者歯科診療を行います。
4	休日在宅当番医制 （医療対策課）	休日の昼間における軽症の急病患者の診療を各地区の医療機関が分担して実施します。また、小児専門医療機関が毎週日曜日、当番で診療を行っているほか、泌尿器科及び眼科の専門医療機関も診療を行っています。
5	医療提供体制支援事業 （医療対策課）	市内において不足している特定診療科（小児科、産科等）を再開、又は新設する場合に、診療室の改修などの施設整備や医療機器などの購入に要する費用の一部を助成します。
6	診療所開設支援事業 （医療対策課）	市内における診療所を確保するため、市内に新規開設・承継する診療所（小児科、産科等）に対してその開設費用の一部を助成します。
7	乳幼児医療費助成事業 （保健福祉課）	乳幼児の疾病又は負傷の治療を促進し、保健の向上を図るため、乳幼児の医療費の一部を助成します。
8	子ども医療費助成事業 （保健福祉課）	子ども（小学校1年生から高校3年生相当まで）の疾病又は負傷の治療を促進し、保健の向上を図るため、子どもの医療費の一部を助成します。
9	養育医療給付事業 （子ども家庭課）	身体の発育が未熟なまま出生し、入院が必要な未熟児に対して、健全な養育が図れるよう、その養育に必要な医療費の一部を助成します。
10	育成医療給付事業 （子ども家庭課）	身体上の障がいを持つ、又は原疾患を放置すれば、将来障がいを残すと認められる子どもが、確実な治療効果が期待できる場合に対象となる医療費の一部を助成します。
11	小児慢性特定疾病医療支援事業 （子ども家庭課）	小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、児童の健全育成等が図れるよう、医療費の一部を助成します。
12	重度心身障害者医療費給付事業 （保健福祉課）	障がい児を含む重度心身障がい者の健康の保持及び福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成します。

取組名称（担当課）		取組内容
13	ひとり親家庭等医療費助成事業 （保健福祉課）	ひとり親家庭の親及び児童、あるいは父母のいない児童に対し、その健康の保持及び児童の福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成します。

Ⅲ-2 切れ目のない療育支援

- ◆ 障がいのある子ども・若者や発達に特性のある子ども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれの子ども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、切れ目なく、その発達や将来の自立、社会参加を支援する必要があります。
- ◆ 障がいのある子ども・若者とその家庭が、安心して生活を営むことができるよう、経済的支援の充実を図る必要があります。

具体的施策の展開

(1) 障がいの早期発見、相談体制・サービスの充実

障がいの早期発見のための体制の整備を進めるとともに、保護者等の相談に的確に応じ、できるだけ早期に適切な療育機関に誘導し早期に発達支援を受けることができるよう、子どもとその保護者を支援します。

また、ライフステージに合わせ適切で幅広い療育支援が受けられるよう、関係機関が連携を図りながら、一貫した切れ目のない療育支援を提供できる体制づくりを推進します。

<主な取組み>

取組名称（担当課）		取組内容
1	乳幼児健康診査 （再掲） （子ども家庭課）	乳幼児の発達の節目である時期に、疾病・異常の早期発見、成長発達の評価に基づく保健指導を行うことで、疾病予防、早期対応、育児不安の軽減及び健康の保持増進を図ります。
2	乳幼児発達医療相談会 （子育てサポートセンター）	運動面や精神面に発達の遅れがある乳幼児を対象に、運動面については小児科医師、精神面は児童精神科医師の診察を基に、心理判定員、理学療法士による専門相談を行います。
3	園児のための子ども発達相談会 （子育てサポートセンター）	保育所・幼稚園等に在籍する障がい又は障がいの疑いや、行動上の問題のある児童、保護者、保育に関わる職員等を対象に、心理判定員による発達発育の評価及び助言を行います。
4	障がい児保育判定・次年度入所児相談会 （保育・幼稚園課） （子育てサポートセンター）	保育所等における統合保育を行うに当たり、障がい児保育専門委員等による指導助言、相談等を行い、乳幼児の成長・発達を促進します。
5	障がい児保育・統合保育の充実 （再掲） （保育・幼稚園課）	障がいの程度に応じて保育士、幼稚園教諭の配置を適切に行い、保育所、幼稚園における障がい児の受入れの充実に努めます。
6	発音とことばの相談会 （子育てサポートセンター）	言語発達に問題を持つ子どもに対して、言語聴覚士や保健師等による助言指導を継続的に実施します。
7	おやこ教室 （子育てサポートセンター）	子どもの発達・行動上の問題に対して、集団遊びを通して子どもの発達を促すとともに、発達検査・個別相談を行い、適切な療育へ結び付けていきます。

取組名称（担当課）		取組内容
8	心身障がい児の発達相談支援 （子育てサポートセンター）	発育・発達に問題を持つ子ども及び長期にわたる治療を必要とする子どもに対し、保健師等が家庭・保育所・幼稚園等を訪問し、個々のケースに応じた支援を実施します。
9	ペアレント・トレーニング事業 （子育てサポートセンター）	親が子どもの持つ特性を理解し、子どもへの対応の仕方について学び、親子の日常生活がより穏やかに送れるようサポートします。
10	育ちを支える学習会 （子育てサポートセンター）	長期にわたる治療を必要とする子どもと家族を対象に、家族同士の交流を図りながら、医師等による療養生活相談、助言、精神的支援を行います。
11	いわきっ子入学支援システム （学校教育課） （子育てサポートセンター）	小学校入学前の子どもの成長・発達の歩みや、支援・配慮等の工夫を、保護者と保育所・幼稚園、療育機関等が協力してシートにまとめ、入学する学校に伝えることで、入学前に行われてきた支援・配慮の情報を、切れ目なく入学先につなぐほか、必要性がある場合には、校内のみでなく、保護者や関係機関等も参加する支援会議を開催し、子どもへの具体的な支援策や配慮について検討します。
12	特別支援教育の充実 （総合教育センター）	特別支援教育コーディネーターが中心となり、校内支援体制を整備するとともに、医療、保健、福祉等の関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図ります。また、支援を要する児童生徒の共に学ぶ環境や学校生活の充実を図るため、一人ひとりの教育的ニーズに応じ、特別支援教育支援員を配置します。
13	ICTを活用した教育支援推進事業 （総合教育センター）	特別支援教育ソフトの活用により、支援を要する児童生徒の個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成や計画に沿った教材作を支援し、児童生徒の個別最適な学びを推進するとともに、教職員のスキルアップや業務軽減を図ります。
14	保育所等訪問支援 （障がい福祉課）	幼保施設、小学校、中学校及び高校を訪問し、専門的な支援等を行うことで、障がいのある児童の集団生活への適応をサポートします。
15	児童発達支援 （障がい福祉課）	未就学の障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うとともに、肢体不自由のある児童に治療を行います。
16	居宅訪問型児童発達支援 （障がい福祉課）	重症心身障がい児などの重度の障がいのある児童であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がいのある児童を対象に、障がいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得等の支援を行います。
17	放課後等デイサービス （障がい福祉課）	就学している障がいのある児童に、学校授業終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
18	障害児相談支援事業 （障がい福祉課）	児童発達支援等の障害児通所支援を申請した障がいのある児童について、障害児支援利用計画の作成、及び支給決定後の障害児支援利用計画の見直し（モニタリング）を行います。

取組名称（担当課）		取組内容
19	地域療育等支援事業 （障がい福祉課）	在宅心身障がい児（者）に対して、ライフステージに応じた地域での生活を支援するため、障がい児（者）施設の有する機能を活用し、巡回相談、訪問健康診査等により療育機能の充実を図ります。
20	口腔・栄養ケア推進事業 （保健所地域保健課）	歯科衛生士や栄養士が、保健指導が必要な方及びその家族等を対象に訪問し、口腔内・栄養状態の調査・指導・助言を行い、咀嚼機能の維持・向上及び栄養改善を図ります。
21	入浴サービスの利用機会確保 （障がい福祉課）	在宅の重度障がい者が入浴機会を確保できるように、支援体制の整備に努めます。
22	児童発達支援センター地域支援機能強化事業 （障がい福祉課）	地域の障害児支援の拠点としての機能を強化し、在宅の障がい児及びその家族に対する療育相談、他の障害児通所支援事業所への支援方法の技術的指導を行うことで、在宅障がい児等の福祉の向上を図ります。
23	発達学習会 （子育てサポートセンター）	障がい児の支援にかかわる職員やその保護者が、こどもの障がいの特性や問題行動について理解を深め、適切な関わりを知るための学習会を開催します。
24	子ども発達支援連絡会議 （子育てサポートセンター）	専門療育機関を含む各関係機関の連携をさらに強化するため、連絡会議を開催し、意見や情報の交換等を行います。
25	医療的ケア児支援調整会議 （障がい福祉課）	医療、保健、福祉、保育、教育等の各関係機関等が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することを目的として、連携協議の場として設置し、意見や情報の交換等を行います。

(2) 障がいのある子ども・若者とその家庭への支援

障がいのある子ども・若者とその家庭の生活の安定を図るため、各種手当の支給など経済的支援を行います。

<主な取組み>

取組名称 (担当課)		取組内容
1	特別児童扶養手当 (子ども家庭課)	精神又は身体に障がいのある子どもの生活の向上を図るため、20歳未満の障がいのある子どもを養育している保護者に手当を支給します。
2	障害児福祉手当 (障がい福祉課)	重度障がいのため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の児童に対し、手当を支給します。
3	重度心身障害児童福祉金 (障がい福祉課)	3歳から20歳未満の重度心身障がい児を養育している保護者に対し、その生活の安定と福祉の増進を図るため、福祉金を支給します。
4	特別障害者手当 (障がい福祉課)	20歳以上の重度の心身障がい者で、その障がいにより日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の方に対し、手当を支給します。
5	重度心身障害者福祉金 (障がい福祉課)	20歳未満の重度の心身障がい児で、その障がいにより日常生活において常時介護を必要とする在宅(病院に入院中も可)の方に対し、手当を支給します。
6	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業 (障がい福祉課)	聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児を対象に、補聴器の購入及び修理に要する費用の一部を助成します。

Ⅲ-3 確かな人間力を育む教育の推進

- ◆ 保護者が家庭においてこどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護者が学ぶことや、身近に相談相手がいない状況にある保護者を切れ目なく支援することができるよう、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進する必要があります。
- ◆ 「学習機会と学力の保障」、「社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障」、及び「安全・安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障」を学校教育の本質的な役割として、着実に進めていく必要があります。

具体的施策の展開

(1) 家庭教育の充実

こどもの成長に応じた基本的な生活習慣や自立心等を育む家庭教育を推進することに加え、子育てに関する様々な悩みや不安を抱える保護者を支援するため、講座の実施、情報発信・相談体制の強化及び家庭への訪問支援等を行います。

<主な取組み>

取組名称（担当課）		取組内容
1	家庭教育講座 （生涯学習課）	公民館において、乳幼児から中高生を持つ子育て家庭を対象とした家庭教育に関する講座の充実に努めます。
2	「子育て学習講座」の開催 （生涯学習課）	翌年度に小学校に入学するこどもを持つ保護者を対象に、小学校就学時健康診断や学校入学説明会の際に家庭教育講座を開催します。
3	家庭教育支援者研修 （生涯学習課）	家庭教育支援者として、地域のPTA懇談会や公民館等で活動されている方の実践力を高める「家庭教育支援者研修」を開催します。
4	ペアレント・トレーニング事業 （再掲） （子育てサポートセンター）	親がこどもの持つ特性を理解し、こどもへの対応の仕方について学び、親子の日常生活がより穏やかに送れるようサポートします。
5	子育て情報の発信 （再掲） （こども政策課）	妊産婦や子育て世代の方が、必要な時に必要な情報を入手できるよう、「子育て支援アプリ（いわきおやCoCoアプリ）」や「子ども・子育て支援ポータル（いわきっこナビ）」、「子育て支援冊子（こどもみらいBOOK）」などを通して発信します。
6	こども家庭センターの設置 （こども家庭課）	妊産婦や子育て世帯に対する包括的な相談支援機関として、地区保健福祉センターに「こども家庭センター」を設置しています。 地区保健福祉センターで実施している妊産婦支援や乳幼児健診、母子保健相談等の「母子保健機能」と、養育相談や児童虐待、ヤングケアラー支援等の「児童福祉機能」を一体的に運営し、両方の支援を必要とする家庭等には合同で支援内容を検討するなど、これまで以上に連携した相談支援体制の強化を図ります。

取組名称（担当課）		取組内容
7	母子保健コンシェルジュ・子育てコンシェルジュサービス事業 （再掲） （子ども政策課） （子ども家庭課）	ワンストップ拠点として各地区保健福祉センターに「母子保健コンシェルジュ」及び「子育てコンシェルジュ」を配置し、妊婦や子育て世帯の様々なニーズに応じた情報提供や相談・助言等の支援を行います。
8	産前・産後サポート事業 （再掲） （子ども家庭課）	地域子育て支援拠点等において、助産師による妊産婦への個別相談や、ミニ講座を受講しながら妊産婦の交流が図れる相談会を開催します。
9	産前・産後ヘルパー派遣事業 （再掲） （子ども家庭課）	家事・子育て等に対して、不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦等がいる家庭に、保健師等が家庭を訪問した際、特に支援が必要と認めた家庭に対し、家事支援等の援助を行うヘルパーを派遣します。
10	養育支援訪問事業 （再掲） （子ども家庭課）	産前・産後に様々な原因で養育が困難になるなど、養育支援が特に必要であると判断される家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。
11	支援対象児童等見守り強化事業（宅食） （子ども家庭課）	食事の提供（宅食）を通じて、虐待の恐れがある世帯など支援ニーズの高い子ども等の見守りを行います。
12	子どもの学習環境整備事業 （保健福祉課）	生活困窮世帯の中学生を対象に子どもたちが将来自立した生活ができるよう、貧困の連鎖を防止するため、家庭訪問による学習支援と併せ、保護者に対して教育や養育の相談支援を行います。
13	図書館の充実 （再掲） （総合図書館）	子ども・若者が家庭や地域、学校等において、日常的に本と出会い、読書や学習ができる機会の提供と環境の整備のため、図書館の充実を図ります。

(2) 学校教育の充実

次代のいわきを担うこどもたちが、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「たくましく生きるための健康や体力」を身につけるとともに、「知・徳・体」のバランスの取れた「生きる力」を高めるための取組みを進め、いわきを支え、日本を支え、夢や未来に向かってチャレンジする人づくりを推進します。

<主な取組み>

取組名称 (担当課)		取組内容
1	学力向上推進事業 (学校教育課)	本市における学力向上に向け、全国学力・学習状況調査などのデータを総合的・多角的に分析し、エビデンスに基づいて学校ごとの強みや課題及び特徴を把握の上、「学力向上アドバイザー」による指導・助言を実施します。
2	次世代の教育情報化推進事業 (学校教育課)	児童生徒1人1台端末や高速大容量の通信ネットワーク等のICT機器を積極的に活用し、学習指導要領における情報活用能力を育成します。
3	英語教育推進事業 (学校教育課)	同学校区の小中学校への外国語指導助手 (ALT) の配置、英語が堪能な地域人材を活用した小学校外国語活動・外国語科の授業実践等を通して、授業の充実と教員の指導力向上を図ります。
4	いわきっ子チャレンジノート事業 (学校教育課)	児童生徒が、様々な困難に自らチャレンジしていく意欲や態度を培うため、自ら抱く将来の夢や目標等を記述する「いわきっ子チャレンジノート」を小・中学生に配付します。
5	総合的な学習事業 (学校教育課)	児童生徒の「豊かな人間性」と「生きる力」を育成するため、「総合的な学習」の時間に、外部講師による講演や体験活動等を実施します。
6	体験型経済教育施設「E1em」の活用 (学校教育課)	体験型経済教育施設「E1em (エリム)」において、小学5年生と中学2年生が施設内に再現した「街」の中で社会の仕組みや経済の働きを学習することにより、経済教育の推進を図ります。
7	生徒会サミット (学校教育課)	生徒会活動の活性化を目指し、各校生徒会での実践活動報告や共通の課題解決に向けた協議を実施し、生徒の自主性・自立性を促し、将来を担う人材の育成を図ります。
8	いわき志塾 (学校教育課)	将来のいわきを担う人材の育成を図るため、中学生を対象に、各分野のスペシャリストによる講義やワークショップを行う「いわき志塾」を開催します。
9	「学びの習慣づくり」推進事業 (学校教育課)	生徒に一人学習の習慣を身に付けさせ、家庭での自主的な学習習慣の定着と基礎学力の着実な定着を推進するため、放課後の学習機会を提供します。 また、学習会場運営員を配置し、生徒の看護や学習上の悩みに対する相談及び助言をします。
10	日本語学習サポート事業 (学校教育課)	外国人のこども等が、小・中学校へ就学を希望した場合に、多様化する出身地や日本語の習熟度等に対応したきめ細かな日本語指導 (日本語学習サポート) を実施します。

取組名称(担当課)		取組内容
11	学校におけるジェンダーにと られない男女平等教育の推 進 (学校教育課)	児童生徒の発達段階に応じ、自他の人権尊重の意識を高める中 で、性同一性障害、性的志向・性自認等の理解を図る取組を推進 します。
12	生徒指導特別対策事業 (学校教育課)	児童生徒の自己指導能力を育成するために、安心・安全な学校 風土の醸成や校則見直しなどの発達支持的生徒指導等について、 各学校が連携した取組等を推進します。
13	いじめ問題対策の強化 (学校教育課)	いじめ根絶に向けての啓発活動など、いじめのない子どもが輝 くまちづくり推進事業を実施するほか、生徒指導委員連絡協議会 等の開催を通して、いじめ根絶を目指します。
14	多様な学びの場整備事業(不 登校対策事業) (総合教育センター)	教育支援センター「チャレンジホーム」を設置し、不登校状態 にある児童生徒の学びの場を保障するとともに、社会的自立に向 けて支援します。また、学習支援ルームを設置し、「いつ来ても いつ帰っても大丈夫」な安心できる居場所を提供します。
15	緊急スクールカウンセラー等 設置事業 (総合教育センター)	児童生徒等の心のケアや、教職員・保護者への助言・援助など 様々な課題に対応するため、総合教育センター及び小・中学校に スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置 します。
16	いわき市不登校支援ポータル サイト (学校教育課) (総合教育センター)	不登校児童生徒のための支援に必要な情報を、ポータルサイト としてホームページで発信しています。
17	心の教室相談員設置事業 (総合教育センター)	相談員やカウンセラーを学校に配置し、児童生徒の悩みや不 安、ストレスを和らげ、児童一人ひとりが充実した学校生活を送 れるよう、環境作りや教育相談を行います。また、必要に応じて 教職員へ助言を行います。
18	教育相談事業 (総合教育センター)	総合教育センターにおいて「すこやか教育相談」や「子ども健 康教育相談」を実施し、児童生徒の養育や心身の発達、就学、学 校生活などの教育諸課題に対応します。相談の内容に応じて、カ ウンセラーなどにつながります。
19	学校給食支援事業 (学校支援課)	子育て世帯に対する経済的な負担軽減を図るため、中学生や第3 子以降の小学生の給食費を無償とします。
20	遠距離通学費補助金 (学校教育課)	遠距離通学の児童生徒に対して、住居から学校までの距離が4 km以上の児童、6km以上の生徒等に対して交通費の一部を補助し ます。
21	教職員の働き方改革推進 事業 (学校教育課)	教職員が児童生徒と向き合う時間を確保するとともに、教育の 質の向上を実現するため、教職員の働き方改革を推進します。
22	学校における施設及び環境整 備 (学校支援課)	小中学校における施設の安全性及び教育環境の向上を図るた め、施設の状況に応じて空調整備などの環境改善や維持補修等の 工事を実施します。

Ⅲ-4 若者の生活基盤の安定化

- ◆ 若者の生活基盤の安定化と企業の雇用確保を図るため、就職支援に取り組むとともに、市外に進学・就職しながらもUターンを希望する若者等に対して支援する必要があります。

具体的施策の展開

(1) 安定した社会生活の支援

本市における産業や雇用・労働に関する様々な情報を「見える化」とするとともに、就職活動段階において企業と就労希望者との交流を通して、ミスマッチを減らし、企業と就労希望者のマッチングを支援します。

また、本市の魅力や、移住・定住に関する情報を発信するとともに、移住希望者一人ひとりに寄り添った丁寧な支援を推進し、本市の関係人口や移住・定住人口の創出・拡大を図ります。

<主な取組み>

取組名称（担当課）		取組内容
1	職業訓練の支援 （産業ひとづくり課）	市共同職業訓練センターの運営に加えて、職業訓練への補助を実施します。
2	フラ・ジョブ IWAKI での情報発信 （産業ひとづくり課）	いわきで就職&企業サポートナビ「フラ・ジョブ IWAKI」を活用し、企業情報や求人情報、制度情報などの情報発信を行い、就労希望者と企業とのマッチングを支援します。
3	合同企業説明会 （産業ひとづくり課）	本市の将来を担う若年層に対し、早期からの地元就職への意識醸成及び UIJ ターン促進を図るため、市内企業と大学生等のマッチングの場として「合同企業説明会」を実施します。
4	UIJ ターン就職支援事業 （産業ひとづくり課）	本市の将来を担う若年層に対し、早期からの地元就職への意識醸成及び UIJ ターン促進を図るため、市内企業の若手社員やOB・OGと交流する「業界研修会」や、採用担当者等と交流する「就職ガイダンス」等を実施します。
5	フラシティいわきの魅力発信 （創生推進課）	本市のブランドメッセージである「フラシティいわき」の魅力を市内外に発信するとともに、こどもから大人までフラ文化等に触れる機会を提供することで、本市への郷土愛の醸成や、本市の関係人口の創出・拡大を図ります。
6	IWAKIふるさと誘致センターの運営 （創生推進課）	市・県・いわき商工会議所等で構成するIWAKIふるさと誘致センターを中心に移住相談体制や子育て・若者世帯への移住・定住を支援し、本市の関係人口や移住・定住人口の創出・拡大を図ります。
7	いわき市UIJ ターン支援事業移住支援金 （創生推進課）	東京23区在住又は東京圏在住で東京23区通勤の方がいわき市に移住し、移住元の仕事をテレワークで継続する場合などに、移住支援金を交付します。
8	いわき子育て世帯移住支援金 （創生推進課）	いわき市に移住し、新たに生活を始める子育て世帯に対して、移住に係る一部経費を支援します。

取組名称（担当課）		取組内容
9	いわき市地方就職学生支援事業支援金 （創生推進課）	東京都内に本部がある大学の東京圏キャンパスに通い、東京圏に在住し、当該大学を卒業する見込みである学生の本市への移住を伴う県内就職を支援します。
10	まちなか定住促進事業 （都市計画課）	まちなか居住区域の人口密度の維持等を図るため、主に若い世代（子育て世代など）を対象とし、市外から区域内に移住する際に必要な住宅の取得等費用の一部を支援します。

基本目標

IV

支援を必要とする子ども・若者とその家庭のために

基本目標達成のための成果指標

	成果指標	区分	現状値	目標値
1	「生活実態調査」で、「生活困難層」に区分された家庭の割合	小学5年と 中学2年の家庭	23.6% (R6年度)	現状以下 (R11年度)
2	「生活実態調査」で、低所得と区分された家庭の割合	小学5年と 中学2年の家庭	14.1% (R6年度)	現状以下 (R11年度)

※「生活困難層」は、「①低所得」、「②家計の逼迫（食料や公共料金の支払いが滞った）」、「③子どもの体験や所有物の欠如（経済的な理由で誕生祝い等を与えられないことがあった）」の1つ以上に該当する家庭の割合。

IV-1 困難に直面する子ども・若者への支援

- ◆ 虐待は、あらゆる子育て当事者が無縁ではないという認識の下、不適切な養育につながる可能性のある家族の支援ニーズをキャッチし、子どもや家庭の声を尊重して受け止め、子育ての困難や不安を分かち合うことで、子育てに困難を感じる家庭、子どものSOSをできる限り早期に把握し、具体的な支援を行う必要があります。
- ◆ ニートやひきこもりの状態にあたり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図るとともに、進学や就職、人間関係について悩みや不安を抱えたり、誰にも相談できず孤独やストレスを感じたりするなど、こころのSOSサインに気づいた時の対処の仕方をはじめ、こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等について周知することが必要です。

具体的施策の展開

(1) 児童虐待等防止対策の推進

こどもの権利の啓発をはじめ、大人と子どもへの児童虐待防止の意識啓発を図り、要保護対策地域協議会を中心に、関係機関や地域が連携しながら、児童虐待の早期発見、早期対応を図るとともに、それら家庭の支援を行うなど、相互的な児童虐待防止対策を推進します。

<主な取組み>

取組名称 (担当課)		取組内容
1	こども家庭センターの設置 (再掲) (こども家庭課)	妊産婦や子育て世帯に対する包括的な相談支援機関として、地区保健福祉センターに「こども家庭センター」を設置しています。地区保健福祉センターで実施している妊産婦支援や乳幼児健診、母子保健相談等の「母子保健機能」と、養育相談や児童虐待、ヤングケアラー支援等の「児童福祉機能」を一体的に運営し、両方の支援を必要とする家庭等には合同で支援内容を検討するなど、これまで以上に連携した相談支援体制の強化を図ります。
2	こどもの権利啓発活動 (再掲) (こども家庭課)	地区保健福祉センターとこども家庭課に「こどもの権利相談室」を設置し、行政や市民が一丸となってこどもの権利を擁護する観点から、市内公共施設及び民間施設において、オレンジ・パープルライトアップの実施や、市内の小・中・高校生に対し、児童虐待防止やヤングケアラー啓発リーフレットの配布を行います。さらに、体罰防止の理解促進等について、市民向け出前講座をおこなうなど、関係機関とも連携し、こどもの権利に関する啓発活動を推進します。
3	DV被害者緊急一時避難支援等事業 (こども家庭課)	困難な問題を抱える女性からの相談支援を行うとともに、DV被害者等を一時的かつ緊急的に保護し安全を確保します。また、一時保護となった者等に対しては、必要な相談・助言等を行うことで、自立等に向けた支援を行います。
4	ホームスタート事業 (再掲) (こども家庭課)	育児不安の緩和及び虐待等の未然防止など、子育て家庭の孤立化を防ぐことを目的とし、妊産婦や未就学児のいる家庭に、研修を受けた地域子育て経験者（ボランティア）が訪問し、家庭訪問型の子育て支援を行います。
5	いわきっ子健やか訪問事業 (乳児家庭全戸訪問事業) (再掲) (こども家庭課)	乳児の健全な養育環境を確保するとともに、虐待等の早期発見に努めるため、生後4か月までの乳児の全戸訪問を行います。
6	育児不安対策事業 (再掲) (こども家庭課)	子育て中の保護者を対象に、「育児不安の解消」、「子育てに関する理解の促進」、「育児の孤立を防ぐ」等を目的とした教室を開催します。
7	家庭相談員等の配置 (再掲) (こども家庭課)	地区保健福祉センターに家庭相談員、こども家庭課に女性相談支援員を配置し、家庭における児童の養育問題や、ドメスティック・バイオレンスなどに対する相談・助言等の支援を行います。

取組名称 (担当課)		取組内容
8	支援対象児童等見守り強化事業 (宅食) (再掲) (こども家庭課)	食事の提供 (宅食) を通じて、虐待の恐れがある世帯など支援ニーズの高い子ども等の見守りを行います。
9	ヤングケアラー支援体制強化事業 (こども家庭課)	家庭内で潜在化しやすいヤングケアラーを早期発見、早期支援するための支援体制強化を目的とし、児童や関係機関向けの認知度向上のための普及啓発や、ヤングケアラーコーディネーターを配置し関係機関との連携を図るとともに、支援力向上のための関係機関向け研修会や、訪問家事支援事業等を行います。

(2) 悩みや不安を抱える子ども・若者への支援

子ども・若者が誰も自殺に追い込まれることがないように、命の大切さ・尊さ、SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育を推進するとともに、進路や人間関係など様々な悩みや不安、生きづらさや困難を抱える子ども・若者に対し、個々の状況に合わせた適切な支援を行えるよう体制の充実を図ります。

<主な取組み>

取組名称 (担当課)		取組内容
1	若年層向け自殺予防講演会 (保健所地域保健課)	若年のメンタルヘルスに関する早期の問題認識と援助希求的態度の醸成を図り、自殺予防意識を高めることを目的に講演会を実施します。
2	児童生徒の SOS の出し方教室 (保健所地域保健課)	中学生・高校生に対し、ストレスへの対処法を理解し、周りの人に助けを求める力を習得するための健康教育を実施します。
3	自殺予防啓発カードの配布 (保健所地域保健課)	市内の高校1年生に対し、QRコードを読み込むことで容易に相談窓口などにアクセスできるカードを配布し、早期相談の啓発を図ります。
4	心の相談室「with」 (保健所地域保健課)	ひきこもりに関する相談窓口を一本化し、市民へ周知を図り、ひきこもり当事者・家族の早期発見、長期化と重症化の予防、関係機関の連携による切れ目のない支援を行います。
5	ひきこもり専門相談 (保健所地域保健課)	ひきこもりに関する悩みを抱える当事者、家族などが心理士と個別に相談することで精神面の負担軽減を図り、家族等が本人へのかかわり方を知ることで、当事者の社会参加促進を図ります。
6	ひきこもりアウトリーチ事業 (保健所地域保健課)	ひきこもり状態にあり相談機関に出向くことが困難な当事者及び家族に対し、心理士と保健師による訪問を行い支援することで、当事者及び家族の精神的負担の軽減を図ります。
7	ひきこもり当事者会 (保健所地域保健課)	ひきこもり状態にある当事者へ安心できる居場所を提供し、個々に合った社会参加への道筋を支援し、ひきこもりの長期化の予防を図ります。
8	思春期健康相談の実施 (子ども家庭課)	心の問題で悩みを持つ方やその家族を対象とした相談、思春期の体や性に関する悩みなどに広く対応できるよう、思春期健康相談の充実を図ります。
9	心の健康相談 (保健所地域保健課)	心の悩みをもつ方を対象に、精神的健康の保持増進を支援することを目的に医師・心理士との個別相談を実施します。
10	みんなの居場所づくり事業 (保健福祉課)	ひきこもりや不登校等社会的孤立状態にある方に対し、自宅以外の場所で安心できる「居場所」を提供するほか、訪問による支援を実施します。

IV-2 子ども・若者の貧困対策の推進

- ◆ 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子ども・若者が夢や希望を持てるよう、教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等を行う必要があります。
- ◆ 経済的な困難を抱える子ども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、関係機関が連携し、当事者に寄り添った効果的な支援につなげていく必要があります。

具体的施策の展開

(1) 子ども・若者の貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子育て世帯への子どもの学習支援や保護者の就労支援、経済的な支援等に取り組むとともに、経済的な困難を抱える若者に対しては相談支援や就労機会の確保に向けた支援を行うなど、個々のニーズに応じたきめ細かな支援を推進します。

<主な取組み>

取組名称（担当課）		取組内容
1	生活困窮者に対する自立相談支援事業 （保健福祉課）	自立相談支援窓口となる「生活・就労支援センター」を設置し、生活保護の受給には至らないものの、離職などで生活に困窮している生活困窮者からの相談を受け、自立に向けた支援計画を作成し、自立に向けた支援を行います。
2	住居確保給付金事業 （保健福祉課）	就労能力及び就労意欲のある方のうち、住居がない方などを対象に、住居確保給付金を支給するとともに、就労機会の確保に向けた支援を行います。
3	住宅セーフティネット推進事業 （住まい政策課）	住宅確保要配慮者（低額所得者・高齢者・障がい者・子育て世帯等）に対する民間賃貸住宅等を活用したセーフティネット住宅への居住支援等を行います。
4	市営住宅の充実 （住宅営繕課）	住宅困窮度の高い優先入居対象世帯（ひとり親世帯、子育て世帯、高齢者、障がい者、DV被害者）に対し優先募集を毎月実施し、居住の安定を図ります。
5	幼保施設利用に係る経済的支援 （保育・幼稚園課）	保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として、幼稚園及び保育所などを利用する3歳から5歳（就学前）までの幼児の利用料を無償化するほか、低所得世帯等の保護者が支払う日用品や文房具等の費用の一部に対して補助を行います。
6	就学援助金 （学校教育課）	経済的理由により小中学校の就学が困難と認められる世帯に対し、学用品費や給食費などの就学に係る費用の一部を支援します。
7	市奨学資金貸付金 （教育政策課）	経済的理由により修学が困難と認められる方に対し、奨学資金を貸与します。

取組名称（担当課）		取組内容
8	未来につなぐ人財応援奨学金返還支援事業 （教育政策課）	奨学金返還に係る負担を軽減し、本市の未来を担う若者の定着を図るため、本市に定住し、市内事業所等への就職者を対象として、奨学金返還を支援します。
9	放課後児童クラブ利用料助成事業 （子ども政策課）	生活保護世帯、市県民非課税世帯及び児童扶養手当受給世帯で放課後児童クラブを利用する世帯に対し、おやつ代や教材費等の実費負担分を除く利用料について助成します。
10	子ども食堂等の運営支援 （再掲） （子ども政策課）	子ども食堂等の開設や運営にかかるサポート体制の整備、寄附やボランティアを提供してくれる支援者への対応、及び専用ホームページによる情報発信により、子ども食堂等の箇所数の増加・安定運営及び利用促進を図ります。
11	家計改善支援事業 （保健福祉課）	家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者や大学等への進学に伴い自立が見込まれる子どもがいる生活保護受給者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして家計の改善の意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行います。
12	子どもの学習環境整備事業 （再掲） （保健福祉課）	生活困窮世帯の中学生を対象に子どもたちが将来自立した生活ができるよう、貧困の連鎖を防止するため、家庭訪問による学習支援と併せ、保護者に対して教育や養育の相談支援を行います。

IV-3 ひとり親家庭等への支援

- ◆ 生活困難層の割合がふたり親家庭では 17.4%であるのに対して、ひとり親家庭では 61.5%であることや、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないため、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすく、親子で心穏やかに過ごす時間を持っていないなど、ひとり親家庭等は、経済的にも精神的にも子育ての負担が大きい傾向にあることから、支援を必要とする家庭が安心して子育てできるよう、総合的に支援を行っていく必要があります。

具体的施策の展開

(1) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が経済的・精神的な負担や不安を抱えることなく、自立した生活を継続的に送ることができるよう、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付金のほか、就業支援や生活に密着した相談指導等を実施します。

<主な取組み>

取組名称 (担当課)		取組内容
1	母子・父子自立支援相談の充実 (こども家庭課)	ひとり親家庭や寡婦の方の困りごとについて、母子・父子自立支援員が相談を受け、自立に向けた就労支援などを推進します。
2	児童扶養手当 (こども家庭課)	父又は母と生計を同じくしていない児童等が養育されている家庭の生活の安定と自立を助長するため、児童を養育している者に対し手当を支給します。
3	ひとり親家庭等への経済的支援 (こども家庭課)	ひとり親家庭等で児童を扶養している者に対し、経済的支援をすることにより、児童の新生活を応援します。
4	母子父子寡婦福祉資金貸付事業 (こども家庭課)	ひとり親家庭等に対し、資金の貸付を行い、経済的自立と生活意欲の助長を図ります。
5	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金 (こども家庭課)	ひとり親家庭の自立の促進を図るため、ひとり親家庭の親が、対象の教育訓練講座を受講するために支払った費用の一部を支援します。
6	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 (こども家庭課)	ひとり親家庭の親を対象に、経済的自立に効果的な資格取得を支援するため、給付金を支給します。
7	災害遺児激励金 (こども家庭課)	災害(交通・労働・海上・大規模)により父母等を失った災害遺児を扶養している者に対して、激励金を支給します。
8	東日本大震災遺児等支援事業 (こども政策課)	東日本大震災遺児等の就学及び生活を支援するため、小学校の入学及び小学校から大学等までの卒業時に一時金を支給します。

第 5 章

需給計画

第5章 需給計画

1 概要

子ども・子育て支援法により、市町村は、子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備の状況等を勘案して、教育・保育提供区域を定めた上で、量の見込み（こどもの数＝需要）」及び「確保方策（教育・保育施設等の利用定員＝供給）」を定めることとされています。

本市では、「教育・保育施設及び地域型保育事業」と「地域子ども・子育て支援事業」の需給計画を定め、市公式ホームページに最新情報を掲載しています。

URL：~~~~~

QRコード

2 需給計画設定事業

(1) 教育・保育施設及び地域型保育事業

- ① 1号認定（幼稚園、認定こども園）
- ② 2号認定（保育所、認定こども園）
- ③ 3号認定（保育所、認定こども園、地域型保育事業）

(2) 地域子ども・子育て支援事業

- ① 利用者支援事業
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 妊婦健康診査事業
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業（いわきっ子健やか訪問事業）
- ⑤ 養育支援訪問事業
- ⑥ 子育て短期支援事業
- ⑦ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧ 一時預かり事業
- ⑨ 延長保育事業
- ⑩ 病児・病後児保育事業
- ⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ⑫ 産後ケア事業
- ⑬ 妊婦等包括相談支援事業
- ⑭ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- ⑮ 子育て世帯訪問支援事業
- ⑯ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑰ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑱ 児童育成支援拠点事業
- ⑲ 親子関係形成支援事業

第 6 章

計画の推進

第6章 計画の推進

1 計画の推進

- ・ 本市の子育て支援施策は、地域で活躍されている様々な方々に支えられています。このため、市民一人ひとりが計画の理念や考えを共有することが重要であることから、本計画について広く周知を図ります。
- ・ 基本施策に掲げた各種施策については、地域の方々やNPO法人、子育て支援団体などの関係機関と積極的に連携・協働しながら、着実に推進していきます。

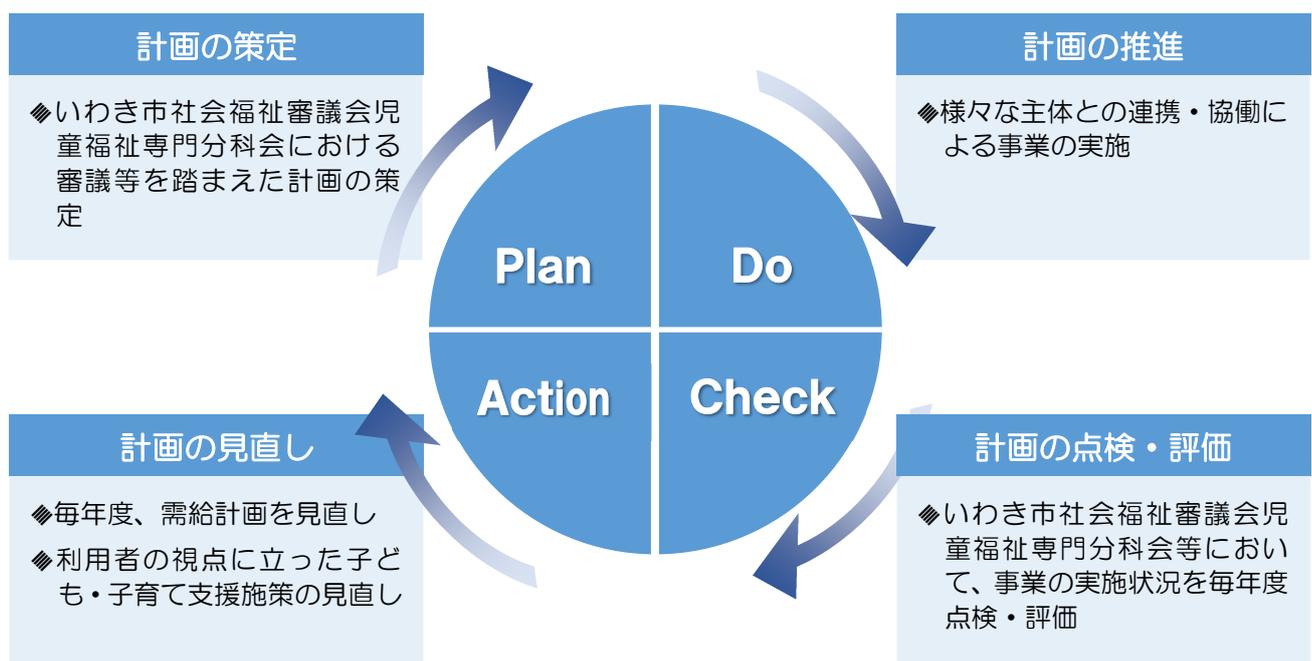
2 計画の点検・評価

本市では、本計画に基づくこども・子育て支援施策や需給計画の進捗状況について、市によるセルフチェックはもとより、いわき市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議）等において、毎年度点検・評価を行います。

3 計画の点検・評価

こども・子育て支援施策については、市民のニーズや社会情勢の変化等を的確に捉えるとともに、利用者の視点に立った必要な見直しを行います。

また、需給計画については、施設・事業の認可状況や利用状況、整備状況等を踏まえながら、毎年度必要な見直しを行います。



資料編



資料編

1 ニーズ調査の結果からみる子育て家庭等に関する現状

(1) 調査目的

「いわき市こども計画」の策定にあたり、少子化の現状と将来の動向、及び子育て支援策に関する状況を把握・整理するとともに、保育サービス等の需要並びに事業量等を見込み、今後の地域における子育て支援等に必要なニーズの把握・分析をするため、「いわき市子ども・子育て支援に関するアンケート調査（ニーズ調査）」を実施しました。

※アンケート調査結果の全編は、市公式ホームページに掲載しています。

URL：~~~~~

QRコード

(2) 調査概要

調査区分	調査対象	調査期間	調査方法	配布数	有効回収数 (率)
就学前児童	0～5歳の 保護者	令和6年4月16日 ～4月30日	郵送配布・回収 (インターネット 回答を併用)	2,100	743 (35.4%)
小学生	6～11歳の 保護者			2,200	743 (33.8%)
計				4,300	1,486 (34.6%)

(3) ニーズ調査結果の留意点

- 図表中の「n」は回答割合算出における基数であり、100.0%が何人の回答に相当するかを表しています。
- 回答割合は百分率で表し、小数点第2位を四捨五入して算出しています。このため、回答割合を合計しても100.0%にならない場合があります。
- 図表中または文章中で2つ以上の選択肢の回答割合の合算値を掲載している箇所は、四捨五入の関係で、個々の回答割合の単純な足し上げ値と一致しない場合があります。

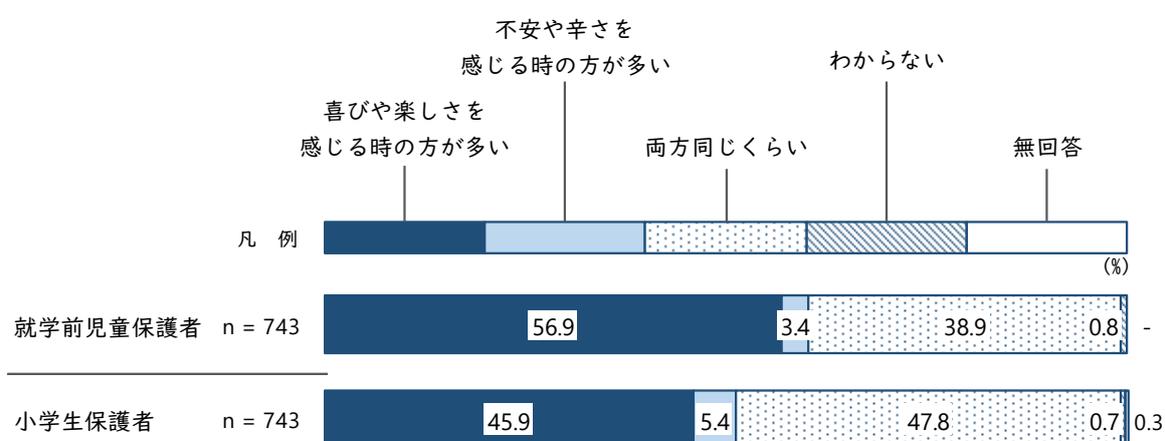
(4) 調査結果概要

① 子育てに関する意識

子育てに関する意識について、就学前児童保護者では「喜びや楽しさを感じる時の方が多い」（56.9%）が5割以上を占める一方、「不安や辛さを感じる時の方が多い」「両方同じくらい」との回答も合わせて4割以上みられます。

小学生保護者では「不安や辛さを感じる時の方が多い」「両方同じくらい」が合わせて5割以上を占め、「喜びや楽しさを感じる時の方が多い」は4割台半ばにとどまっています。

■子育てに関する意識【就学前児童保護者／小学生保護者】

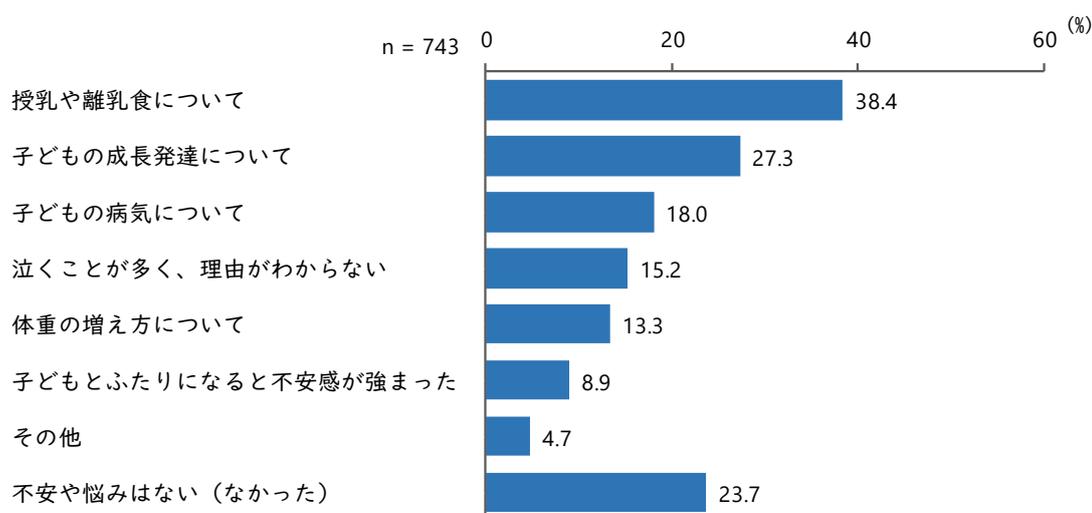


② 子育ての不安や悩み（1歳未満）とその解決策

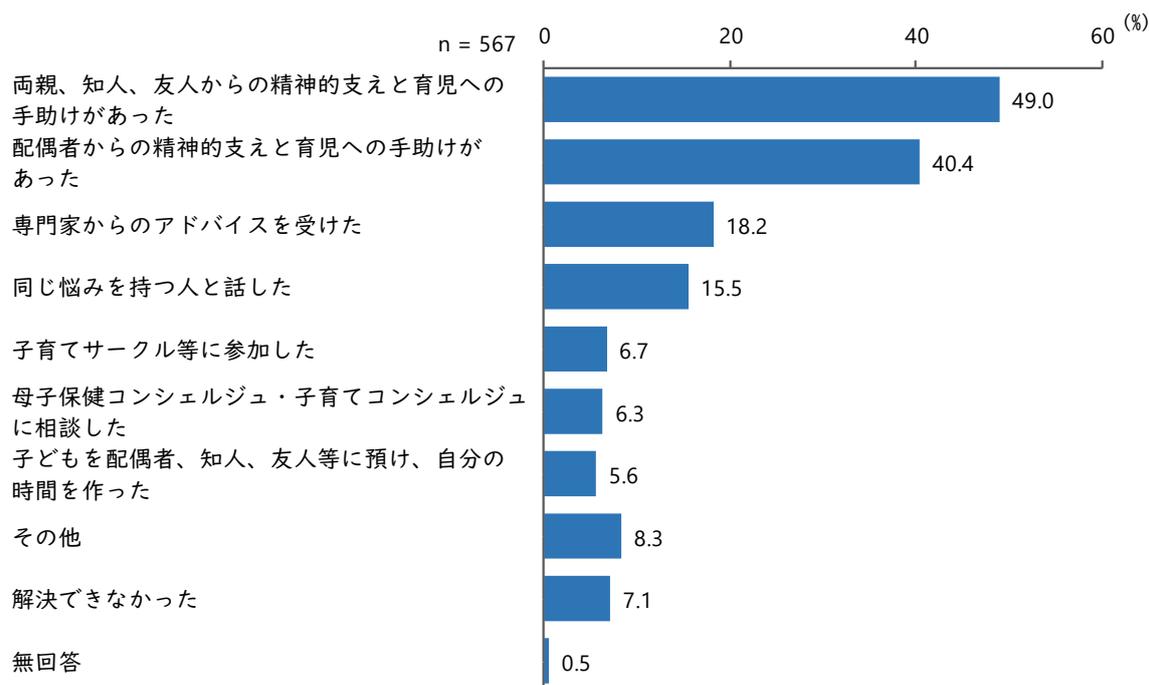
就学前児童保護者の子どもが1歳になるまでの不安や悩みは、「授乳や離乳食について」が38.4%と最も高く、次いで「子どもの成長発達について」（27.3%）、「子どもの病気について」（18.0%）などとなっています。

その解決策としては、「両親、知人、友人からの精神的支えと育児への手助けがあった」（49.0%）と「配偶者からの精神的支えと育児への手助けがあった」（40.4%）が高く、次いで「専門家からのアドバイスを受けた」（18.2%）などとなっています。

■子育ての不安や悩み【就学前児童保護者】 複数回答可



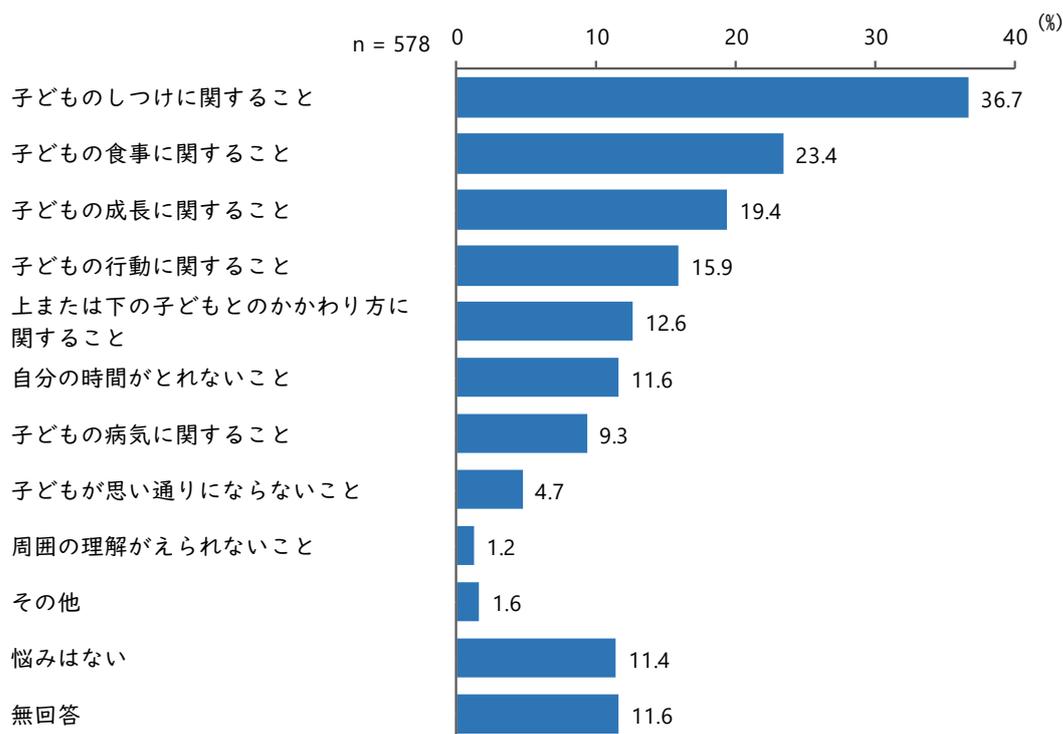
■不安や悩みの解決策【就学前児童保護者】 複数回答可



③ 子育ての不安や悩み・つらさ（1歳以上）

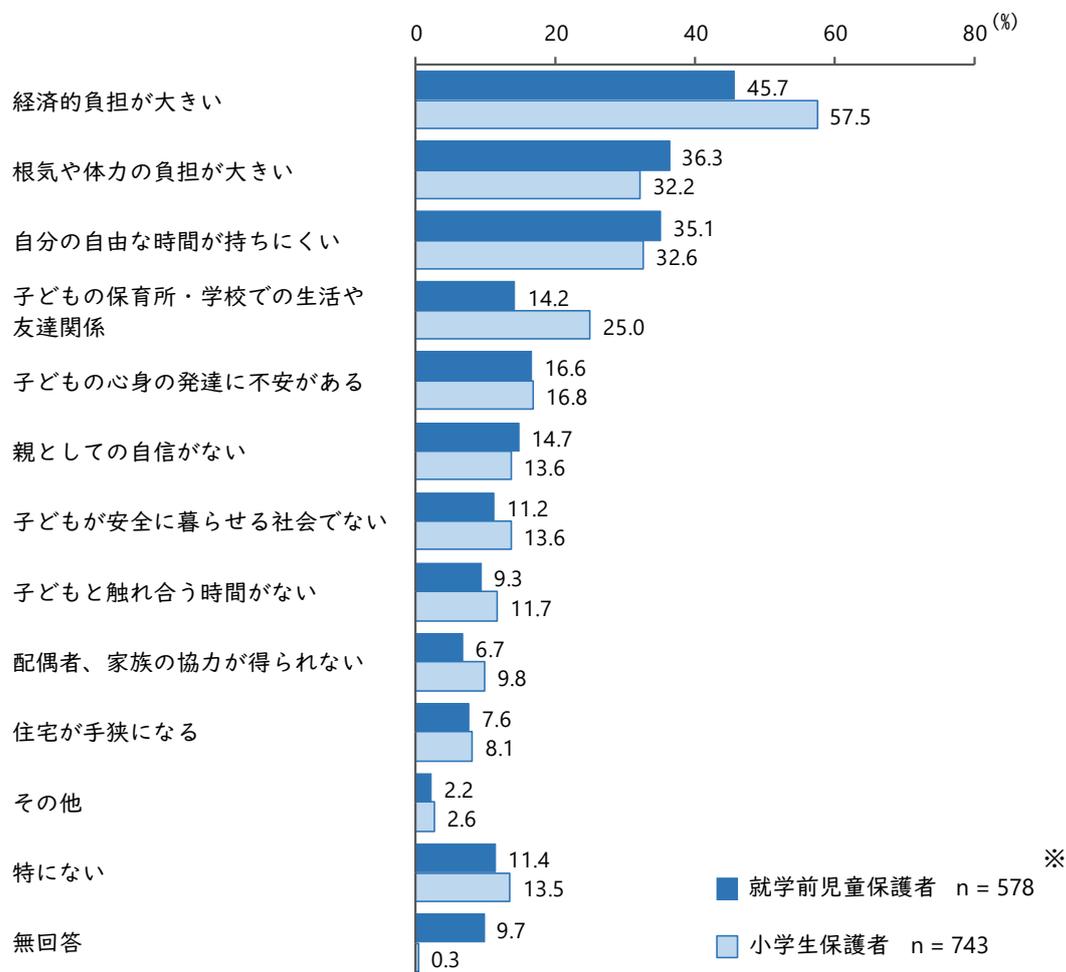
1歳以上の子どもを持つ就学前児童保護者の不安や悩みは、「子どものしつけに関する事」が36.7%と最も高く、次いで「子どもの食事に関する事」（23.4%）、「子どもの成長に関する事」（19.4%）などとなっています。

■子育ての不安や悩み【就学前児童保護者】 複数回答可



子育てのつらさは、就学前児童保護者・小学生保護者ともに「経済的負担が大きい」「根気や体力の負担が大きい」「自分の自由な時間が持ちにくい」が上位となっており、特に小学生保護者における「経済的負担が大きい」が57.5%と高くなっています。

■子育てのつらさ【就学前児童保護者／小学生保護者】 複数回答可

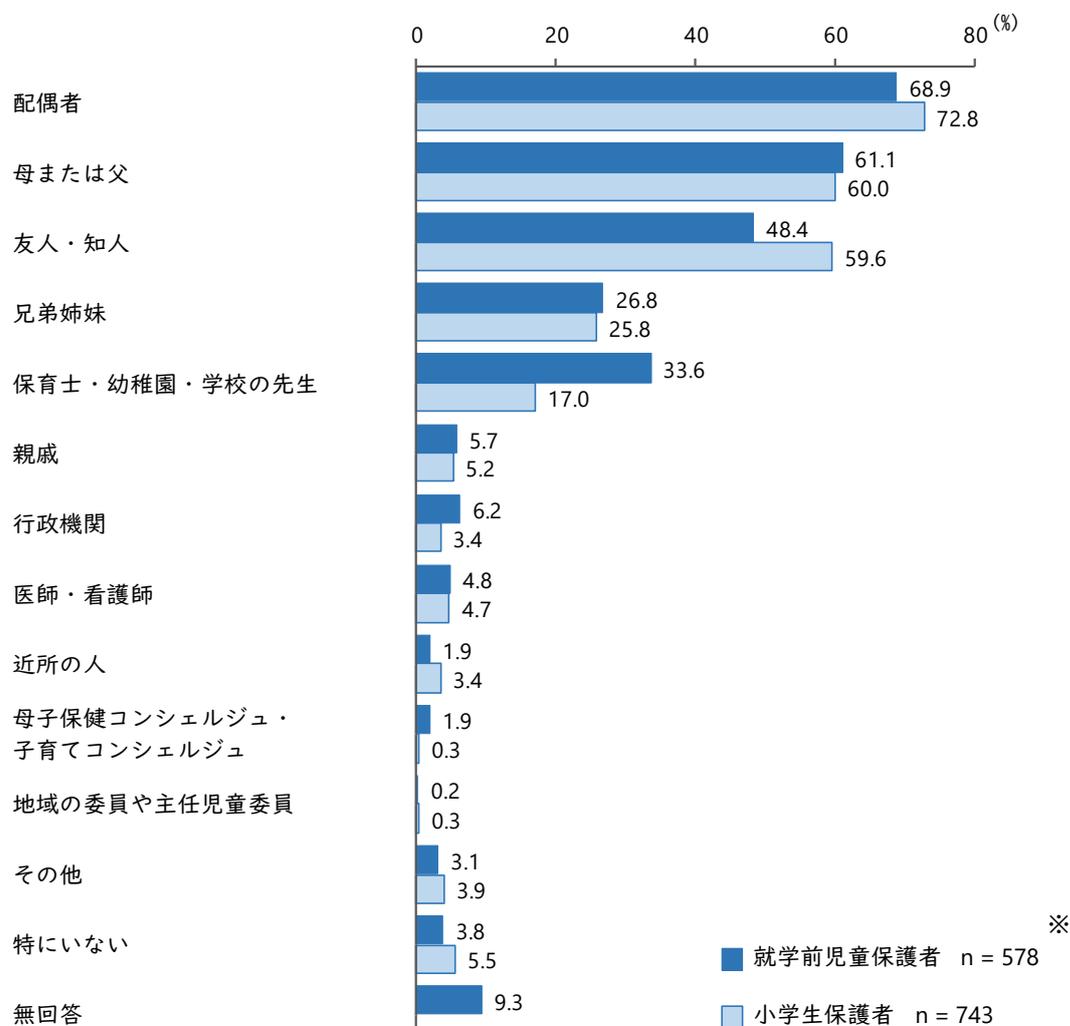


※就学前児童保護者調査では、1歳以上の子どもを持つ保護者に聴取

④ 子育ての相談相手

子育ての相談相手は、就学前児童保護者・小学生保護者ともに「配偶者」「母または父」「友人・知人」が上位となっています。

■子育ての相談相手【就学前児童保護者／小学生保護者】 複数回答可



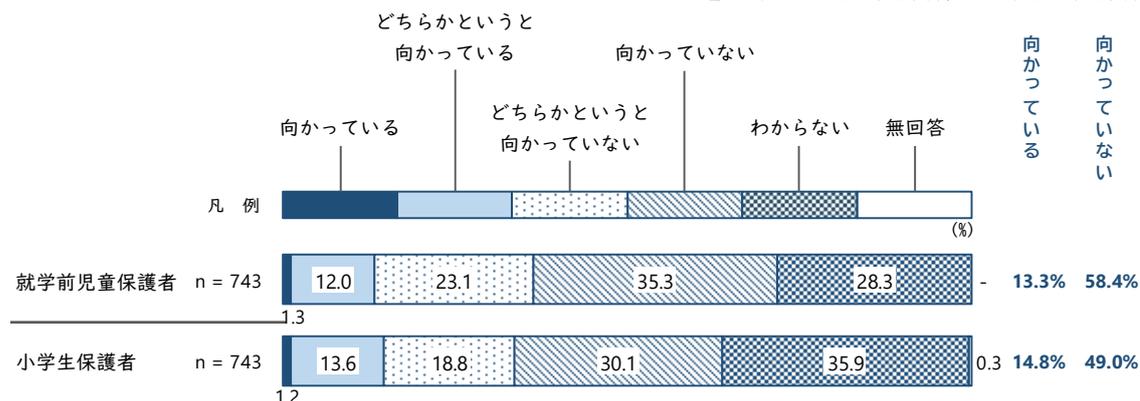
※就学前児童保護者調査では、1歳以上の子どもを持つ保護者に聴取

⑤ 今の社会は「こどもまんなか社会」の実現に向かっていると思うか

今の社会は「こどもまんなか社会」の実現に向かっていると思うかをたずねたところ、向かっている（「向かっている」＋「どちらかというに向かっている」）との回答は就学前児童保護者・小学生保護者ともに1割程度であり、向かっていない（「向かっていない」＋「どちらかというに向かっていない」）との回答が約5～6割を占めています。

■今の社会は「こどもまんなか社会」の実現に向かっていると思うか

【就学前児童保護者／小学生保護者】



※グラフ右の数値は、類似した2つの選択肢の回答割合の合算値（以下同じ）

（例）向かっている＝「向かっている」＋「どちらかというに向かっている」

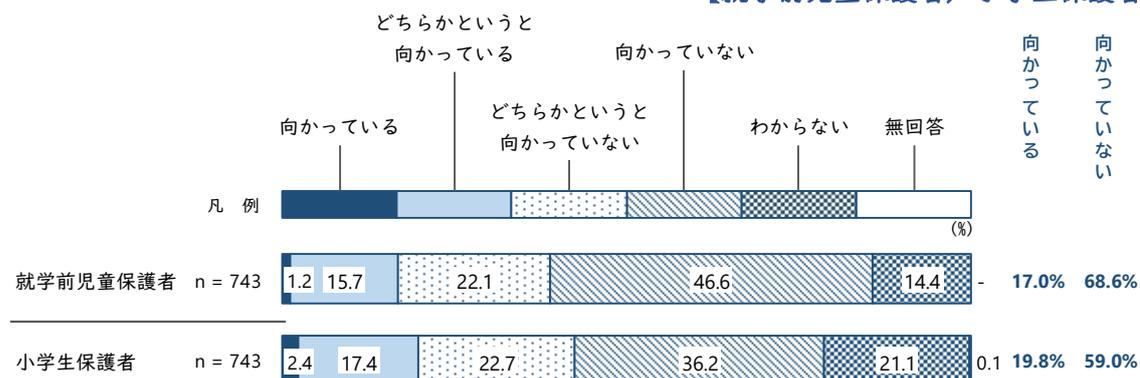
⑥ 今の社会は「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会」の実現に向かっていると思うか

今の社会は「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会」の実現に向かっていると思うかをたずねたところ、向かっている（「向かっている」＋「どちらかというに向かっている」）との回答は就学前児童保護者・小学生保護者ともに2割程度であり、向かっていない（「向かっていない」＋「どちらかというに向かっていない」）との回答が約6～7割を占めています。

特に、就学前児童保護者では最もネガティブな選択肢である「向かっていない」が46.6%と、小学生保護者に比べ10ポイント以上高くなっています。

■今の社会は「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会」の実現に向かっていると思うか

【就学前児童保護者／小学生保護者】

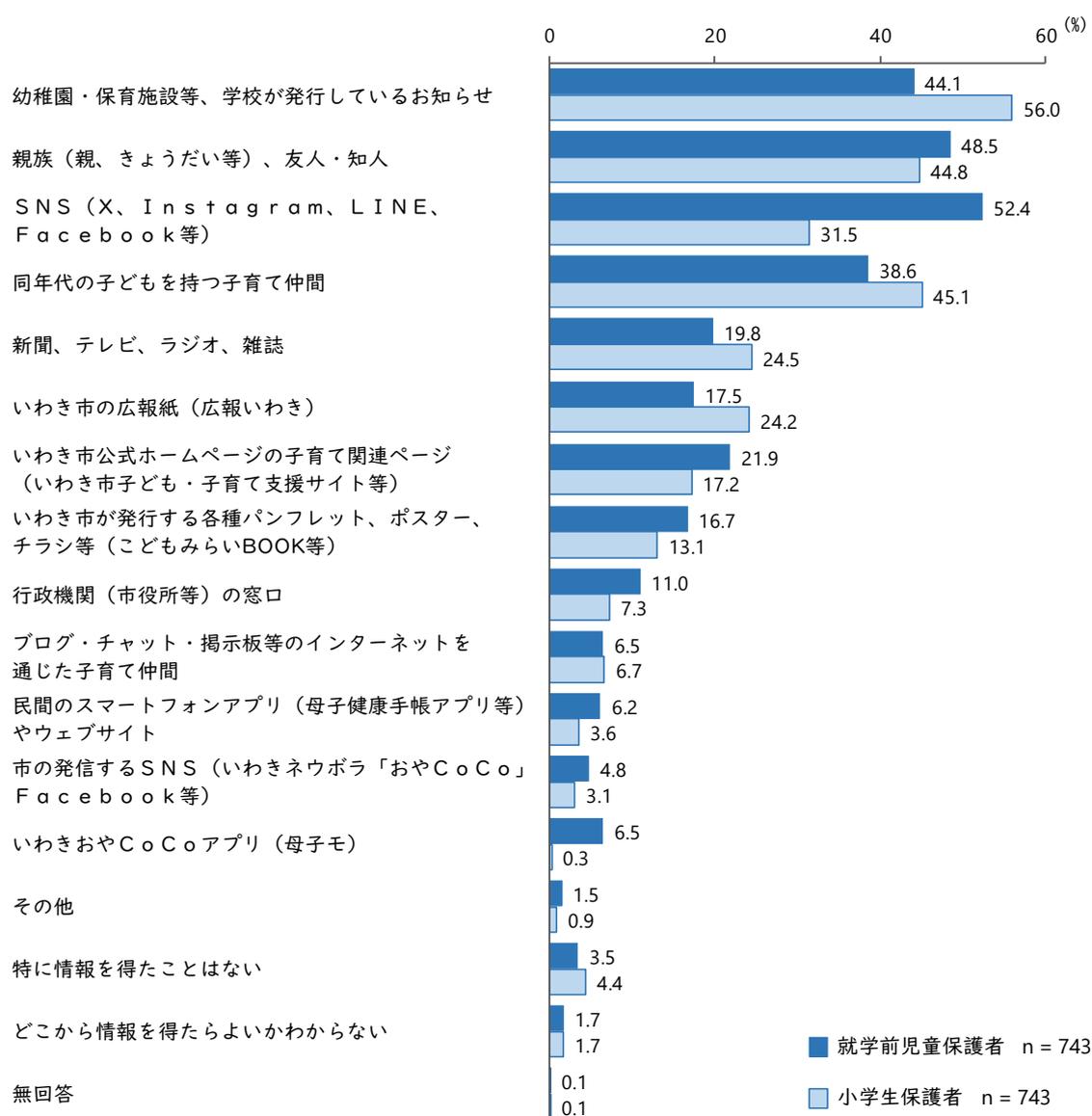


⑦ 子育てに関する情報源

子育てに関する情報源について、就学前児童保護者では「SNS」が52.4%と最も高く、小学生保護者に比べ20ポイント以上高くなっています。次いで、「親族（親、きょうだい等）、友人・知人」（48.5%）、「幼稚園・保育施設等が発行しているお知らせ」（44.1%）となっています。

小学生保護者では「学校が発行しているお知らせ」が56.0%と最も高く、次いで「同年代の子どもを持つ子育て仲間」（45.1%）、「親族（親、きょうだい等）、友人・知人」（44.8%）となっています。

■子育てに関する情報源【就学前児童保護者／小学生保護者】 複数回答可



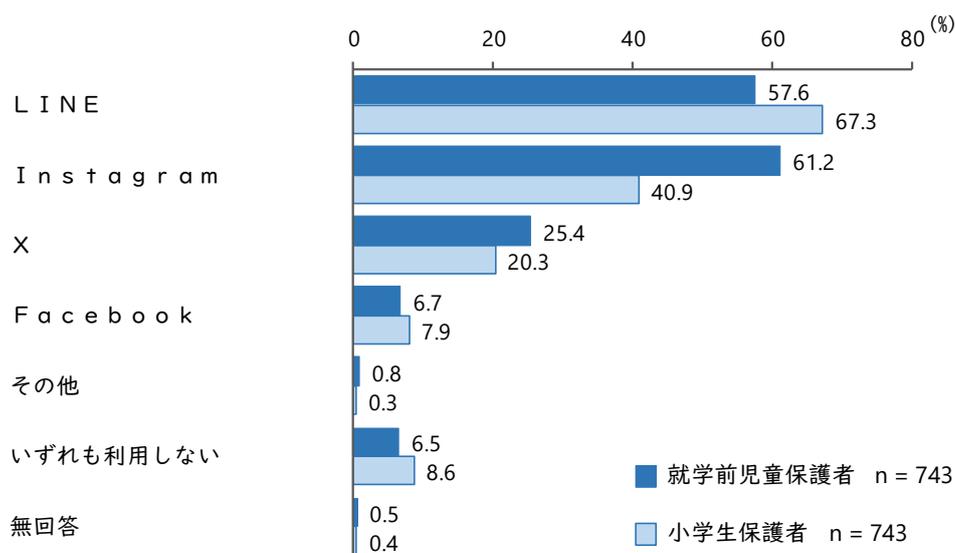
⑧ 市が子育て情報をSNSで発信する場合に受け取りやすいツール

市が子育て情報をSNSで発信する場合に受け取りやすいツールは、就学前児童保護者・小学生保護者ともに「LINE」「Instagram」が上位となっていますが、「Instagram」は小学生保護者が40.9%であるのに対し、就学前児童保護者では61.2%と20ポイント以上の差がみられます。

■市が子育て情報をSNSで発信する場合に受け取りやすいツール

【就学前児童保護者／小学生保護者】

複数回答可



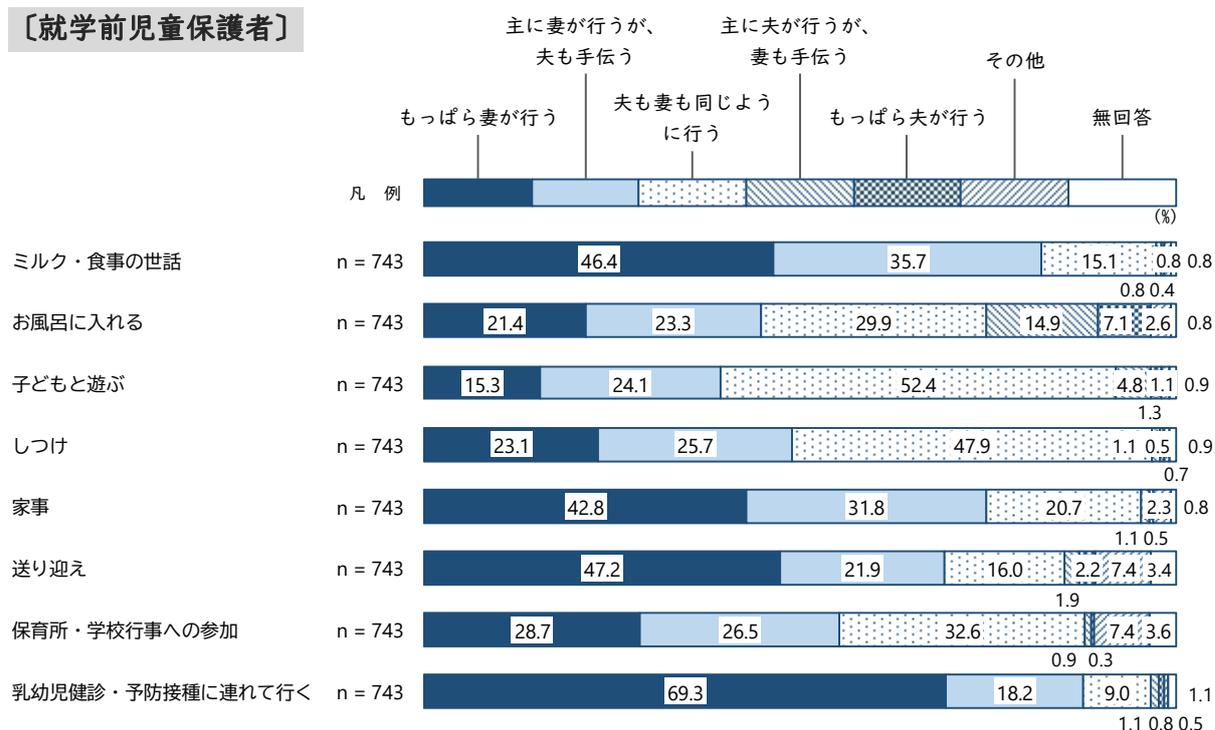
⑨ 子育ての役割分担

子育ての役割分担について、就学前児童保護者では『お風呂に入れる』『子どもと遊ぶ』『しつけ』『保育所・学校行事への参加』で、小学生保護者では『しつけ』『子どもと遊ぶ』で、「夫も妻も同じように行く」が最も高くなっている一方、それ以外の役割では「もっぱら妻が行う」が最も高くなっています。

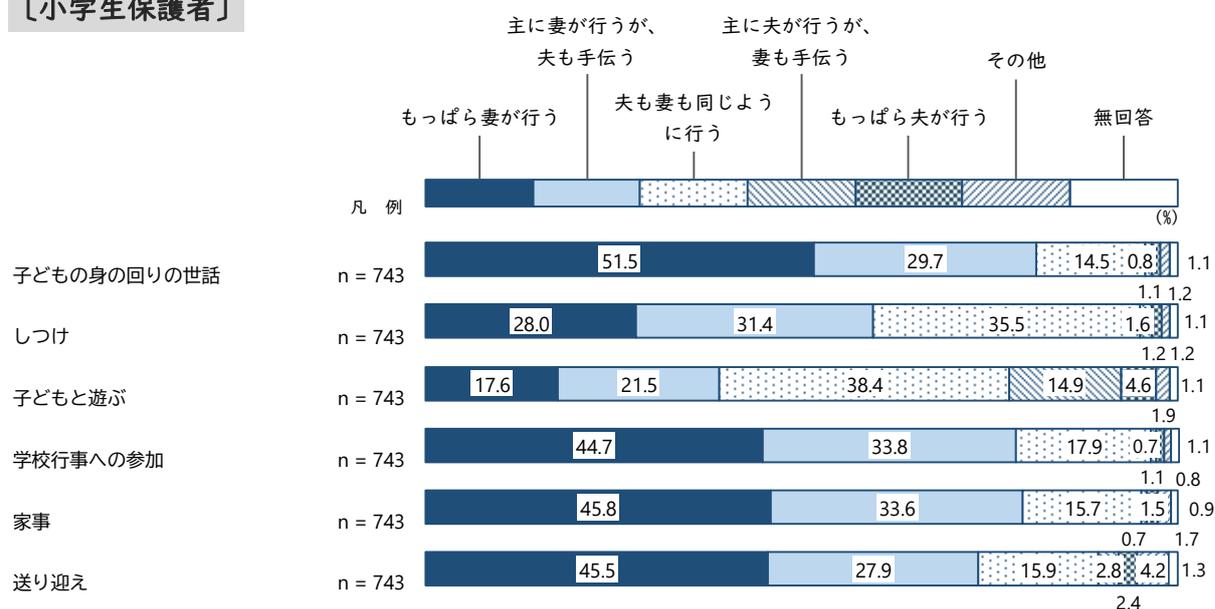
いずれの役割においても「主に夫が行うが、妻も手伝う」や「もっぱら夫が行う」との回答は少なく、役割分担が妻に偏っていることがうかがえます。

■子育ての役割分担【就学前児童保護者／小学生保護者】

【就学前児童保護者】



【小学生保護者】

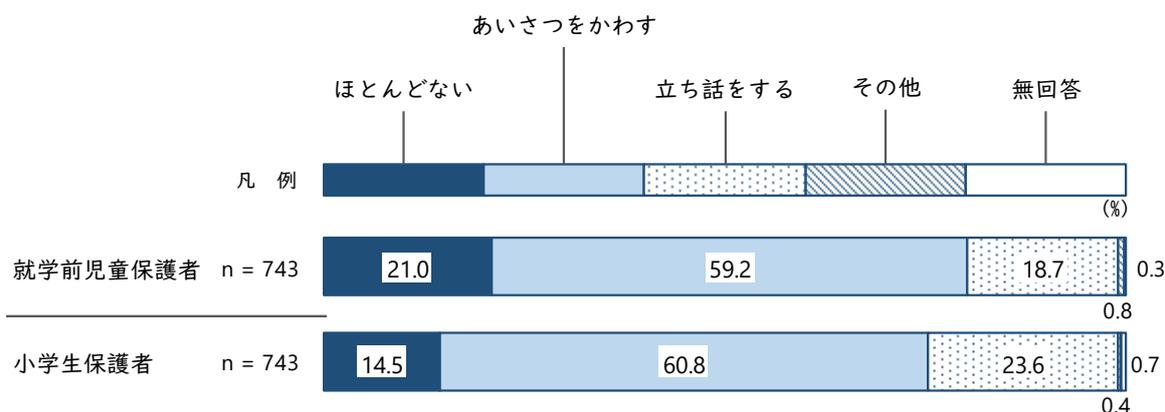


⑩ 近所との交流、子育ての上での関わり方

近所との交流については、就学前児童保護者・小学生保護者ともに「あいさつをかわす」が約6割と最も高く、これに「ほとんどない」を合わせた約7～8割の保護者が、近所の人との親しい交流がない状況にあります。

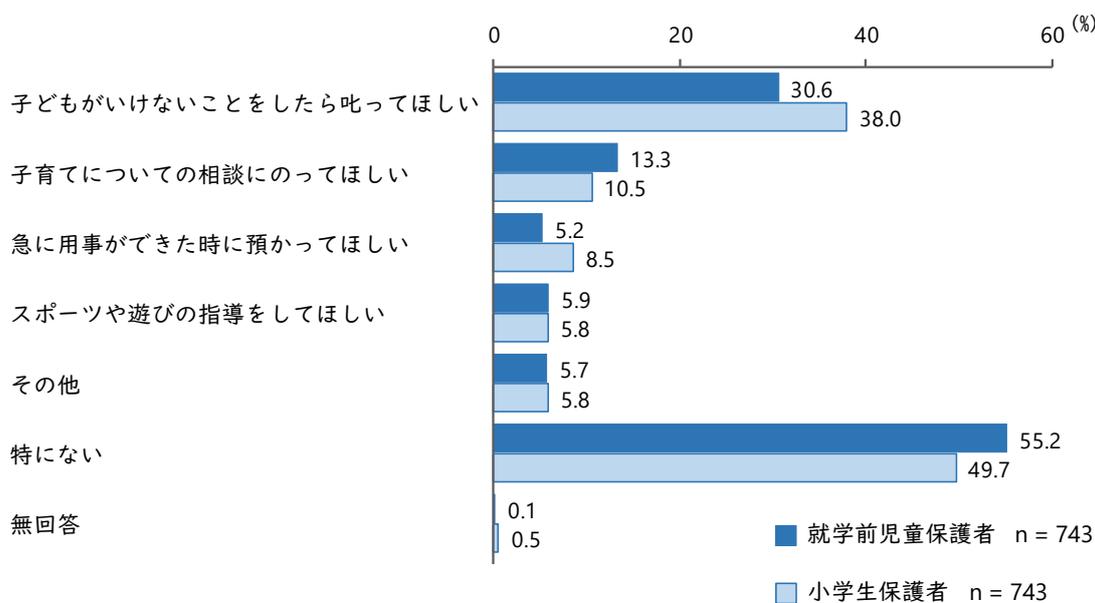
また、子どもを育てていく上で近所の人に期待することは、「子どもがいけないことをしたら叱ってほしい」が就学前児童保護者で30.6%、小学生保護者で38.0%となっている一方、「特にない」と回答した保護者が約5割を占めています。

■近所との交流【就学前児童保護者／小学生保護者】



■子どもを育てていく上で近所の人に期待すること【就学前児童保護者／小学生保護者】

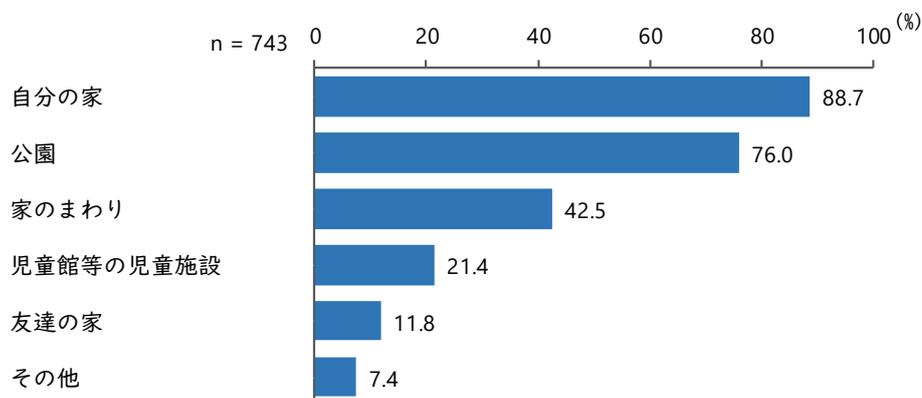
複数回答可



⑪ 子どもがいつも遊ぶ場所

就学前児童保護者の子どもがいつも遊ぶ場所は、「自分の家」が88.7%と最も高く、次いで「公園」（76.0%）、「家のまわり」（42.5%）となっています。

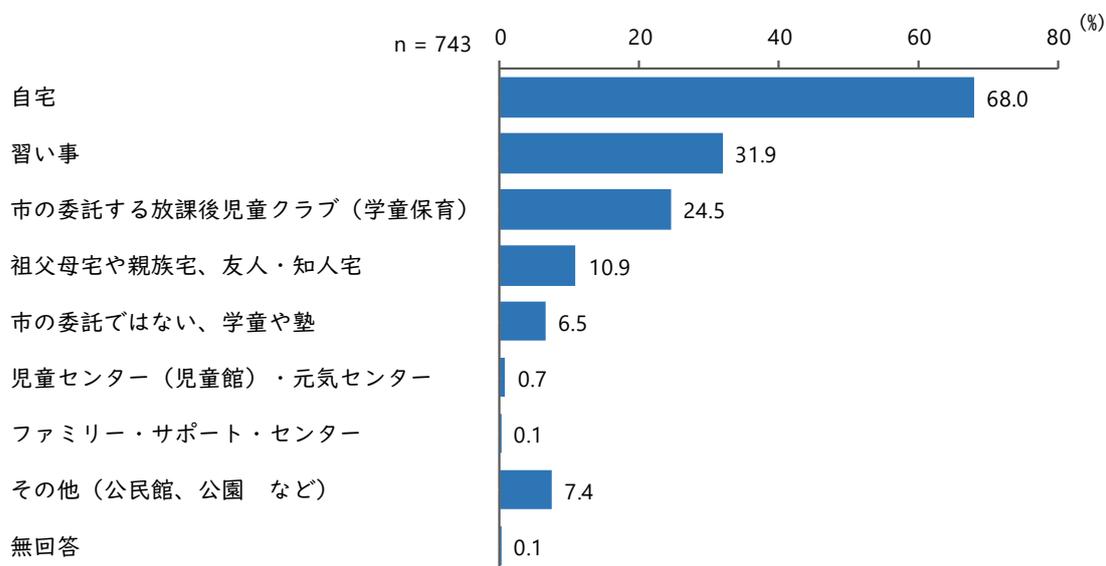
■子どもがいつも遊ぶ場所【就学前児童保護者】 複数回答可



⑫ 放課後の過ごし方

小学生保護者の放課後の過ごし方は、「自宅」が68.0%と最も高く、次いで「習い事」（31.9%）、「市の委託する放課後児童クラブ（学童保育）」（24.5%）となっています。

■放課後の過ごし方【小学生保護者】 複数回答可



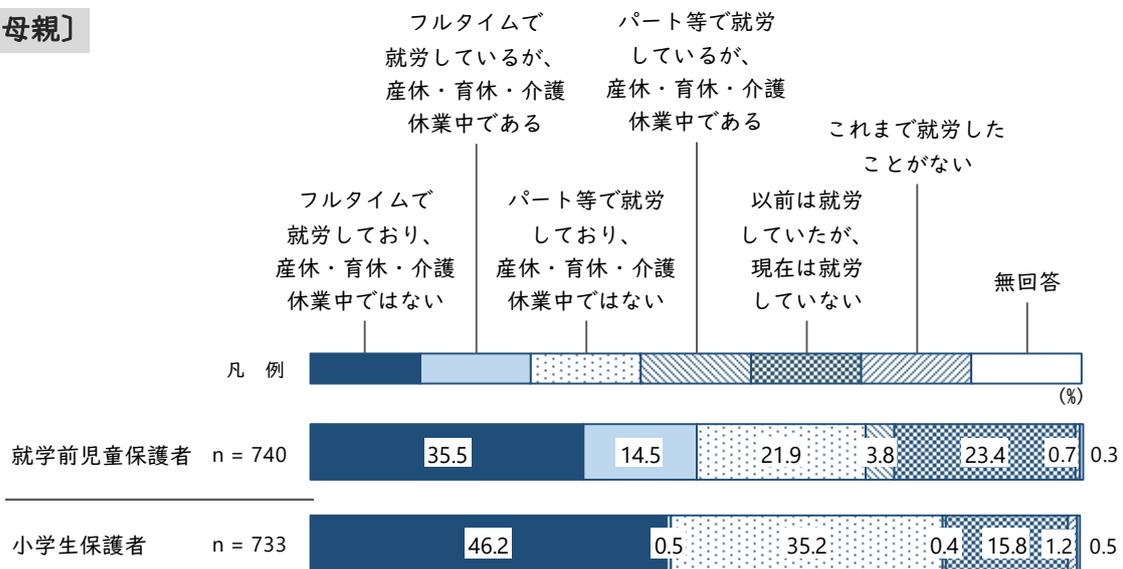
⑬ 保護者の就労状況

母親の就労状況について、就学前児童保護者では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が35.5%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が23.4%となっています。小学生保護者では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が46.2%と最も高く、次いで「パート等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が35.2%となっています。

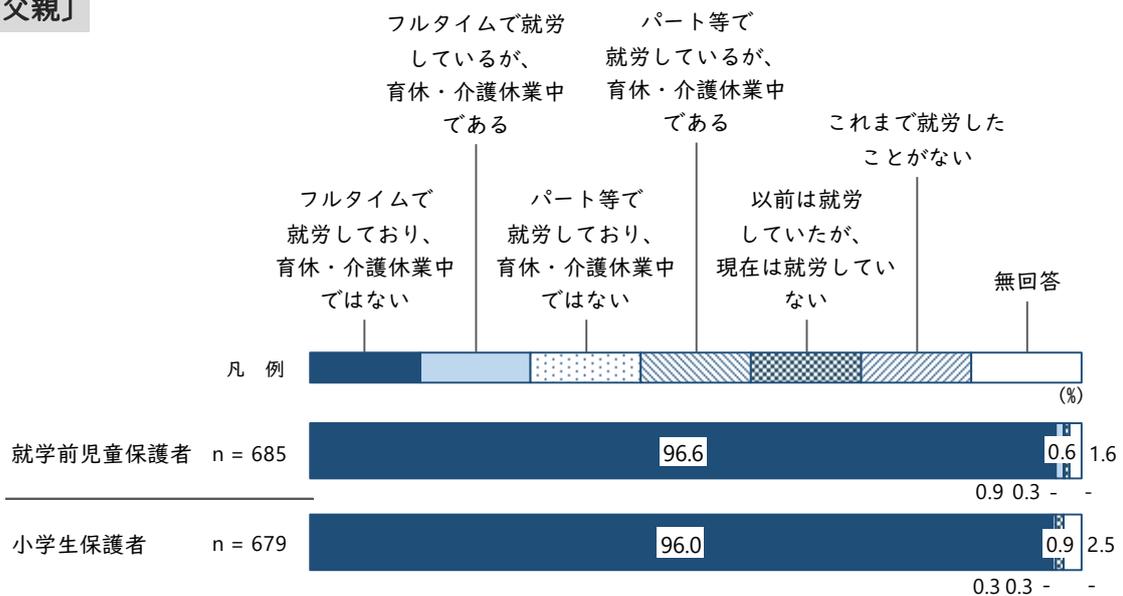
父親の就労状況については、就学前児童保護者・小学生保護者ともに「フルタイムで就労しており、産休・介護休業中ではない」が大多数となっています。

■保護者の就労状況【就学前児童保護者／小学生保護者】

【母親】



【父親】



※【母親】は、ひとり親（父親）の回答を含めず集計（【父親】も同様の考え方で集計）

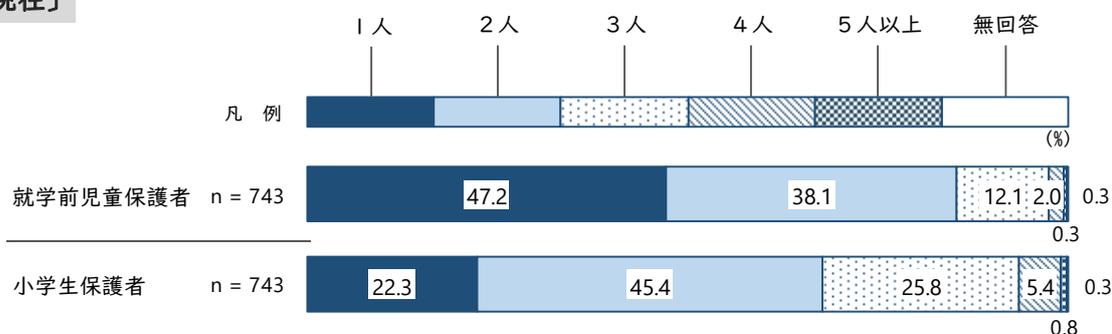
⑭ 子どもの人数

〔現在〕の子どもの人数は、就学前児童保護者では「1人」（47.2%）が、小学生保護者では「2人」（45.4%）が最も高くなっています。〔理想〕の子どもの人数は、就学前児童保護者・小学生保護者ともに「2人」や「3人」が高くなっています。

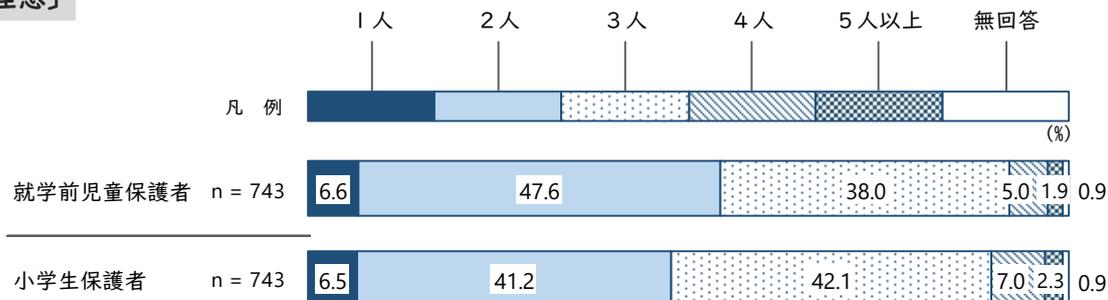
これらの回答をもとに〔現在〕と〔理想〕の差を算出したところ、就学前児童保護者では「〔現在〕より〔理想〕の人数が多い」回答が64.1%と6割以上を占め、子どもがもっと欲しい保護者が多くなっています。小学生保護者では「〔現在〕と〔理想〕の人数が同じ」回答が56.8%と最も高く、現状の人数を望む保護者が多くなっていますが、「〔現在〕より〔理想〕の人数が多い」回答も38.0%と約4割を占めています。

■子どもの人数【就学前児童保護者／小学生保護者】

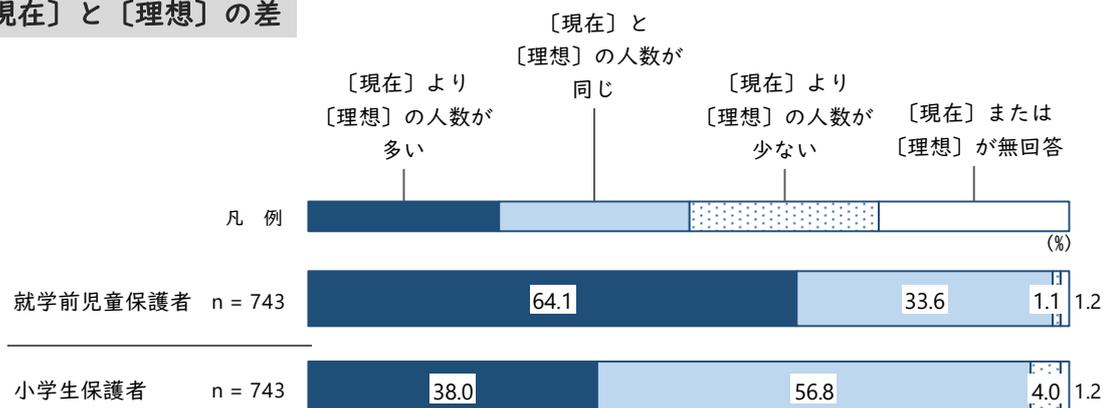
〔現在〕



〔理想〕



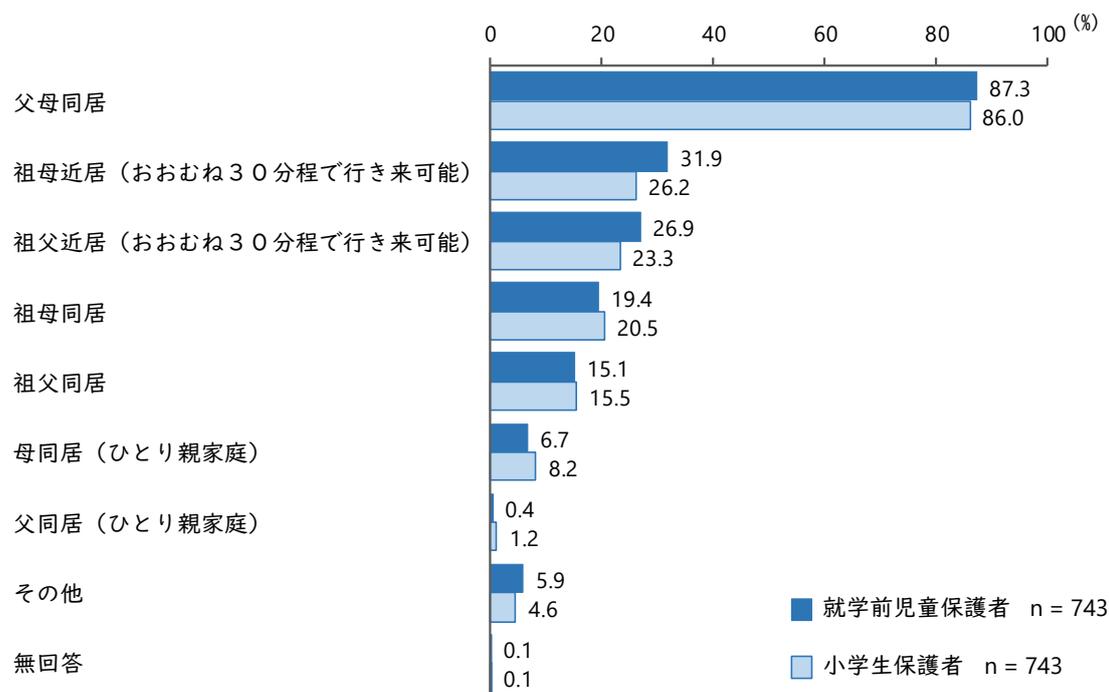
〔現在〕と〔理想〕の差



⑮ 同居家族の状況

同居家族は、就学前児童保護者・小学生保護者ともに「父母同居」が9割弱と最も高く、次いで「祖母近居（おおむね30分程で行き来可能）」 「祖父近居（おおむね30分程で行き来可能）」約2～3割と続いています。

■同居家族の状況【就学前児童保護者／小学生保護者】 複数回答可

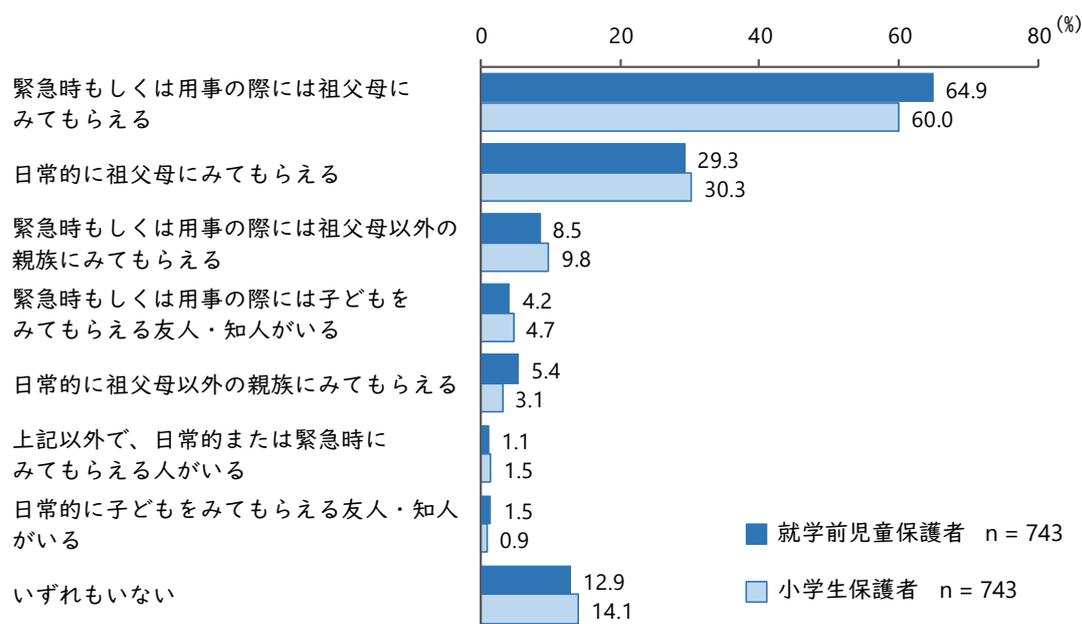


⑩ 日常的又は緊急時の子どもの預かり

子どもを預かってもらえるかについては、就学前児童保護者・小学生保護者ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母にみてもらえる」が約6割と最も高く、次いで「日常的に祖父母にみてもらえる」が約3割となっています。

一方、「いずれもない」との回答も、就学前児童保護者・小学生保護者ともに1割以上みられます。

■ 日常的又は緊急時の子どもの預かり【就学前児童保護者／小学生保護者】 複数回答可

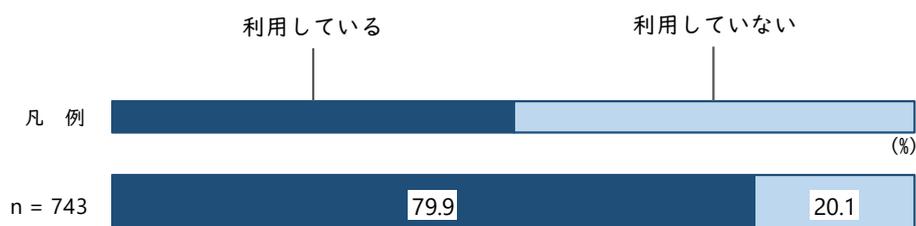


⑰ 教育・保育サービスの利用状況

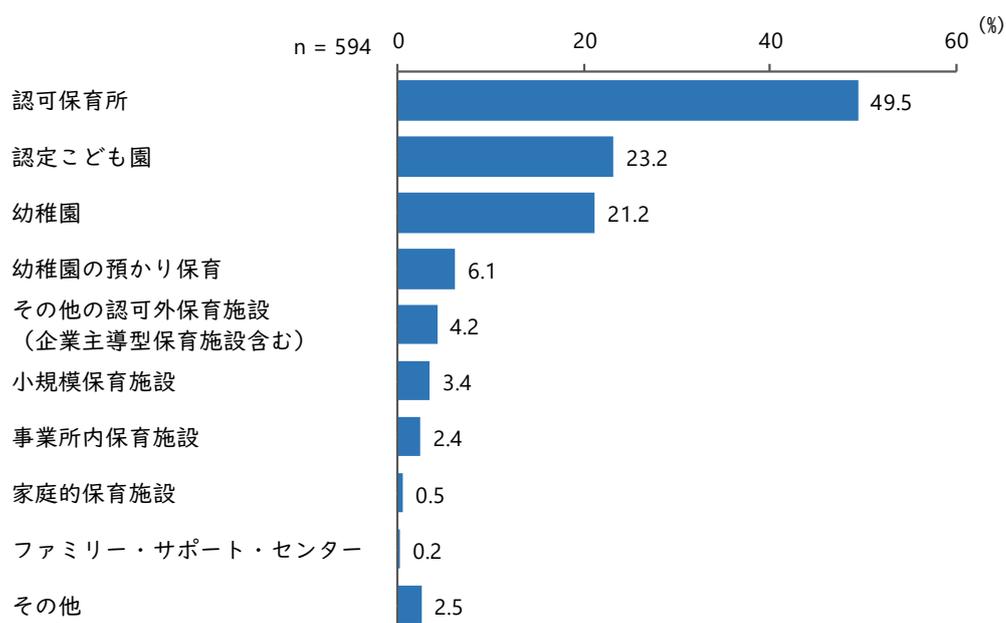
就学前児童の定期的な教育・保育サービスの利用状況は、「利用している」が79.9%、「利用していない」が20.1%となっています。

年間を通じて利用している教育・保育サービスは、「認可保育所」が49.5%と最も高く、次いで「認定こども園」(23.2%)、「幼稚園」(21.2%)となっています。

■教育・保育サービスの定期的な利用【就学前児童保護者】



■年間を通じて利用している教育・保育サービス【就学前児童保護者】 複数回答可



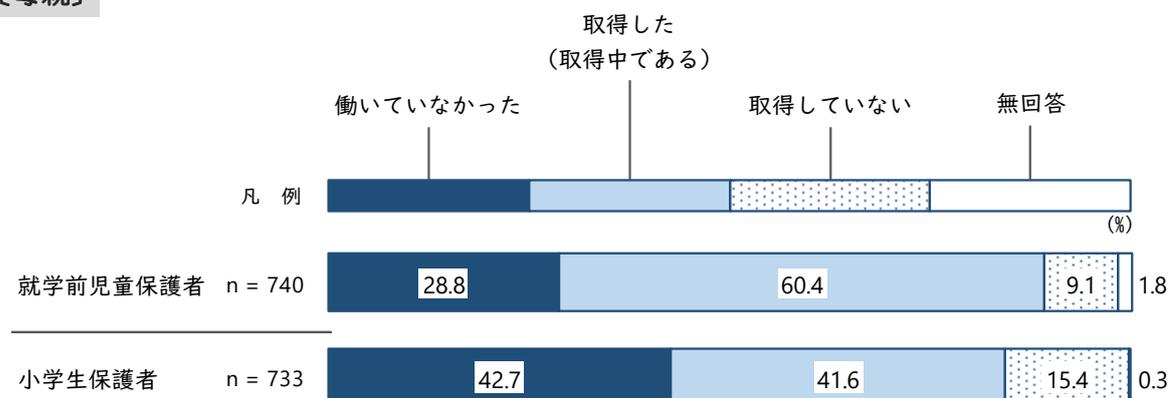
⑱ 育児休業の取得状況

母親について、育児休業を「取得した（取得中である）」は就学前児童保護者で60.4%、小学生保護者で41.6%となっています。「取得していない」は就学前児童保護者・小学生保護者ともに1割前後となっています。

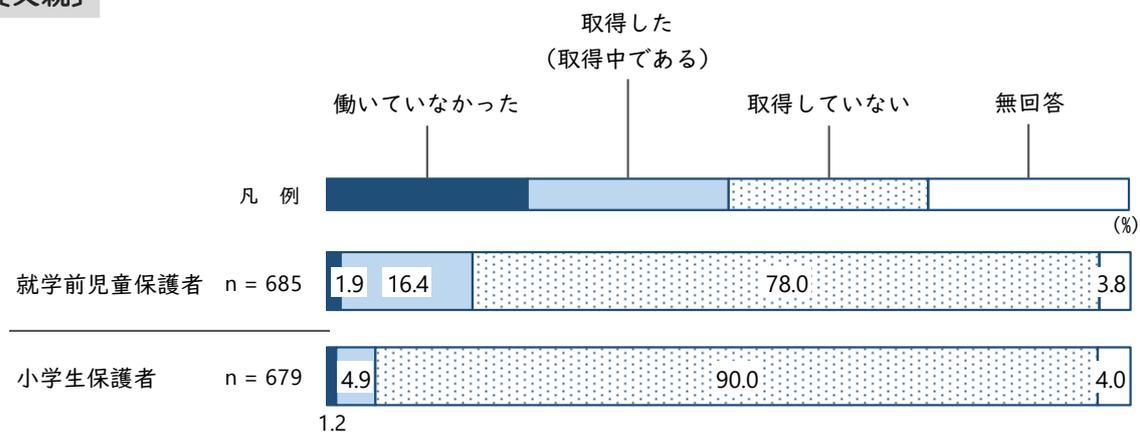
父親については、就学前児童保護者・小学生保護者ともに育児休業を「取得していない」が約8～9割と高くなっています。

■ 育児休業の取得状況【就学前児童保護者／小学生保護者】

〔母親〕



〔父親〕



※〔母親〕は、ひとり親（父親）の回答を含めず集計（〔父親〕も同様の考え方で集計）

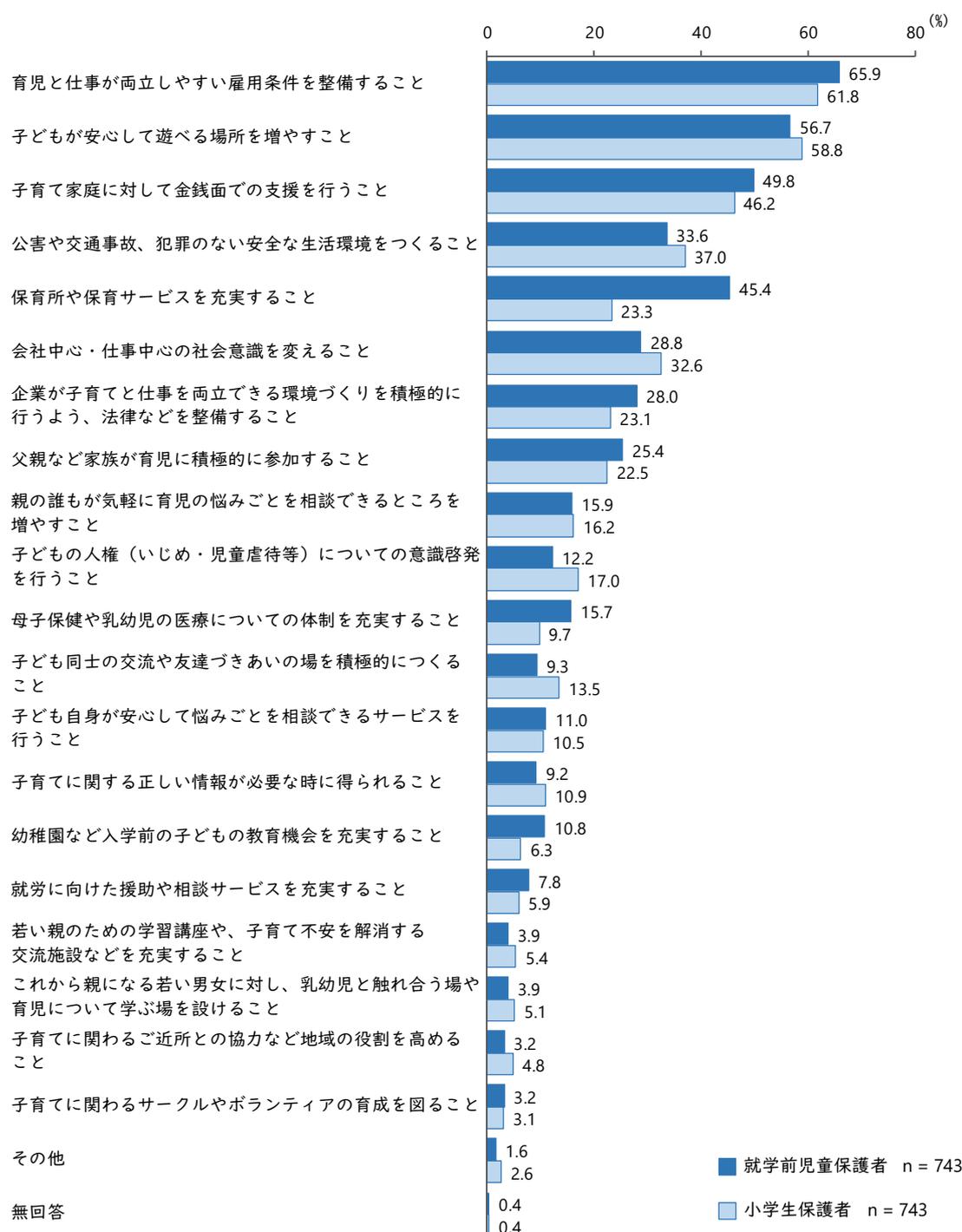
⑱ 子どもがすくすく育ち、安心して子育てのできる環境づくり

子どもがすくすく育ち、安心して子育てのできる環境づくりについては、就学前児童保護者・小学生保護者ともに「育児と仕事が両立しやすい雇用条件を整備すること」「子どもが安心して遊べる場所を増やすこと」「子育て家庭に対して金銭面での支援を行うこと」が上位となっています。就学前児童保護者では、「保育所や保育サービスを充実すること」が45.5%と、小学生保護者に比べ20ポイント以上高くなっています。

■子どもがすくすく育ち、安心して子育てのできる環境づくり

【就学前児童保護者／小学生保護者】

複数回答可



2 こどもまんなか調査の結果からみるこどもに関する現状

(1) 調査目的

「いわき市こども計画」の策定にあたり、気持ちや考え、不安や悩みなどこども（中学2年生）の意見聴取を行うため、「いわき市こどもまんなかアンケート調査」を実施しました。

※アンケート調査結果の全編は、市公式ホームページに掲載しています。

URL：~~~~~

QRコード

(2) 調査概要

調査対象	調査期間	調査方法	配布数	有効回収数 (率)
中学2年生	令和6年4月17日～ 4月26日	学校配布・回収	2,550	1,929 (75.6%)

(3) こどもまんなか調査結果の留意点

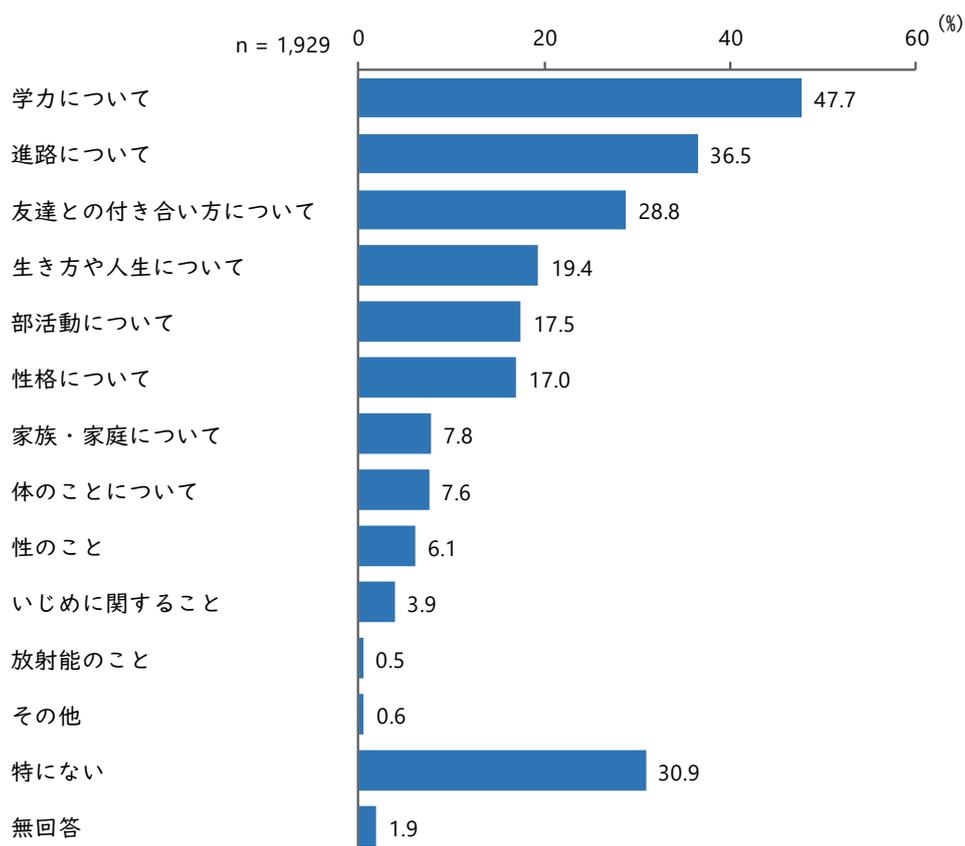
- 図表中の「n」は回答割合算出における基数であり、100.0%が何人の回答に相当するかを表しています。
- 回答割合は百分率で表し、小数点第2位を四捨五入して算出しています。このため、回答割合を合計しても100.0%にならない場合があります。
- 図表中または文章中で2つ以上の選択肢の回答割合の合算値を掲載している箇所は、四捨五入の関係で、個々の回答割合の単純な足し上げ値と一致しない場合があります。

(4) 調査結果概要

① 思春期の不安や悩み

思春期の不安や悩みは、「学力について」が47.7%と最も高く、次いで「進路について」(36.5%)、「友達との付き合い方について」(28.8%)などとなっています。

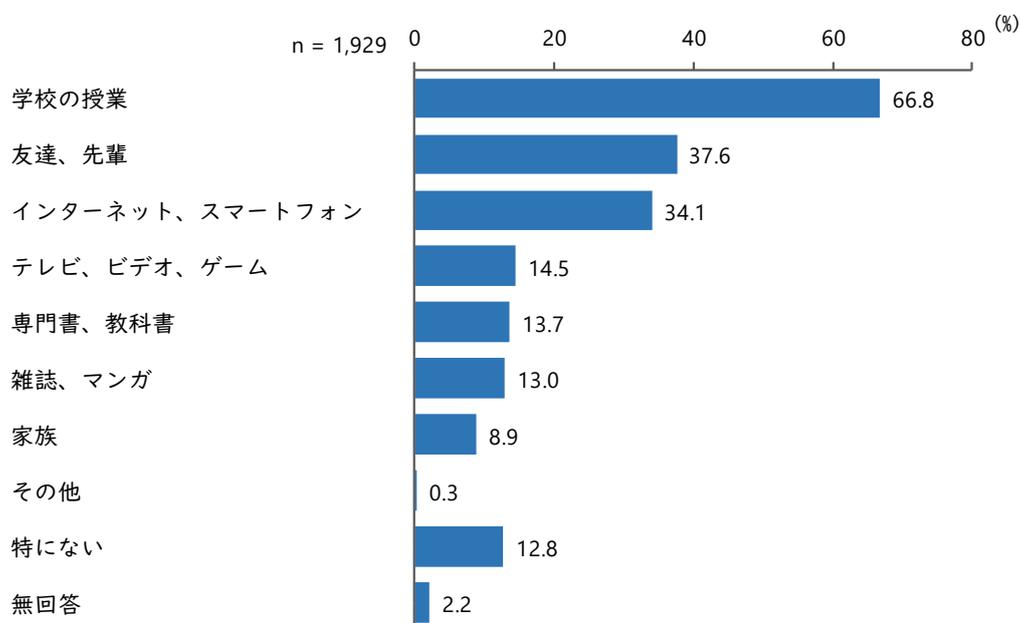
■ 思春期の不安や悩み【中学2年生】 複数回答可



② 性についての知識

性についての知識の取得先は、「学校の授業」が66.8%と最も高く、次いで「友達、先輩」(37.6%)、「インターネット、スマートフォン」(34.1%)などとなっています。

■性についての知識【中学2年生】 複数回答可

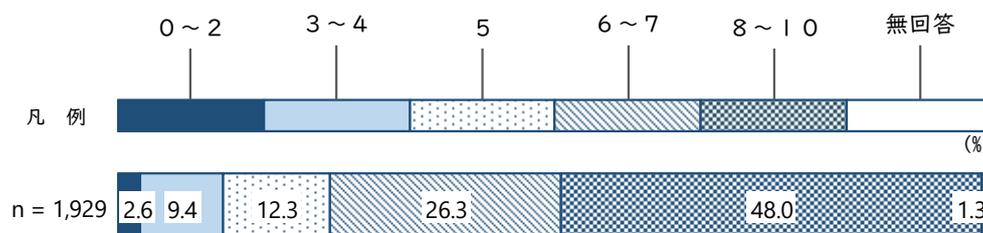


③ 最近の生活の満足度

最近の生活の満足度について、0 (まったく満足していない) から 10 (十分に満足している) の 11 段階ではどれくらいの数字になるかをたずね、その結果を下図のとおり 5 つに再分類して集計したところ、「8～10」が48.0%と最も高く、次いで「6～7」が26.3%となり、生活満足度が高い (数字が大きい) 回答の割合が高くなっています。

一方、回答割合は低いものの、「0～2」(2.6%)や「3～4」(9.4%)との回答もみられます。

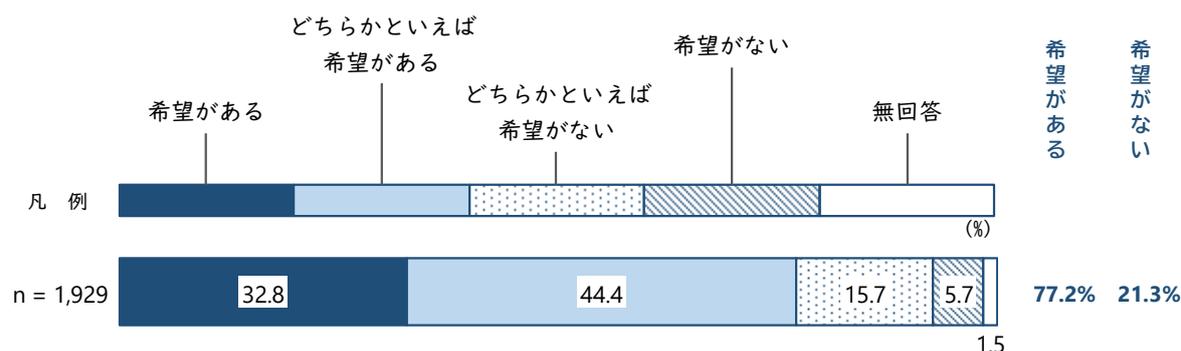
■最近の生活の満足度【中学2年生】



④ 自分の将来に明るい希望を持っているか

自分の将来について明るい希望を持っているかたずねたところ、希望がある（「希望がある」＋「どちらかといえば希望がある」）との回答が77.2%と全体の8割弱を占めますが、希望がない（「希望がない」＋「どちらかといえば希望がない」）との回答も21.3%と2割以上みられます。

■自分の将来に明るい希望を持っているか【中学2年生】



※グラフ右の数値は、類似した2つの選択肢の回答割合の合算値（以下同じ）

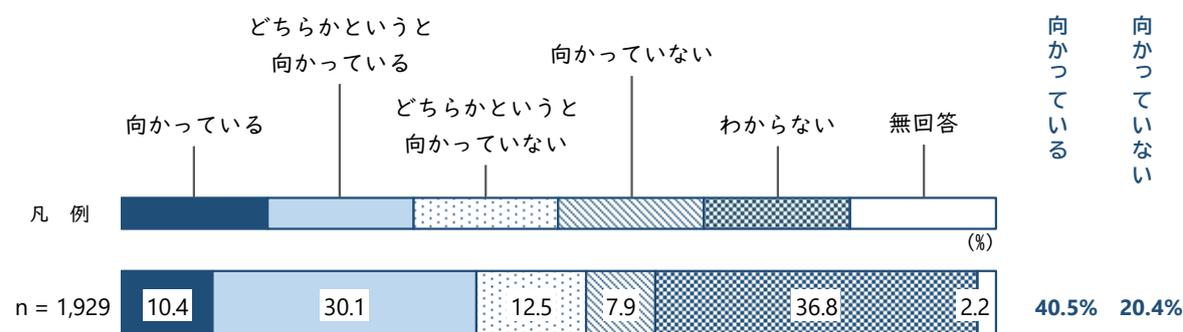
（例）希望がある＝「希望がある」＋「どちらかといえば希望がある」

⑤ 今の社会は「こどもまんなか社会」の実現に向かっていると思うか

今の社会は「こどもまんなか社会」の実現に向かっていると思うかをたずねたところ、向かっている（「向かっている」＋「どちらかというとう向かっている」）との回答は40.5%となっています。

一方、向かっていない（「向かっていない」＋「どちらかというとう向かっていない」）との回答も20.4%と2割以上みられます。

■今の社会は「こどもまんなか社会」の実現に向かっていると思うか【中学2年生】

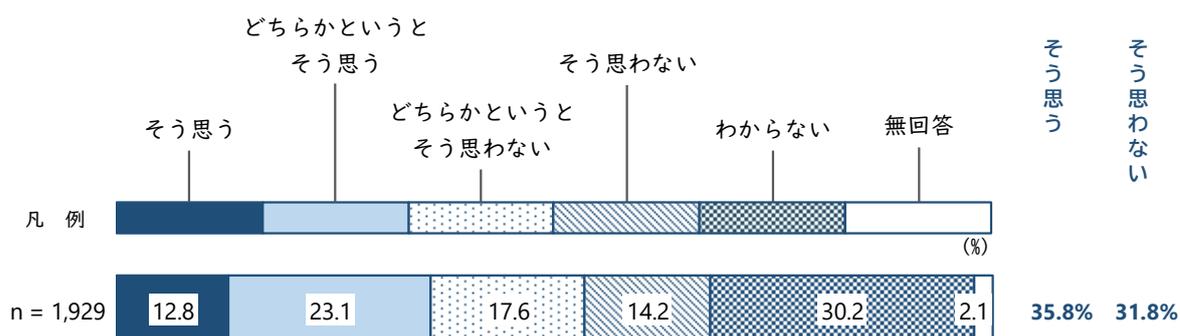


⑥ こどもに関する政策において自分の意見が聞いてもらえていると思うか

こどもに関する政策において自分の意見が聞いてもらえていると思うかをたずねたところ、そう思う（「そう思う」＋「どちらかというと思う」）との回答は35.8%となっています。

一方、そう思わない（「そう思わない」＋「どちらかというと思わない」）との回答も31.8%と3割以上みられます。

■こどもに関する政策において自分の意見が聞いてもらえていると思うか【中学2年生】



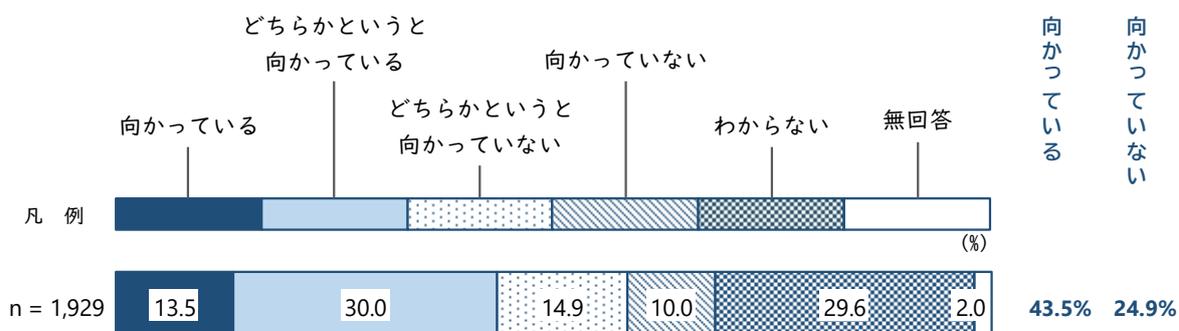
⑦ 今の社会は「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会」の実現に向かっていると思うか

今の社会は「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会」の実現に向かっていると思うかをたずねたところ、向かっている（「向かっている」＋「どちらかというに向かっている」）との回答は43.5%となっています。

一方、向かっていない（「向かっていない」＋「どちらかというに向かっていない」）との回答も24.9%と2割以上みられます。

■今の社会は「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会」の実現に向かっていると思うか

【中学2年生】



⑧ 将来住んでみたい未来のいわき市の姿

将来暮らしてみたいと思う未来のいわき市の姿について自由記述式でたずねたところ、1,348人の方から様々な意見をいただきました。

回答のあった意見を分類したところ、「明るく、楽しく、幸せに暮らせる・平和である」という内容の意見が293件と最も多く、次いで「良好なコミュニティがある・人があたたかい・いじめや争いごとがない」（262件）、「商業施設や観光施設、遊ぶところが充実している」（236件）などとなっています。

■将来住んでみたい未来のいわき市【中学2年生】

項目	件数
明るく、楽しく、幸せに暮らせる・平和である	293
良好なコミュニティがある・人があたたかい・いじめや争いごとがない	262
商業施設や観光施設、遊ぶところが充実している	236
生活環境が良好である・美化が行き届いている	191
安心安全に暮らせる・事故や事件、犯罪がない・災害に強い	175
都会らしさや便利さがある・人が集まる・活気がある	168
自然に恵まれている・空気がきれい	134
生活しやすい・行政がしっかりしている	126
子どもや若者が暮らしやすい・子育てがしやすい	87
性別や年齢、障がいなどに関係なく誰もが暮らしやすい	77
一人ひとりの考えが大事にされる・自由に暮らせる	64
道路や交通機関などのインフラが整っている	64
学校の環境が整っている・よい学校生活が送れる	49
経済的に困らない・収入が得やすい・豊かに暮らせる	47
文化・スポーツ施設や公園が整っている	43
今のままでよい・変わらないでほしい	42
経済活動が盛んである・働く場所が充実している	29
医療や福祉が整っている	20
勉強やスポーツに取り組みやすい環境がある	18
絵や図による回答	91
その他	28
意見合計	2,244

※回答者数：1,348人（「特になし」などの回答は除く）

※1人の回答内容が複数の項目に該当する場合は、それぞれの項目に分類している

3 子どもの生活実態調査の結果からみる子育て家庭等に関する現状

(1) 調査目的

地域における子ども・子育て支援に係る課題を把握し、課題解決に向けた仕組みづくりや、新たな事業構築などの対応策を検討するため、「いわき市子どもの生活実態調査」を実施しました。

※アンケート調査結果の全編は、市公式ホームページに掲載しています。

URL：~~~~~

QRコード

(2) 調査対象等

- ①調査対象：小学5年生のいる世帯（保護者・児童） 1,519 世帯
 中学2年生のいる世帯（保護者・生徒） 1,532 世帯
- ②調査方法：学校配布・回収
- ③調査期間：令和6年4月17日～4月26日

(3) 回収結果

調査対象		配布数	有効回収数 (率)	このうち、親子の回答が 紐づけてきた世帯数 (率)
小学5年生	児童	1,519	953 (62.7%)	938 (61.8%)
	保護者	1,519	949 (62.5%)	
中学2年生	生徒	1,532	1,000 (65.3%)	953 (62.2%)
	保護者	1,532	1,012 (66.1%)	
計		6,102	3,914 (64.1%)	1,891 (62.0%)

(4) 調査結果の分析にあたって

世帯の経済状況や家庭環境などによる生活困難を把握するため、親子の回答を紐づけてきた世帯について、「①低所得」「②家計の逼迫」「③子どもの体験や所有物の欠如」の3要素のうち、2つ以上に該当する世帯を「困窮層」、1つに該当する世帯を「周辺層」、また、両者を合わせて「生活困難層」と定義づけしました。

区分	世帯数	世帯の内訳		
		ひとり親	ふたり親	その他
生活困難層	447 (23.6%)	155 (61.5%)	273 (17.4%)	19 (26.8%)
困窮層	151 (8.0%)	67 (26.6%)	73 (4.7%)	11 (15.5%)
周辺層	296 (15.7%)	88 (34.9%)	200 (12.8%)	8 (11.3%)
一般層	1,381 (73.0%)	93 (36.9%)	1,242 (79.2%)	46 (64.8%)
生活困難度の把握が困難	63 (3.3%)	4 (1.6%)	53 (3.4%)	6 (8.5%)
合計	1,891 (100.0%)	252 (100.0%)	1,568 (100.0%)	71 (100.0%)

※下段（ ）書きは構成比

- ① 低収入：等価世帯収入（世帯年収を世帯人数の平方根で除した収入）が中央値の2分の1未満
- ② 家計の逼迫：経済的な理由で、食料、衣類を買えなかった、公共料金を支払えなかった経験がある
- ③ 子どもの体験や所有物の欠如：経済的な理由で、体験（誕生祝いやお年玉等）や所有物（本や文具等）がない

(5) 子どもの生活実態調査結果の留意点

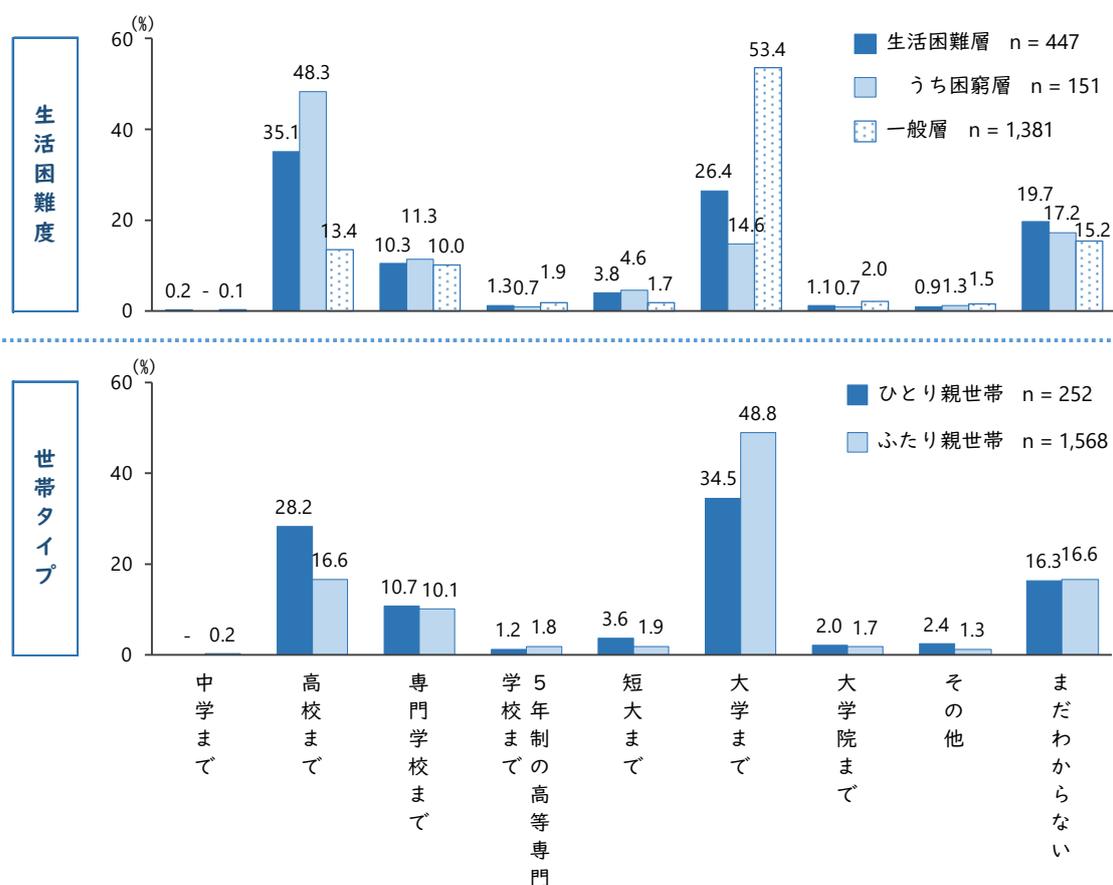
- 図表中の「n」は回答割合算出における基数であり、100.0%が何人の回答に相当するかを表しています。
- 回答割合は百分率で表し、小数点第2位を四捨五入して算出しています。このため、回答割合を合計しても100.0%にならない場合があります。
- 図表中または文章中で2つ以上の選択肢の回答割合の合算値を掲載している箇所は、四捨五入の関係で、個々の回答割合の単純な足し上げ値と一致しない場合があります。

(6) 調査結果概要

① 受けさせたい教育段階

- 生活困難度別にみると、一般層では「大学まで」が53.4%と5割以上を占めますが、生活困難層では26.4%と低くなり、「高校まで」が35.1%と高くなっています。特に困窮層では、「高校まで」が48.3%と約5割を占めています。
- 世帯タイプ別にみると、ふたり親世帯では「大学まで」が48.8%と約5割を占める一方、ひとり親世帯では34.5%にとどまり、「高校まで」が28.2%と高くなっています。

■受けさせたい教育段階【保護者】

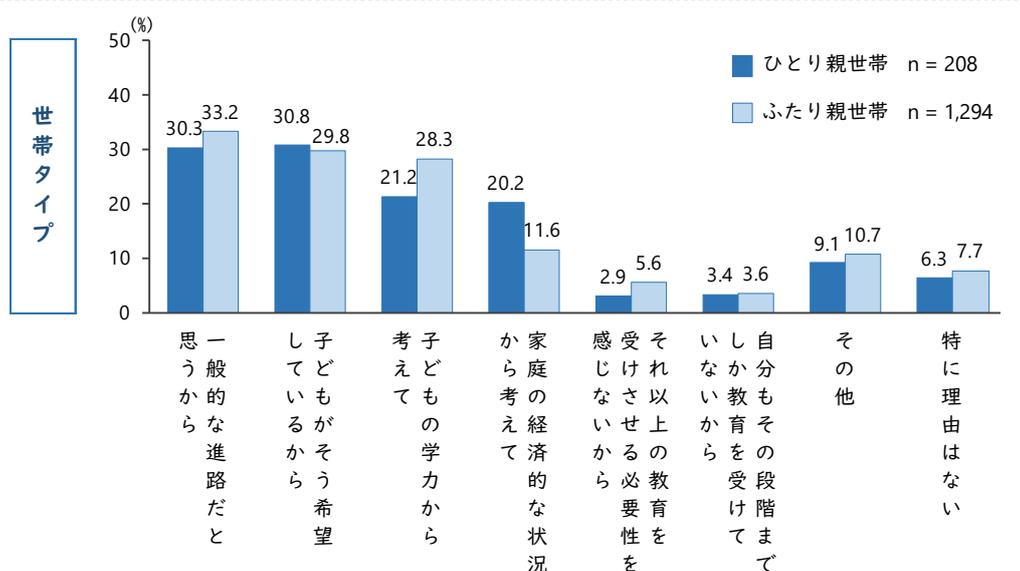
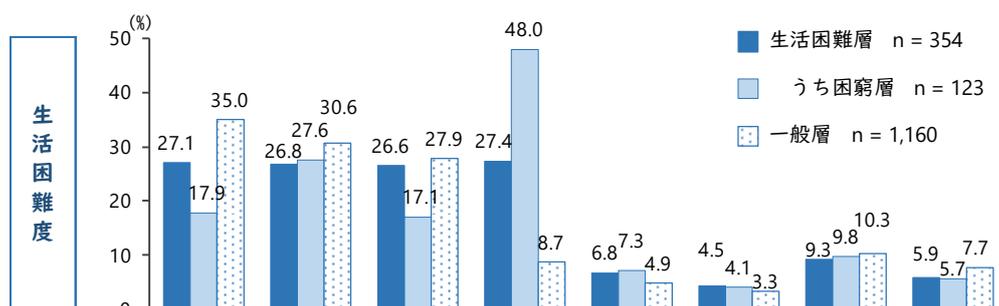


※「無回答」を除いて掲載

② 受けさせたい教育段階の理由

- 生活困難度別にみると、「家庭の経済的な状況から考えて」で特に顕著な差がみられ、一般層では 8.7%であるのに対し、生活困難層では 27.4%と高くなり、困窮層では 48.0%と突出しています。
- 世帯タイプ別にみると、ふたり親世帯では「子どもの学力から考えて」が 28.3%と、ひとり親世帯に比べ高くなっている一方、ひとり親世帯では「家庭の経済的な状況から考えて」が 20.2%と、ふたり親世帯に比べ高くなっています。

■ 受けさせたい教育段階の理由【保護者】 複数回答可

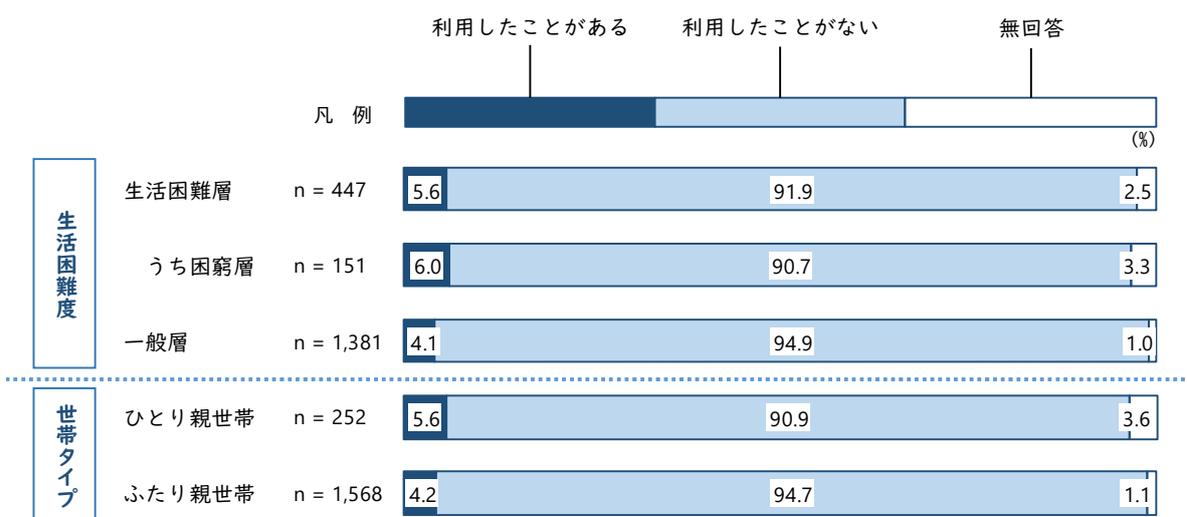


※「無回答」を除いて掲載

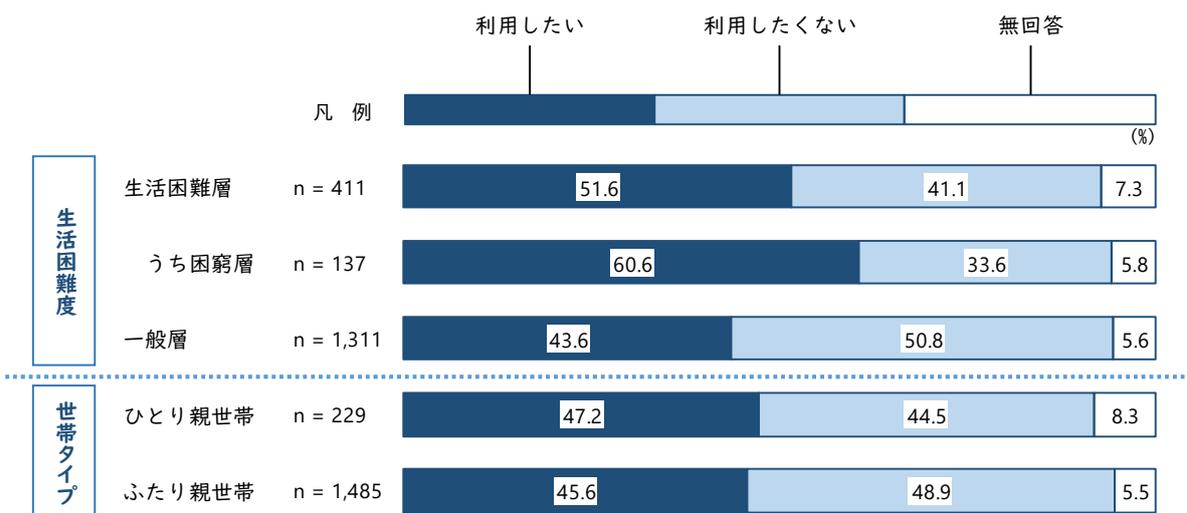
③ 学校・塾以外の学習支援

- 学校・塾以外の学習支援の利用状況は、生活困難度別及び世帯タイプ別のいずれも「利用したことがない」が9割以上を占めています。
- 学校・塾以外の学習支援を利用したことがない場合の利用希望は、生活困難度別及び世帯タイプ別のいずれも半数程度が「利用したい」と回答し、特に困窮層では6割以上と高くなっています。

■学校・塾以外の学習支援の利用状況【保護者】



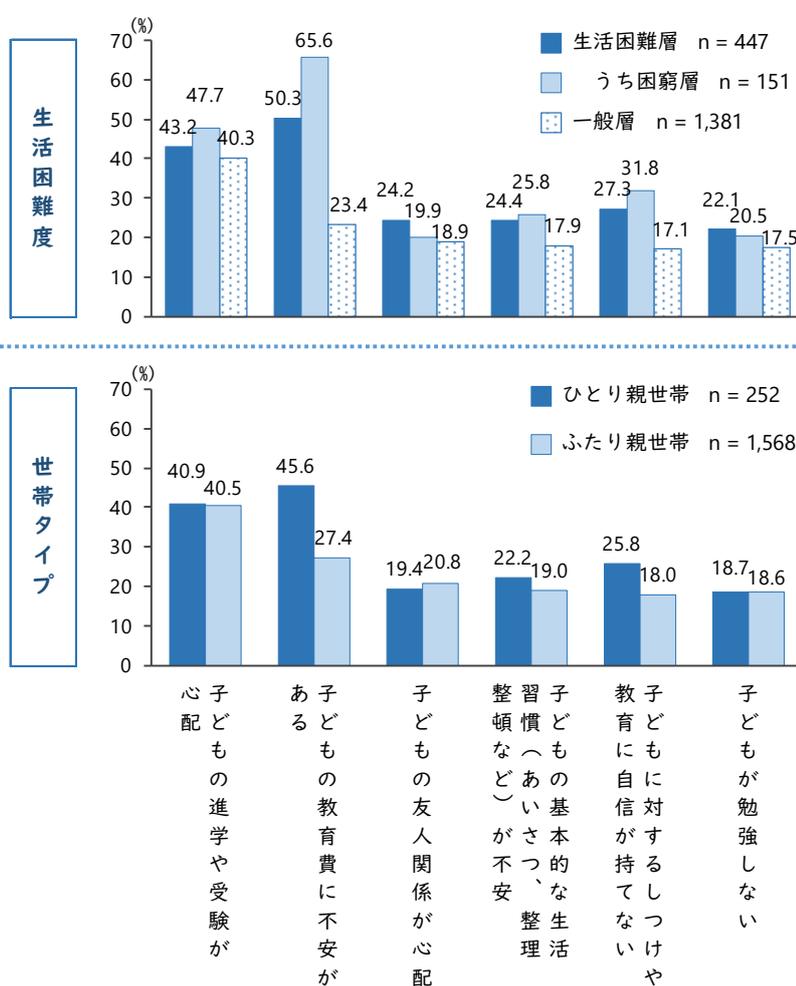
■学校・塾以外の学習支援の利用希望【保護者】



④ 子育ての心配事や悩み事

- 生活困難度別にみると、一般層では「子どもの教育費に不安がある」が23.4%であるのに対し、生活困難層では50.3%と高くなり、特に困窮層では65.6%とより高くなっています。また、「子どもに対するしつけや教育に自信が持てない」も同様に、一般層では17.1%であるのに対し、生活困難層では27.3%と高くなっています。
- 世帯タイプ別にみると、ひとり親世帯では「子どもの教育費に不安がある」が45.6%、「子どもに対するしつけや教育に自信が持てない」が25.8%と、それぞれふたり親世帯に比べ高くなっています。

■子育ての心配事や悩み事【保護者】 複数回答可

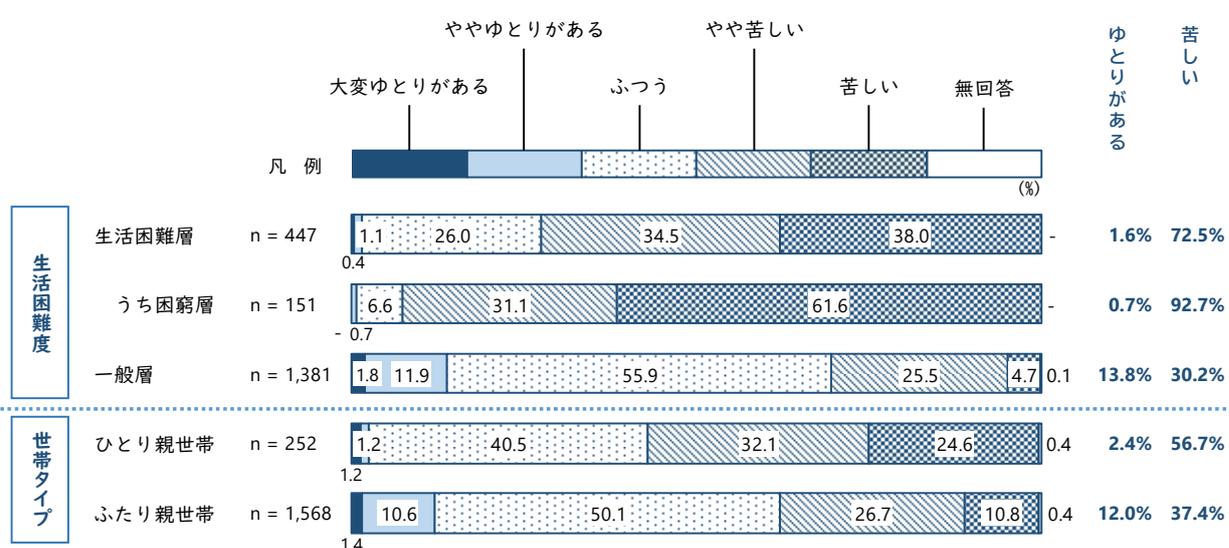


※主な選択肢を抜粋して掲載

⑤ 現在の暮らしの状況

- 生活困難度別にみると、生活困難層ではゆとりがある（「大変ゆとりがある」＋「ややゆとりがある」）との回答が1.6%と僅かであり、苦しい（「苦しい」＋「やや苦しい」）との回答が72.5%となっています。特に、困窮層では苦しいとの回答が92.7%と9割以上を占めています。
- 世帯タイプ別にみると、ふたり親世帯ではゆとりがあるとの回答が12.0%、苦しいとの回答が37.4%であるのに対し、ひとり親世帯ではゆとりがあるとの回答が2.4%と僅かであり、苦しいとの回答が56.7%と5割を超えています。

■現在の暮らしの状況【保護者】

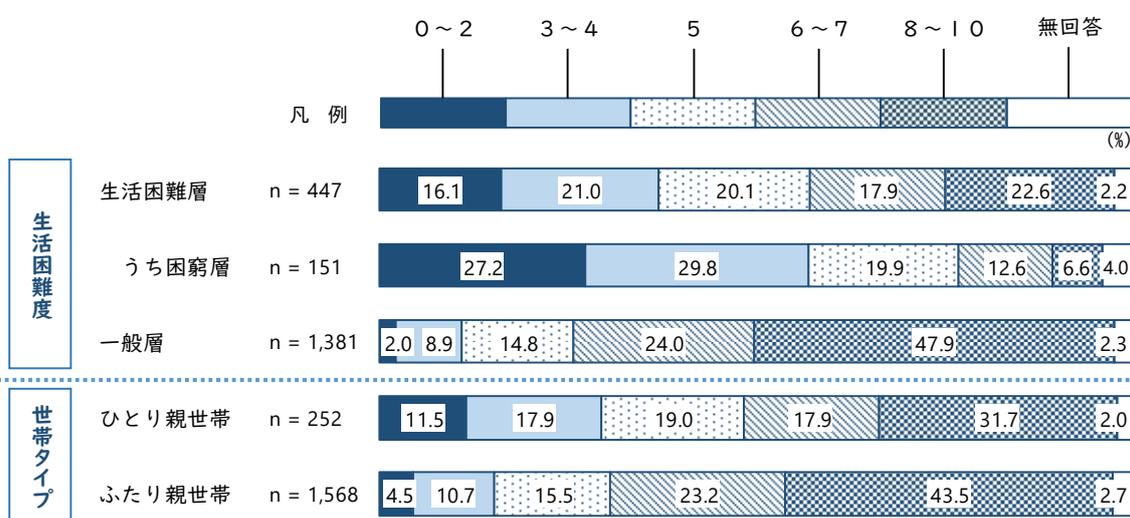


※グラフ右の数値は、類似した2つの選択肢の回答割合の合算値
 (例) ゆとりがある = 「大変ゆとりがある」 + 「ややゆとりがある」

⑥ 最近の生活の満足度

- 最近の生活の満足度について、0（まったく満足していない）から10（十分に満足している）の11段階ではどれくらいの数字になるかをたずね、その結果を下図のとおり5つに再分類して集計しました。
- これを生活困難度別にみると、一般層では「4」以下の回答割合が合わせて1割程度であるのに対し、生活困難層では37.1%と高く、特に困窮層では57.0%と突出しています。
- 世帯タイプ別にみると、ひとり親世帯では「4」以下の回答割合が合わせて29.4%と、ふたり親世帯に比べ高くなっています。

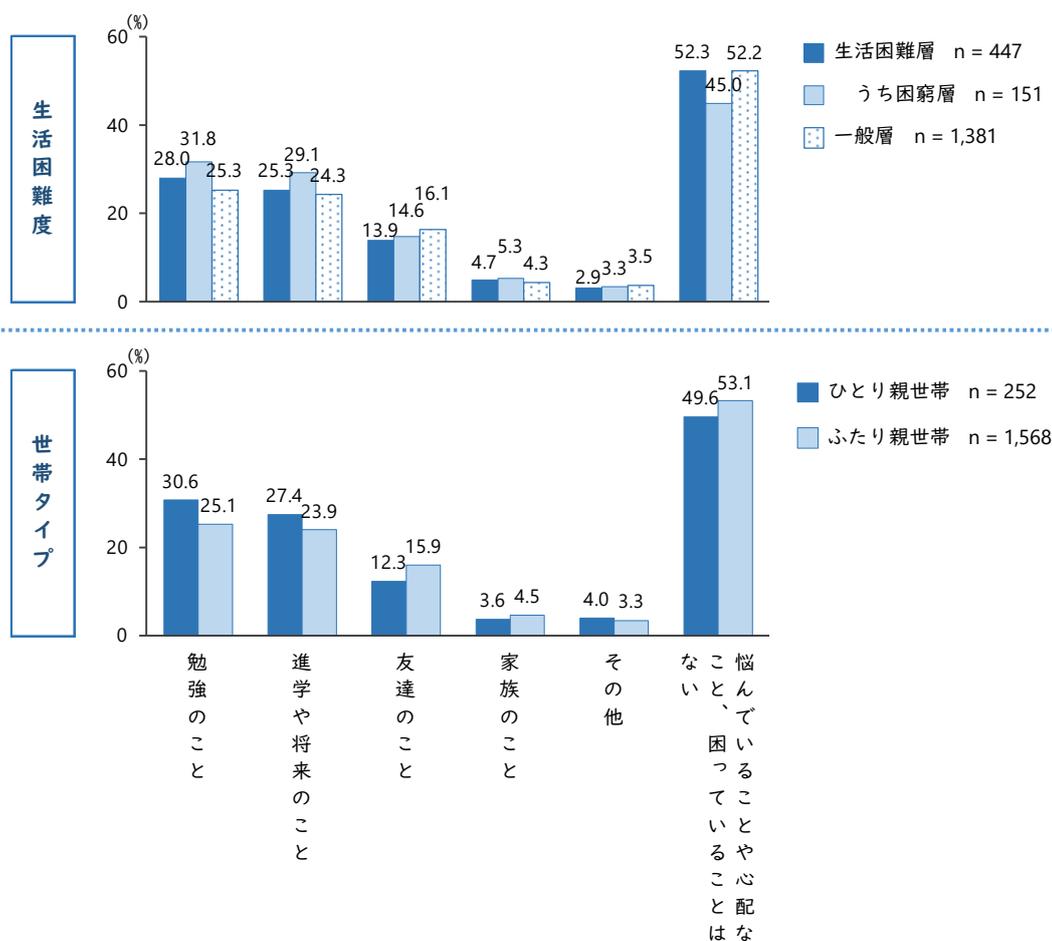
■最近の生活の満足度【保護者】



⑦ 悩みや心配ごと

- 生活困難度別にみると、困窮層では「悩んでいることや心配なこと、困っていることはない」が5割を下回っており、悩みや心配ごとが他の困難度と比べ多いことがうかがえます。
- 世帯タイプ別では、ひとり親世帯とふたり親世帯のどちらも「勉強のこと」「進学や将来のこと」が高くなっており、回答傾向に特徴はみられませんでした。

■ 悩みや心配ごと【児童・生徒】 複数回答可

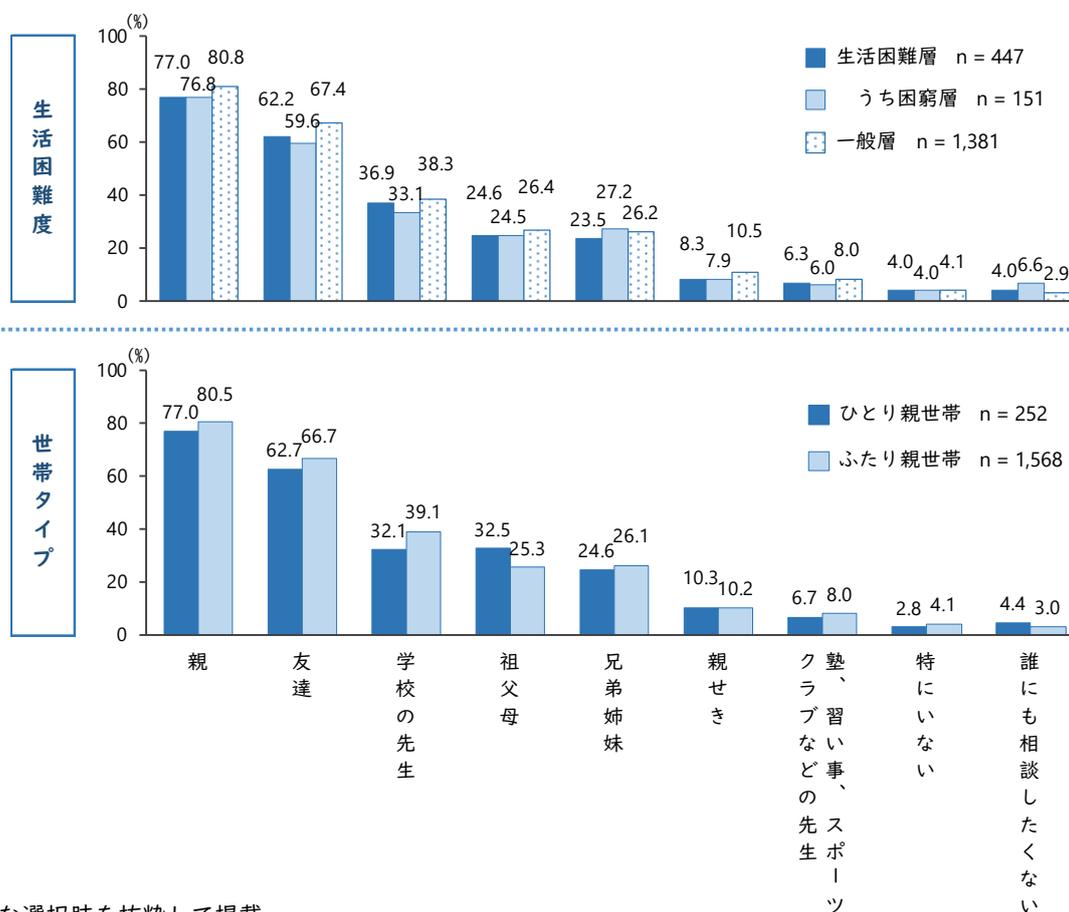


※「無回答」を除いて掲載

⑧ 悩みや心配ごとの相談先

- 生活困難度別及び世帯タイプ別のいずれも、「親」「友達」が高くなっており、回答傾向に特徴はみられませんでした。

■悩みや心配ごとの相談先【児童・生徒】 複数回答可



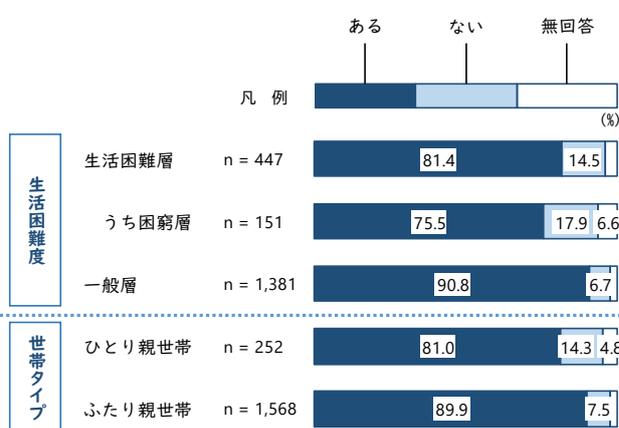
※主な選択肢を抜粋して掲載

⑨ 物の所有状況

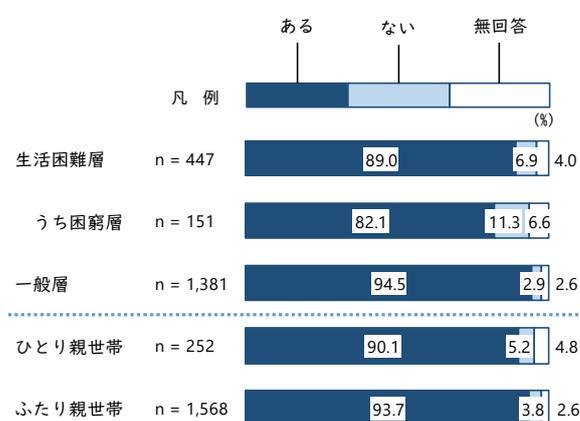
- 生活困難度別にみると、生活困難層では〔本〕〔自宅で宿題をすることができる場所〕〔勉強机〕が「ない」との回答が一般層に比べ高く、困窮層ではより高くなっています。
- 世帯タイプ別にみると、ひとり親世帯では〔本〕〔勉強机〕が「ない」との回答が、ふたり親世帯に比べ高くなっています。
- 〔携帯電話、スマートフォン、タブレット端末〕は、世帯タイプ別では特徴的な傾向はみられないものの、生活困難度別では困窮層の「ない」が35.8%と、他の困難度に比べ高くなっています。

■物の所有状況【児童・生徒】

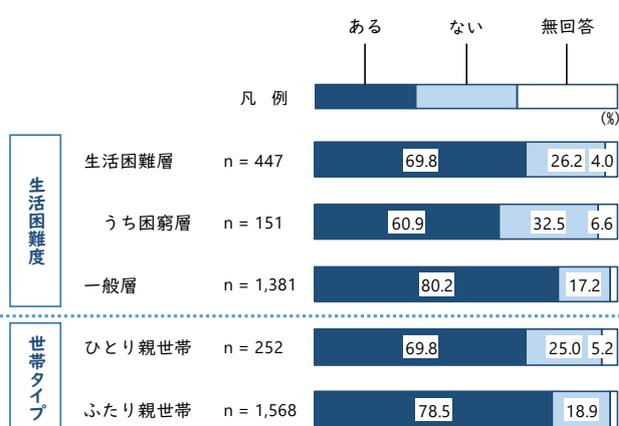
〔本（教科書、マンガ以外）〕



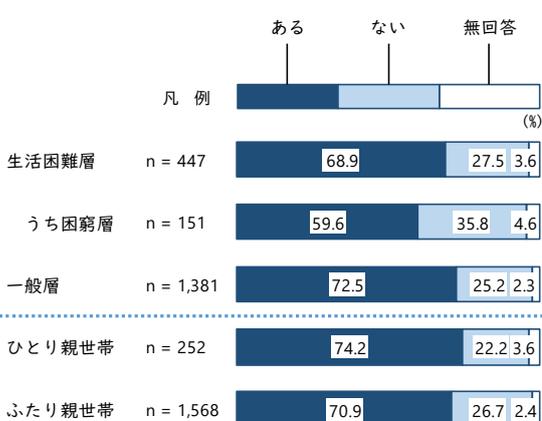
〔自宅で宿題をすることができる場所〕



〔勉強机〕



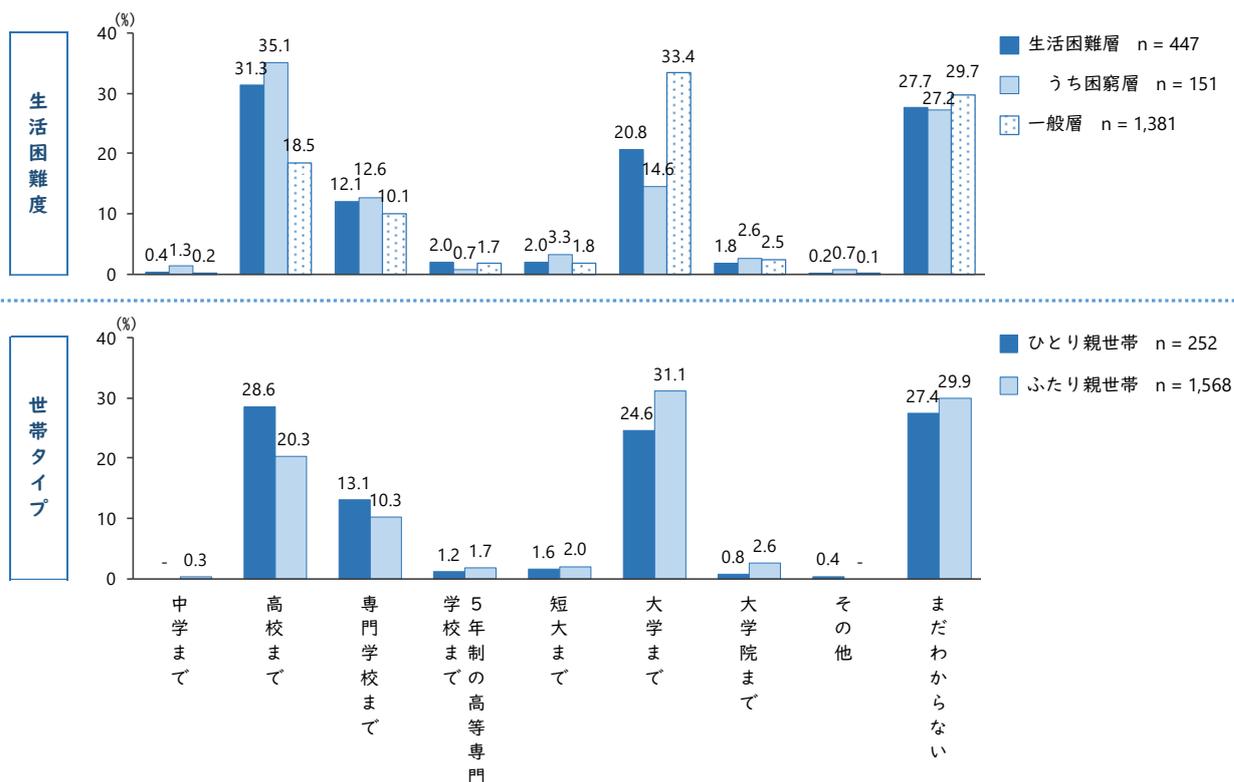
〔携帯電話、スマートフォン、タブレット端末〕



⑩ 希望する進学段階

- 生活困難度別にみると、一般層では「大学まで」が33.4%となっているのに対し、生活困難層では20.8%と低くなり、「高校まで」が31.3%と高くなっています。特に困窮層では、「高校まで」が35.1%とより高くなっています。
- 世帯タイプ別にみると、ふたり親世帯では「大学まで」が31.1%となっているのに対し、ひとり親世帯では24.6%にとどまり、「高校まで」が28.6%と高くなっています。

■希望する進学段階【児童・生徒】

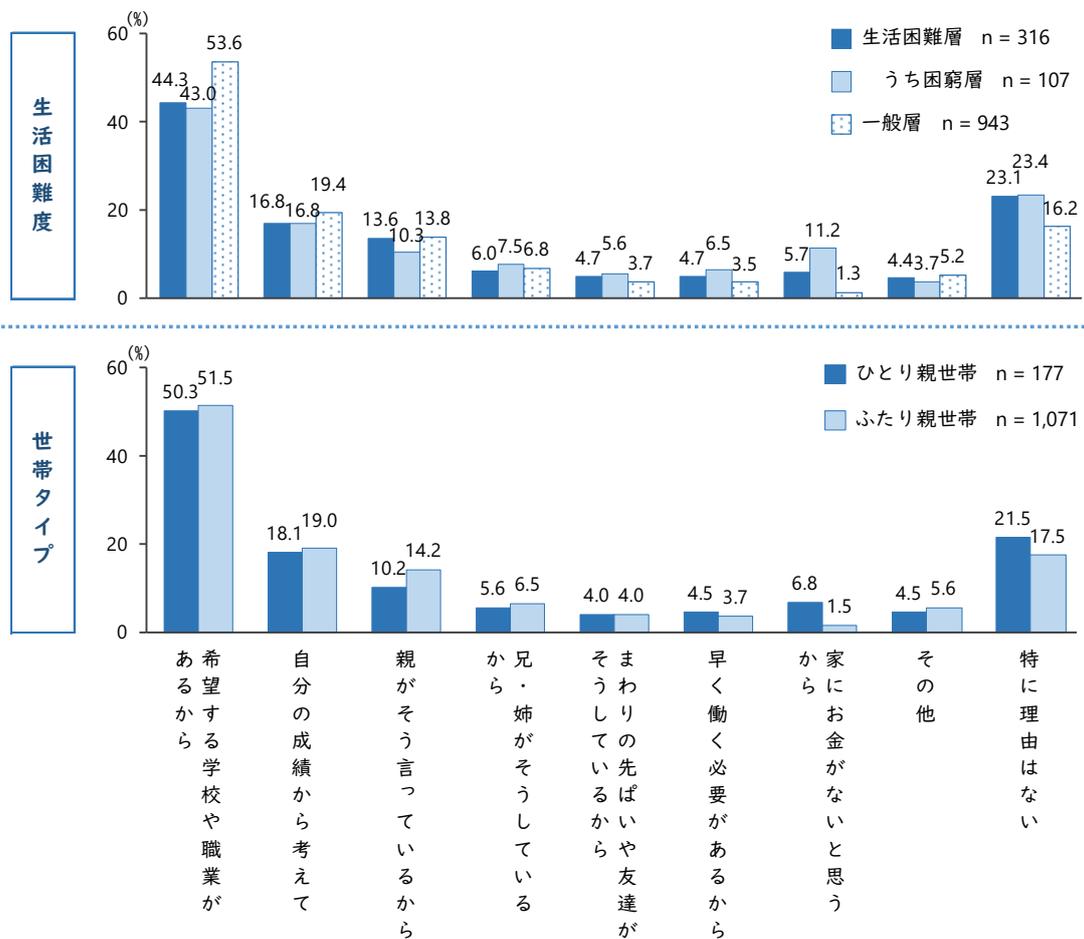


※「無回答」を除いて掲載

① 希望する進学段階の理由

- 生活困難度別にみると、一般層では「希望する学校や職業があるから」が53.6%であるのに対し、生活困難層では44.3%と低くなっています。また、困窮層では「家にお金がないと思うから」が1割以上となっています。
- 世帯タイプ別にみると、ひとり親世帯では「家にお金がないと思うから」がふたり親世帯に比べやや高くなっていますが、それ以外では回答傾向に特徴はみられませんでした。

■希望する進学段階の理由【児童・生徒】

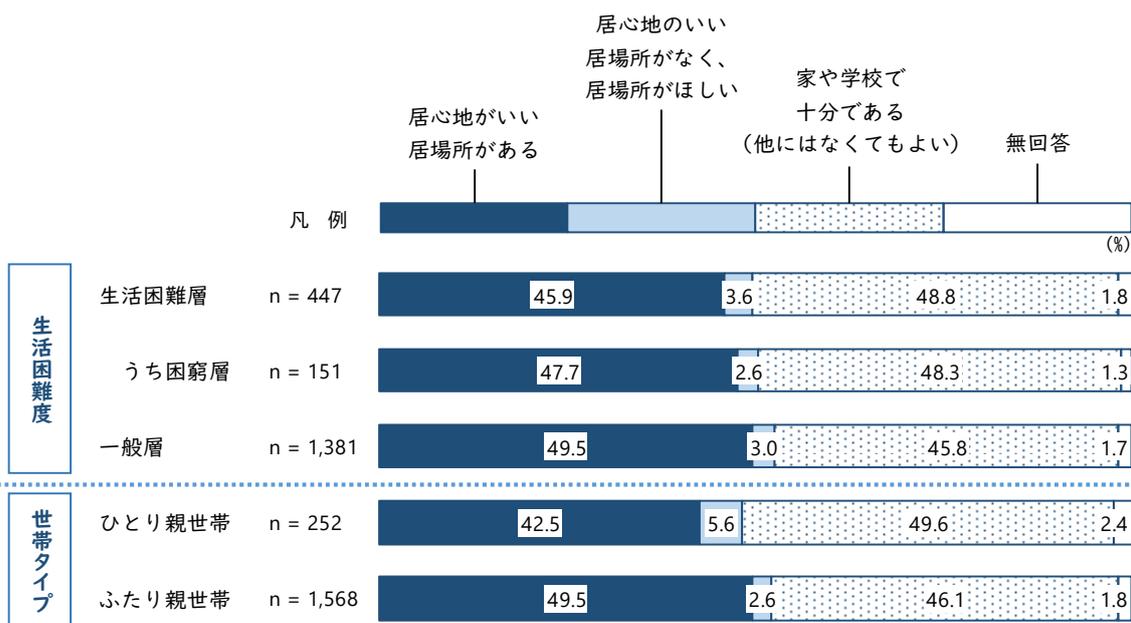


※「無回答」を除いて掲載

⑫ 家や学校以外で居心地がいい居場所

- 生活困難度別及び世帯タイプ別のいずれも「居心地がいい居場所がある」「家や学校で十分である（他にはなくてもよい）」がともに約4～5割となっていますが、「居心地のいい居場所がなく、居場所がほしい」との回答も一部見られ、特に世帯タイプ別のひとり親世帯でやや高くなっています。

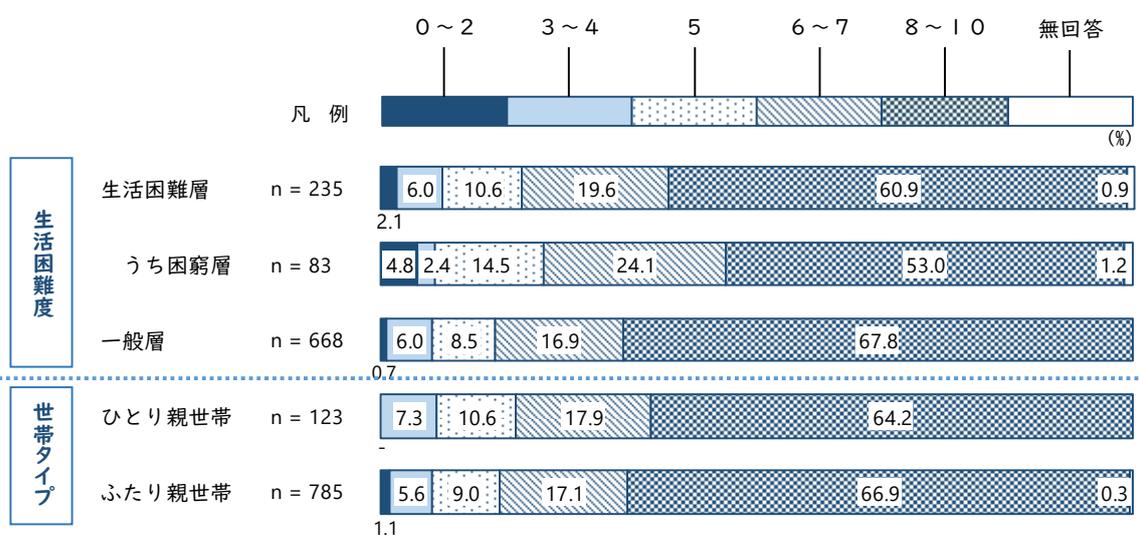
■家や学校以外で居心地がいい居場所【児童・生徒】



⑬ 最近の生活の満足度

- 小学5年生の児童に対し、最近の生活の満足度を0（まったく満足していない）から10（十分に満足している）の11段階ではどれくらいの数字になるかをたずね、その結果を下図のとおり5つに再分類して集計しました。
- これを生活困難度別にみると、一般層では「8～10」が67.8%であるのに対し、生活困難層では60.9%とやや低くなり、特に困窮層では53.0%とより低くなっています。
- 世帯タイプ別では、回答傾向に特徴はみられませんでした。

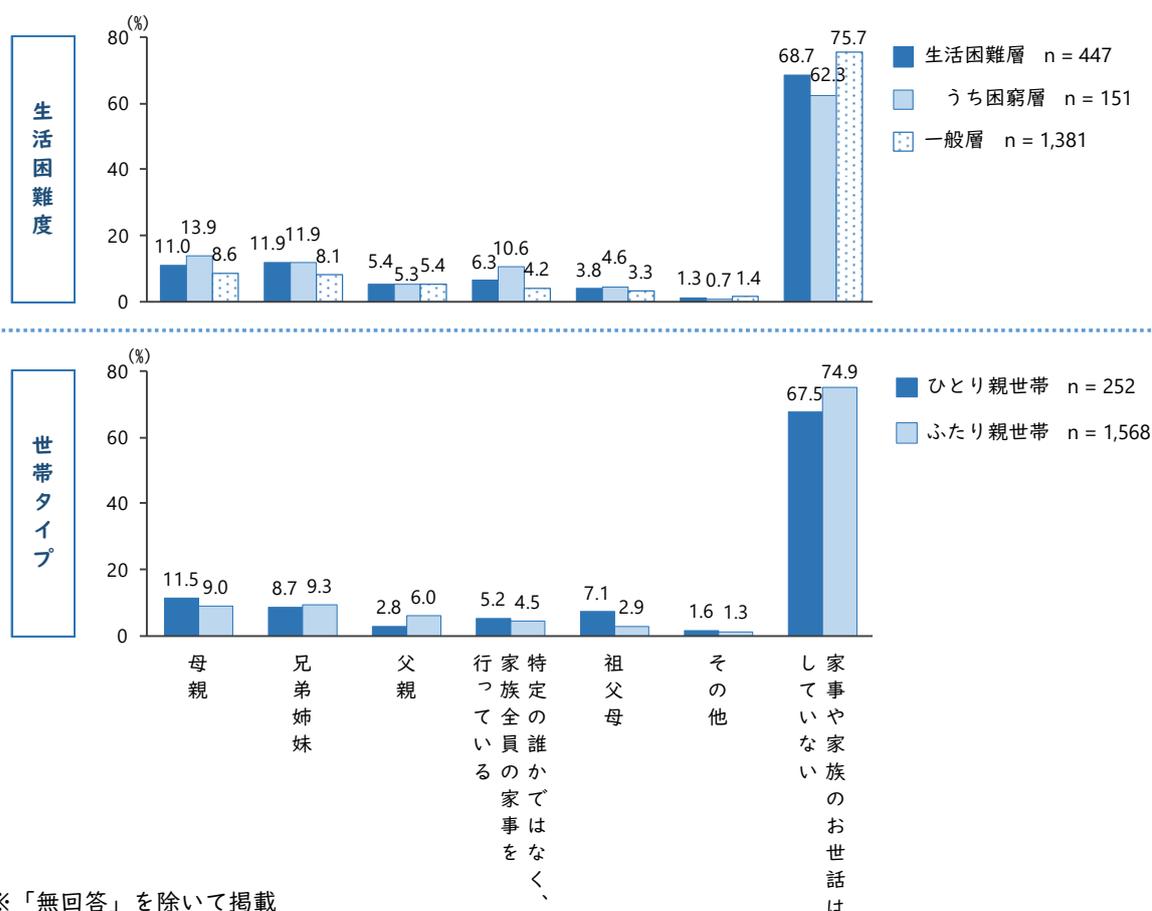
■最近の生活の満足度【児童】



⑭ 家族のお世話の状況

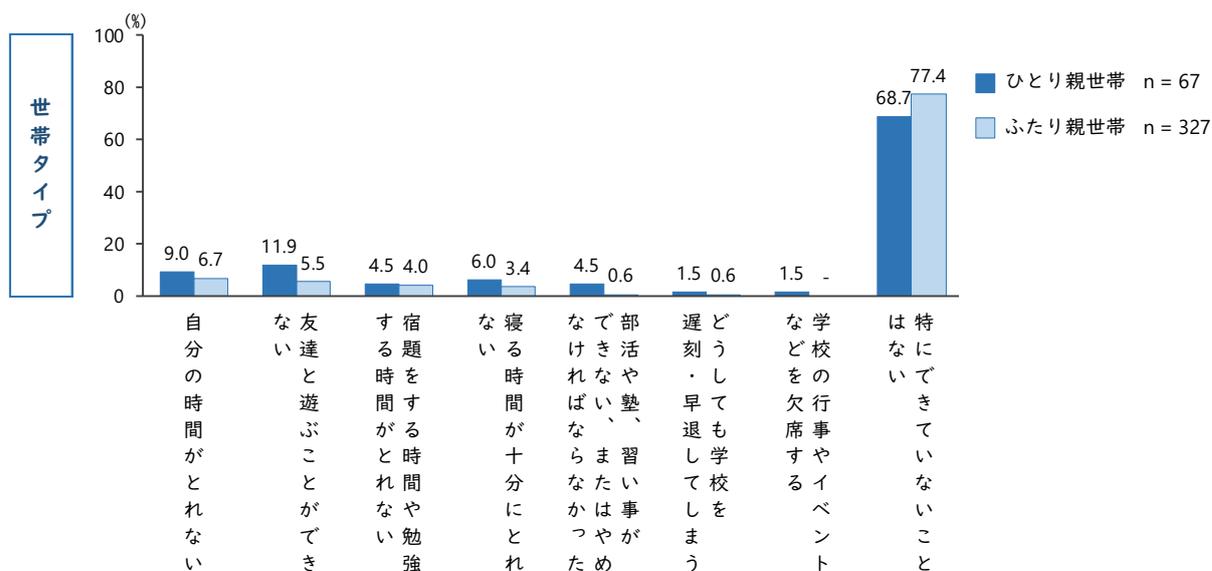
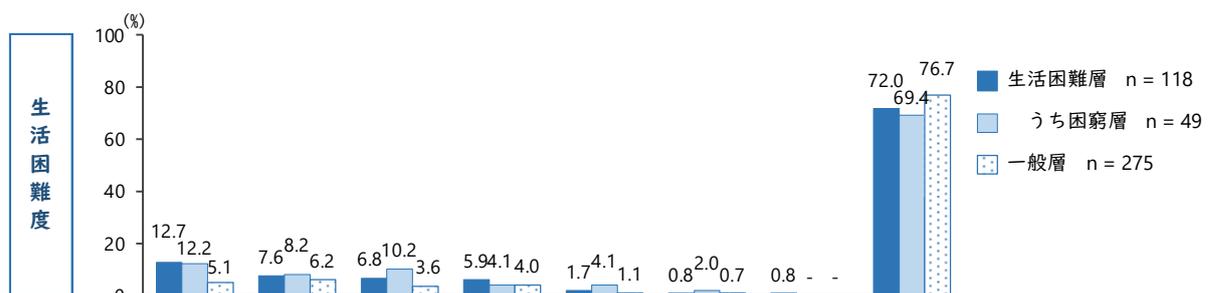
- 家族の中でお世話をしている人の有無について生活困難度別にみると、一般層では「家事や家族のお世話はしていない」が75.7%であるのに対し、生活困難層では68.7%とやや低くなり、特に困窮層では62.3%とより低くなっています。
- 世帯タイプ別にみると、ひとり親世帯では「家事や家族のお世話はしていない」が67.5%と、ふたり親世帯に比べやや低くなっています。

■家族の中でお世話をしている人の有無【児童・生徒】 複数回答可



- 家族のお世話によってできていないことについて生活困難度別にみると、一般層では「自分の時間がとれない」が5.1%であるのに対し、生活困難層では12.7%とやや高くなっています。また、困窮層では「宿題をする時間や勉強する時間がとれない」が1割以上となっています。
- 世帯タイプ別にみると、ひとり親世帯では「特にできていないことはない」が68.7%と、ふたり親世帯に比べやや低く、「友達と遊ぶことができない」が1割以上とやや高くなっています。

■家族のお世話によってできていないこと【児童・生徒】 複数回答可



※主な選択肢を抜粋して掲載

4 計画策定の経過・体制

(1) いわき市社会福祉審議会条例

平成12年3月29日いわき市条例第9号

改正

平成12年8月25日いわき市条例第79号

平成14年3月29日いわき市条例第25号

平成25年7月4日いわき市条例第37号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき設置するいわき市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項)

第2条 審議会は、法第7条第1項に規定する事項のほか、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議する。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。

(委員長の職務代理)

第4条 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して会議の招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第6条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。）に

属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
- 3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。
- 4 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。
- 5 前条（第2項を除く。）の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「委員」とあるのは、「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。
- 6 児童福祉専門分科会は、法第12条第2項の規定により読み替えて適用される法第11条第1項の規定により児童福祉に関する事項を調査審議するほか、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務を処理し、並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する。

（民生委員審査専門分科会への準用）

第7条 前条第2項の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同項中「委員及び臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

- 2 前項において準用する前条第2項の規定により民生委員審査専門分科会に置かれる専門分科会長については、同条第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、同項中「委員又は臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。
- 3 第5条（第2項を除く。）の規定は、民生委員審査専門分科会の会議について準用する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
（いわき市社会福祉審議会の調査審議の特例に関する条例の廃止）
- 2 いわき市社会福祉審議会の調査審議の特例に関する条例（平成11年いわき市条例第3号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の際現に審議会の委員である者の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、

この条例の施行の日（以下「施行日」という。）における地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生省関係政令の整備等に関する政令（平成 11 年政令第 393 号）第 52 条の規定による改正前の社会福祉審議会令（昭和 38 年政令第 248 号。以下「旧審議会令」という。）第 1 条の規定による任期の残任期間と同一の期間とする。

- 4 この条例の施行の際現に旧審議会令第 1 条の 2 の規定により委員長職務を行う委員である者は、施行日に、第 4 条の規定により委員長職務を代理する委員として指名された者とみなす。
- 5 この条例の施行の際現に旧審議会令第 2 条第 1 項の規定により各専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属する委員及び臨時委員である者、同条第 2 項（旧審議会令第 3 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により各専門分科会の専門分科会長である者並びに旧審議会令第 2 条第 4 項（旧審議会令第 3 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により専門分科会長の職務を行う委員又は臨時委員である者は、それぞれ施行日に、第 6 条第 1 項の規定により各専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属する委員及び臨時委員として指名された者、同条第 2 項（第 7 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により各専門分科会の専門分科会長に互選された者並びに第 6 条第 4 項（第 7 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により専門分科会長の職務を代理する委員又は臨時委員に指名された者とみなす。

附 則（平成 12 年 8 月 25 日いわき市条例第 79 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 29 日いわき市条例第 25 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 7 月 4 日いわき市条例第 37 号）

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（子ども・子育て支援会議）委員名簿

① 令和5年度（年度末時点）

（五十音順・敬称略）

	氏名	所属団体等	備考
1	あかつ しんたろう 赤津 慎太郎	福島県保育協議会いわき支部	
2	あらかわ まさかつ 荒川 正勝	いわき市社会福祉協議会	会長
3	いとう まさお 伊藤 順朗	いわき市私立幼稚園協会PTA連合会	
4	おの まさこ 小野 雅子	いわき市公立幼稚園PTA連絡協議会	
5	くさの ゆかり 草野 祐香利	一般社団法人福島助産師会	
6	しが みちお 志賀 達生	いわき市私立幼稚園協会	
7	すがなみ かおり 菅波 香織	福島県弁護士会いわき支部	
8	すぎむら りいちろう 杉村 理一郎	いわき市学童保育連絡協議会	
9	すずき ほしろう 鈴木 保志朗	いわき市医師会	
10	すずき りゅうじろう 鈴木 隆次郎	いわき短期大学 幼児教育科	
11	せきぐち みわこ 関口 美羽子	いわき市保育所(園)保護者会連合会	
12	とがし なつこ 富樫 那都子	いわき商工会議所	
13	ふじや みゆき 藤谷 美由記	いわき市民生児童委員協議会	
14	まつもと みほこ 松本 美穂子	いわき市小・中学校長会連絡協議会	
15	むらい きょうこ 村井 恭子	福島県浜児童相談所	

② 令和6年度（年度末時点）

（五十音順・敬称略）

	氏名	所属団体等	備考
1	あかつ しみんたろう 赤津 慎太郎	福島県保育協議会いわき支部	
2	あべ いくみ 阿部 育美	いわき市公立幼稚園PTA連絡協議会	
3	あらかわ まさかつ 荒川 正勝	いわき市社会福祉協議会	会長
4	いとう まさお 伊藤 順朗	いわき市私立幼稚園協会PTA連合会	
5	くさの ゆかり 草野 祐香利	一般社団法人福島助産師会	
6	さとう みつのり 佐藤 光徳	福島県浜児童相談所	
7	しが みちお 志賀 達生	いわき市私立幼稚園協会	
8	すがなみ かおり 菅波 香織	福島県弁護士会いわき支部	
9	すぎむら りいちろう 杉村 理一郎	いわき市学童保育連絡協議会	
10	すずき ほしろう 鈴木 保志朗	いわき市医師会	
11	すずき りゅうじろう 鈴木 隆次郎	いわき短期大学 幼児教育科	
12	とがし なつこ 富樫 那都子	いわき商工会議所	
13	にいづま さおり 新妻 沙織	いわき市保育所(園)保護者会連合会	
14	ふじや みゆき 藤谷 美由記	いわき市民生児童委員協議会	
15	まつもと みほこ 松本 美穂子	いわき市小・中学校長会連絡協議会	

(3) いわき市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議）開催経過

年度	月日	会議	審議内容
令和5年度	5月24日	第1回	○ いわき市子ども・子育て支援事業計画について
	11月27日	第2回	○ 次期子ども・子育て支援事業計画の策定について
	2月7日	第3回	○ 次期計画策定に向けた調査について
	3月26日	第4回	○ 第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画に係る需給計画の見直しについて
令和6年度	5月30日	第1回	○ こども・若者の意見表明機会の確保に向けた取組について
	6月25日	第2回	○ 第二次いわき市こどもみらいプランの総括について
	8月27日	第3回	○ こども・若者の意見表明機会確保の取組について （オンライン意見箱・放課後児童クラブでの意見交換） ○ 第三次いわき市こどもみらいプラン策定に係るアンケート調査の結果について（生活実態調査・こどもまんなか調査） ○ 第三次いわき市こどもみらいプランの施策体系について ○ 第三次いわき市こどもみらいプランの基本理念の決定に向けたプロセスについて
	10月24日	第4回	○ 第三次いわき市こどもみらいプラン策定に係るアンケート調査の結果について（ニーズ調査） ○ 第三次いわき市こどもみらいプランの骨子案について ○ 第三次いわき市こどもみらいプランの基本理念について ○ 第三次いわき市こどもみらいプランの需給計画について
	11月28日	第5回	○ 第三次いわき市こどもみらいプランの骨子案について （パブリックコメントの実施について） ○ 第三次いわき市こどもみらいプランの基本理念について
	2月14日	第6回	○ 令和6年度こども・若者の意見表明機会確保の取組について ○ 第三次いわき市こどもみらいプランに係るパブリックコメントについて ○ 第三次いわき市こどもみらいプランの素案について
	3月12日	第7回	○ 第三次いわき市こどもみらいプランについて

5 用語解説

あ 行

- **育児休業制度**

育児・介護休業法に基づき、労働者が育児のために一定期間の休業取得を保障する制度です。

- **「いのちを育む教育」の指針**

将来を担う子どもたち自身が、自他のいのちを大切にし、相手を思いやり、心身の健康の維持・向上に取り組むことができるよう、学校、家庭、保健、医療、福祉、地域関係機関の連携のあり方と今後の取組みの方向性を示した指針です。

- **医療的ケア児**

医療的ケア児支援法において、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童のことと定義されています。

か 行

- **核家族**

夫婦と未婚の子どもで構成された家族のことです。

- **家庭相談員**

家庭における児童の養育上の諸問題についての相談を受け、指導・助言を行います。

- **家庭的保育**

主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行います。

- **企業主導型保育**

企業等が国から助成を受けて従業員向けに運営する認可外の保育施設で、企業等の従業員のこどものほか、地域の保育を必要とするこどもの保育を行います。

- **教育・保育施設**

認定子ども園法・学校教育法・児童福祉法に規定された認定子ども園・幼稚園・保育所のことです。

- **コーホート変化率法**

各コーホート（同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づいて将来人口を推計する方法です。

- **子育てコンシェルジュ**

主に保育所や幼稚園等の入園相談や子育てに関する相談を受け、情報提供・助言を行います。

● こども基本法

全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とした法律（令和5（2023）年4月施行）です。

● 子ども・子育て支援新制度

平成24（2012）年8月に制定された子ども・子育て関連3法に基づく制度のことです。新制度では、全てのこども・子育て家庭を対象に、幼児教育・保育、地域のこども・子育て支援の質・量の拡充を図ります。

● こども食堂

主に民間団体や地域住民が主体となり、こどもたちへ安価または無料で食事を提供するコミュニティの場です。単に「食事提供の場」としてだけではなく、貧困に苦しむこどもたちへの栄養支援、放課後の居場所の提供や学習支援の場、地域の人々とのコミュニケーションの場としての機能も期待されています。

● こどもの貧困解消法

貧困により、こどもがその権利利益を害され社会から孤立することのないよう、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とした法律です。

子どもの貧困対策推進法（平成26（2014）年1月施行）の改正法の施行（令和6（2024）年9月）により、法律名に「貧困の解消」が明記されるとともに、目的や基本理念の充実等が盛り込まれています。

● 子ども・若者育成支援推進法

こども・若者の健やかな育成、こども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするため、総合的なこども・若者育成支援のための施策を推進することを目的とした法律（平成22（2010）年4月施行）です。

さ 行

● 事業所内保育

各市町村の認可を受けて企業が主に運営する保育施設で、主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員のこどものほか、地域の保育を必要とするこどもの保育を行います。

● 次世代育成支援対策推進法

少子化の流れを変えるため、地方公共団体や事業主に次世代育成に関する行動計画の策定を義務付けた法律（平成17（2005）年4月施行）です。

● 児童

学校教育法では満6～12歳までの学齢児童、児童福祉法では満18歳未満の児童のことです。

● 児童の権利に関する条約

こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。

- **出生率**
人口 1,000 人に対する年間出生数を比率で示したものです。
- **小規模保育**
主に満 3 歳未満の乳幼児を対象とし、少人数（定員 6～19 人）を対象にきめ細かな保育を行います。
- **食育**
生きる上での基本であり、「知育」、「徳育」、「体育」の基礎となるべきものです。様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てます。
- **女性相談支援員**
社会的又は家庭的に女性の福祉を阻害するおそれのある問題並びに女性の持つ生活上の問題についての相談を受け、指導・助言を行います。
- **スクールカウンセラー**
学校で子どもや保護者、教職員へのカウンセリングや指導・助言を行う臨床心理士等のことです。
- **スクールソーシャルワーカー**
教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有し、児童生徒の問題に対し保護者や教職員と協力しながら問題の解決を図る専門職のことです。
- **潜在保育士**
保育士の資格を持っているが保育士として就労していない人のことです。

た 行

- **男女共同参画**
男女が自立した対等な構成員として、政治、社会経済、文化などあらゆる活動に参画する機会が確保され、共に利益を享受し、かつ責任を担うことです。
- **地域型保育事業**
少人数の単位で、主に満 3 歳未満の乳幼児を預かる事業のことで、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の 4 つがあります。
- **地域子ども・子育て支援事業**
子ども・子育て支援法第 59 条に基づき実施する地域子育て支援に関する事業で、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業等があります。
- **地域周産期母子医療センター**
産科及び小児科（新生児診療を担当するもの）等を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる医療施設のことです。

● 地区保健福祉センター

市内7か所に福祉業務に携わるケースワーカーと、保健活動を行う保健師などを併せて配置し、市民により身近な地域の中で保健・福祉サービスを一体的に提供します。

● ドメスティック・バイオレンス（DV）

明確な定義はないものの、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある（あった）者から振るわれる暴力」という意味で使用されています。暴力には身体的なもの（平手で打つ、殴るなど）だけでなく、精神的・経済的・性的なものを含みます。

な 行

● 乳児

児童福祉法では1歳未満の者を乳児としています。

● 認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設のことです。

は 行

● ひとり親家庭

母子家庭と父子家庭の総称です。母子家庭は、未婚、死別又は離別の母親と未成年の**こども**のみからなる家族を示しており、父子家庭は、未婚、死別又は離別の父親と、未成年の**こども**のみからなる家族を示しています。

● 貧困の連鎖

親の貧困が**こども**の貧困につながっていくことです。家庭の所得差によって**こども**の教育や健康などに格差が生じ、成人後に貧困に陥る可能性が高いとされています。

● 不育症

妊娠はするものの、2回以上の流産、死産を繰り返して結果的に**こども**を持たない状態のことです。

● フッ化物

フッ素は必須栄養素の1つであり、また自然の中に広く分布している元素で、実際には他の元素と結合して「フッ化物」として存在しています。適正量を用いれば、むし歯予防のためのフッ化物応用は有効です。

● 不妊

妊娠を望んで性生活を送っている男女が1年以上妊娠しない状態のことです。

● プレコンセプションケア

コンセプション(Conception)は受胎、つまりおなかの中に新しい命をさずかることをいいます。プレコンセプションケアは、若い男女が将来の妊娠や出産を意識して、日々の生活や健康に向き合うことです。

- **保育所**

就労又は疾病等のため乳幼児を保育することができない保護者に代わって日々乳幼児を保育する施設です。

- **放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）**

保護者が昼間家庭にいない小学校の児童等を対象に、学校の空き教室などを利用して、放課後の遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図ることを目的としたものです。

- **母子保健コンシェルジュ**

保健師や看護師等の有資格者が、全ての妊婦と面談し、個別の状況に応じた応援プランを作成するとともに、妊産婦等からの様々な相談を受け、情報提供や助言等を行います。

- **ボランティア**

社会福祉などにおいて、無償性、善意性、自発性に基づいて技術の援助や労力の提供などを行う民間の奉仕者のことです。

や 行

- **ヤングケアラー**

子ども・若者育成支援推進法において、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者と定義されています。

- **幼児**

児童福祉法では、1歳から小学校に就学するまでを幼児としています。

- **幼稚園**

幼児を保育し、適当な環境を与え、心身の発達を助長することを目的に、満3歳から小学校入学までの幼児の教育を行う教育機関のことです。

ら 行

- **療育**

児童福祉法に規定があり、「療」は医療を「育」は保育又は養育を意味するものであり、これらを併せて行うことをいいます。保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携が必要です。

わ 行

- **ワーク・ライフ・バランス**

男女がともに、人生の各段階において、仕事・家庭生活・地域生活・個人の自己啓発など、様々な活動について、自らの希望に沿った形で、バランスをとりながら展開できる状態を実現することです。